

ころか、頭さへ擲り、同盟休校といふ不買同盟で職業さへ奪ひ取つて干乾にするのは、自然の成行であらう。現代に於ける學問の墮落や教育の墮落は、この一事を以て萬事を察するに難くない。

孔子は論語の憲問篇に於て曰ふには、『古の學は己の爲めにし、今の學は人の爲めにす。』と。こゝで『人の爲めにす』といふのは羅典語の *ad alterum* の意味では無く、佛蘭西の *ノントの Viore pour autrui* の意味でも無し。さう云ふ意味ならば孔子は仁といふ言葉で表はして居るのであるが、こゝでは見榮の爲めにする意味である。即ち古聖人の學問といふものは君子の道に徹底して、自己の完全を實現することであつたが、當世の學問は名利の爲めに外を飾つて社會の歡心を買はんとするの學問である。即ち買名の學問であり、宣傳廣告の學問であり、箔を付けて世の中を誤魔化す學問である。これは君子の學問では無く、小人の學問であると云ふのである。斯様に學問は自己の完全を實現する爲めにするのであれば、そこに自ら方法が存する譯である。孔子は爲政篇に於て、『學んで思はざれば罔し、思ふて學ばざれば殆し。』と云つて居る。即ち古訓に倣つて己が良心を求めて、天下の善を會してこれを一にするは學問の効で、客觀的には社會の他律に倣ひ、主觀的には個人の自律の創造に努めなければならぬと云ふのである。そこで學者の態度といふものは天下の

善の爲めに自己の人格の創造に努めることに在るので、名利に超然たるもので無ければならない。孔子はこれを規定して言つて居る。『疏食を飯ひ、水を飲み、脰を曲げて之れを枕とす。樂またその中に在り。不義にして富み且つ貴きは、我に於て浮くる雲の如し。』と。又た『惡衣惡食を恥づる者は未だ共に語るに足らず。』と云ひ、『一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り。人その憂に堪へず。回やその樂を改めず。』と云ひ、『敝れたる縵袍を衣て狐貉を衣たる者と立つて恥ぢざる者はそれ由か。』と云つて居る。荀子はこれを大略篇に於て説明して、『古の賢人は賤しくして布衣となり、貧しくして匹夫となり、食へば餽粥だも足らず、衣れば堅褐だも完からず。然而して禮にあらざれば進まず、義にあらざれば受けず。安んぞ此れを取らん。』と云つて居る。人間は貧しいことを誇とすべきものでは無い。けれども不義にして富み、非禮を行つて貴いよりは優つて居る。況して道を學び、徳を修める爲めに、遺憾ながら貧しいのは、平然として樂しむに足るものである。是れ東洋學者の特色とする所のものであり、莊子の謂ゆる真人の天樂である。そこで仁齋は下の如く言つて居る。『聖人の心は理義に純にして他念あること無し。その不義の富貴を視ること浮雲の漠然たるが如くにして、その中に動く所なし。孟子曰ふ、理義の我が心を悦ばすこと猶ほ芻豢の我が口を悦ばすが如しと。聖人

の樂は固より言語を以て形容す可からずと雖も、然かも理義を外にして豈に謂ゆる樂なるもの有らんや。その不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如しと曰ふを観るときは、その樂しむところ固より知るべし。然かも聖人の心は理義渾融して跡の見るべきものなし。故に理義の二字を以て之れを形容することを得ざるは、大なるかな。』と。

### 第三節 吾等の父祖に於ける學問の本領

吾々の父祖の少年時代に寺小屋で愛讀した本に『大學』と云ふ書がある。薄い十ページばかりの本である。これは禮記の中に在つたのを程明道が取り出して單行本にしてから、兒童の教科書になつたものである。それは何故に教科書になつたかと云ふに、儒教に於ける學問の精神を最も簡明に書き綴つて、君子の學風を會得させることを目的として居るからである。前に掲げた、明德、親民、至善の三綱領は大學に於ける學問の意義を述べたものであるが、その意義を明にする爲めに更に内容を詳述して本領を指摘して居る。それは正心、誠意、修身、齊家、治國、平天下の節目によつて述べられて居るものである。そしてその中心點を修身の一項に置いて居る。身を修める爲めに

正心誠意を必要とするので、身が修まれば家も齊ひ國も治り、天下も平和になると云ふのである。

これが我が東洋に於ては夏段周の時代から江戸時代を通じて明治維新まで連綿として繼承されて來た學問の大精神であつた。これは孔子が古人の學風を門弟に講義したのを、門弟等が手記して置いたものであるが、孔子は別に自説として論語の學而篇に於て學問の中心點たる修身に關して言つて居る。『弟子入りては孝し、出でては弟し、謹んで信あり、汎く衆を愛して仁に親き、行ひ餘力あらば以て文を學ぶ。』と。子思はこれを中庸で註解して、『君子は徳性を尊びて問學に道り、廣大を致して精微を盡し、高明を極めて中庸に道り、故きを温めて新しきを知り厚きを敦くして以て禮を崇ぶ。』と云つて居る。學問の本領は徳性に存するのであるから、廣大なるもの、精微なるもの、高明なるもの、例へば哲學とか政治學とか文學とか數學とか、謂ゆる當時の六藝なるものは學問であるけれども、單にこれに通ずることは敢て學問の本領とする所では無い。これを中庸の徳によつて統一して人格を達成するもので無ければ、學問と稱することは出来ないと言ふのである。孟子はこれ等に就いて告子章句上で解釋して、下の如く言つて居る。『仁は人の心なり。義は人の路なり。その路を捨て、由らず、その心を放ちて求むることを知らず。哀しい哉。人、雞犬の放るゝ有れば、こ

れを求むることを知れども、放心ありて求むることを知らず。學問の道は他なし、その放心を求むるのみ。』と。これは最も簡明に、最も雄辯に、學問の本領を物語つた大文字である。荀子も亦た勸學篇で言つて居る。學は以て已むべからず。青はこれを藍に取りて藍より青し。氷は水これを爲して水より寒し。』と云ひ、『君子博く學んで日に己を參省せば、知は明にして行に過なし。』と云ひ、『君子の學は耳に入り、心に著き、四體に布き、動靜に行はる。端にして言ひ、顛にして動く。一に以て法則と爲すべし。小人の學は耳に入りて口に出づ。口耳の間わづかに四寸なるのみ。曷ぞ七尺の軀を美とするに足らんや。』と云つて居る。これは君子の學問は出藍の學であり、小人の學問は口耳の學であることを明にした言である。

仁齋は此等の古聖賢の學問に對して下の如く解釋して居る。『凡そ學は須くその初を慎むべし、入るところ一度び差へば必ず終身の害を貽す。後世の學者は德行を以て主となすことを知らずして、専ら文を學ぶを以て事と爲す。故にその卒りや、必ず異端俗儒の流と爲る。蓋し古は德行を以て學問と爲す。故に學問既に成つて道德自ら立ち、見聞益々廣くして躬行益々篤し。後世は德行を以て德行と爲し、學問を以て學問と爲す。故に既に學んで而して又た德行を修めて以てその意を亂

ふなり。故に毎に文學勝れて德行及ばざるの患あり、或は未だ德行に及ばずして流れて記誦文詞に至りて止まる者あり。その初の慎まざるべからざること此の如し。』と。又た仁齋は曰く、『學問の道たるや、力をその本に用ゐるときは、末自ら治まる。徒にその末を修むるときは必ずその本を遺するは必然の理なり、後世の學は力を道德仁義に用ゐずして、徒に記誦詞章に従事し、その多寡を争ひ、その短長を較ぶ、此れ亦た異端を攻むるの類のみ。本末倒置し、輕重所を易ふ、その害たるや勝つて言ふ可からざるものあり。』と。更に聖問の學は道德を以て本と爲して、人倫日用の間を離れず。』と斷じて居る。又た『孔門の學は仁のみ。仁は愛のみ』とも、『聖人の學は誠を以て宗となし、誠は聖學の頭腦にして、學者の標的なり。』とも云つて居る。

これ等の言に依つて見るに、仁齋は孔子の學問を道德であると解し、人倫日用の德行を以てその本領とするものであると主張して居るのである。これを孔子の言に徴して見るに、孔子は、『言ふこと忠信にして行ふこと篤敬ならば、蠻貊の邦と雖も行はれん。言ふこと忠信ならず、行ふこと篤敬ならざれば、州里と雖も行はれんや。』と云つて、忠信を以て學問の本と爲し、篤敬を以て學問の地となして居る。仁齋はこれを講義して言つて居る。『後世の儒者は以爲らく、忠信篤敬は是れ

日用常行の務にして、遠きを窮め、高きを極むるの論に非ずと。而して別に一般の宗旨を立てたり。道なるものは實理なり、學なるものは實務なり。豈に忠信篤敬を外にして別に謂ゆる高遠なるものあらんや。故に道を知る者はその言ふこと近くして實なり。故にこれを用ゐて愈々竭きず、道を知らざる者はその言ふこと遠くして虚し。故に日用に益なし。忠信篤敬を離れて道を言ふものは道を知るに非ざるなり。』と。又曰く『忠信を主とするは孔門學問の定法なり。苟も忠信を主とせざれば、外は似れども内に偽り、言ふこと是にして心は反つて非なり。與に並んで仁を爲し難き者あり。』と。

斯の如く忠信篤敬は孔門學問の本領であると云はれるが、孔子は又た別な言詞で『文行忠信』とも云つて居る。仁齋は講義して、『此れ孔子の家法なり。文は以て知を致し、行は以て善を踐み、忠は以て己を盡し、信は以て物に應ず。蓋し萬世學問の程式なり。』と云つて居る。併し孔子の學は文行忠信にあるけれども、『吾が道は一以て之れを貫く』とある如くに、『君子は博く文を學んで、之れを約するに禮を以てせば、亦た畔かざるべきか』と云つて居る。仁齋はこれを説明して、『聖人の人に教ふるや、博文約禮を以て學問の定法と爲す。若し夫の今の謂ゆる博學といふものは皆

な雜學者流にして、聖門の謂ゆる博學といふものにあらず。蓋し博學とは本を一にすることなり。故に愈々博くして愈々遠す。雜學は本を二とす。故に愈々岐れて愈々紊る。學者これを審にせよ。』と。仁齋は斯様に學問の意義を理解して最後に、『徳を修むるは仁義の良心を養ふの謂なり。學とは此れを明にする所以なり。』と結論して、躬自らこれを實行したのである。

斯様に孔門の考へた學問の意義は、仁齋の研究に依れば全く道德に存するのであるが、更にこれを老子の意見に徴して見るに何うであるか。老子は荆楚學派であるから、儒者の考とは異なるかと云ふに、少しも異なつて居ない。老子は曰つて居る、『學を絶てば憂なし。唯と阿と去ること幾何ぞ。善の惡と去ること幾何ぞ。』と。老子の考に依れば、大巧は拙の如く、大辯は訥の如く、人間は見掛けに由らぬやうに、世俗の謂ゆる學問なるものは如何にも立派なやうであるが、實は智慧を貪り、偽を積んで築き上げたもので、善も惡もその時の便宜次第に解釋したもので、大道ではない。そんな學問は早く廢絶すれば、天下の憂を除くことが出來ると云ふのである。又老子は曰く、『學を爲せば日に益し、道を爲せば日に損す。これを損して又損し、以て無爲に至る。無爲にして爲さざること無し。』と。これは老子の學問の本領である。老子の意見に依れば、現代の偽學を學んで居

れば日に月に智慧が出て、それが悪用されて盛大を極めるが、我が大道に於ける眞個の學問を學ぶならばその惡智慧は日に月に減退して、終に宇宙の大極に歸入して道德そのものとなり、無爲にして自然の間に人格を存養すると云ふのである。墨子も亦た學問に對しては修身を本領として居るので、修身篇に於て、『士は學ありと雖も行を以て本と爲す。』と云つて居る。莊子も亦た知北遊篇に於て、『聖人は不言の教を行ふ』と云ひ、庚桑楚篇では、『學とは學ぶ能はざる所を學ぶものなり、行とは行ふ能はざる所を行ふものなり。』と、彼れ一流の論法から學問と德行とを一致させて、眞人の目的を明にして居る。

#### 第四節 東洋の古學と西洋の古學との比較

上述の如く學問の意義を古典に照して、故きを温めて新しきを考へて見るに、如何にも仁齋が主張して居る通りである。聖門の學は道德を以て本と爲して、人倫日用の間を離れたものではない。徳を修め、仁義の良心を養ひ、放心を求めることが學問の本體になつて居る。學問の學問たる所以は吾人の日用常行に於ける實理であり、實務である點に存する。これは宋儒に於ても同様である。

朱子は非常に理性を重んじたけれども、德行を輕んじた譯ではない。學問を爲して此れによつて德行を得んことを期したので、聖賢の遺言を書中に求めるに始まり、修身の法を洒掃應對より始むべきことを主張して居る。陸象山は學問を爲すの要は志を立て徳を行ふに在ると爲し、徳性を尊び、天の人に與へたる心志を清淨にすることを以て學問の本義と解した。王陽明は德行を重んじて學問を後にし、德行それ自身が學問であると爲し、良知良能を尊び、知行合一を提唱して學問の本旨と爲した。それで仁齋の言ふ通り、學問は謂ゆる世間の雜學では無く、單なる Learning では無く、單なる Intellectual culture では無く、博文約禮を以て定法と爲し、文行忠信を以て本と爲し、本末輕重を正すもので、これが萬世學問の定式であると考へたのは大に正しい見方である。學問の精神は道德を明にすることであり、實踐躬行を以てその主義本領としたのは、實に東洋固有の見解である。仁齋がこれを復興して雜學を斥け、古學を以つて眞正の學問と爲し、江戸時代の學問觀を改造したのは、全くルネッサンスの急先鋒であつた。吾々東洋人は既に數千年の昔から學問に志し、その學問を解して道德であると爲し、道を明にし徳を修めることを以て精神と爲し、これを傳統的に奉じて民族の文化を向上し、近く江戸時代を一貫して明治維新まで此の方針で進んで來たのである。

吾々の父祖が『學は倣なり、諸れを古制に考へ、之れを見聞に驗し、倣法する所あつて、覺悟するものなり。』と信じて、四書五經を讀んで堯舜時代を理想としたのは大に謂れのあることであつた。これに對して單純な皮相な考から、過去に拘泥して進歩を知らぬ尙古主義であるなどと放言してはいけない。これは孔子の謂ゆる故きを温めて新しきを知る爲めであり、子思の謂ゆる廣大を致して精微を盡し、高明を極めて中康に依據せんが爲めである。近所そこの新しがり家の偽學問とは異なる。學を古制に倣つて考へるのは道德を理想とするが爲めである。即ち人生の理想に向つて自我を創造せんが爲めである。近所そこの學問が悪を目的とし、天罰を創造し、禽獸の爲す所に倣つて得意として居るものとは異なるのである。人類の道德は五十萬年來の發達を経て、近く堯舜時代に達し、夏殷周の世に初めて文書に述べられたとすれば、その民族の子孫たる吾々は四書五經を讀んで人類の道德の如何なるものであるかを知り、道を學び徳を修めて實踐躬行に勉めるのは、萬物の靈長たる人間の人間たる所以の資格を父祖から學ぶことであつて、學問の大本であること彰乎として明であり、人類文化の大なる進歩であり創造であり建設であること釋然として知られるのである。この道理を知らぬ輩は、生涯人間の道德と云ふものは如何なるものであるか知らずに世を没する者である。

明治維新前の我が日本社會は仁齋の代言して居る通り、道德を以て學問の本質と考へ、堯舜時代を理想として居た。四書五經を讀んでそれを實行して居た。これを今人の思想を以て考へれば、天保翁の古臭い學問に過ぎないのであるが、余輩を以て解すれば文華燦然たる時代であつた。殊に讀んで字の如く、文化文政の時代には文によつて社會を化し文によつて政治を行つたのである。尤も無學な大名も、亂倫な旗本も、欲張りな町人も、文字を知らぬ百姓も大に居たのであるが、この四書五經は一般人に於ける學問の殿堂となり、朝早く起きてこれを押し載いて聲高々と讀んだのである。これが生れて七歳からその練習を始め、十有五歳にして眞個の意味に於て學に志し、三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知り、六十にして耳順ひ、七十にして心の欲するところその矩を踰えざるに到るまで、終始一貫した學習の方法であつた。今人から考へれば不思議な事をやつて居たものゝ様に思はれるが、それは道德の至善に對して學問の本領を穿鑿して、自己の向上進達を圖つて居た光景であつて、敢て現代をして二千年の昔に退轉しようとする時代錯誤の行動では無かつた。それで王陽明が言ふ如く、仁齋が言ふ如く、四書五經の記誦詞章を學問の目的

とするのでは無くて、その道德の主義本領を精神としてこれを體驗せんことを目的として居たのである。

これを暫く希臘の古に比較して見るに、ソクラテスでも、プラトーンでも、アリストテレースでも、眞善美の各方面に互つて學問を探求したけれども、必ずこれを道德上から統一した德行を以て學問の精神と解したのである。ソクラテスは知徳一致を以て學問の本領と解し、プラトーンは正義を以て四首徳を統一することを以て學問の大本と考へ、アリストテレースはニコマクスの倫理書を書いて彼の中庸説を以て學問を一貫して居る。哲學でも政治學でも、論理學でも物理學でも、彼に在つては倫理の中から割り出されて居る。これは古代羅馬に於ても同様であつた。セネカ、エビクテタスの賢哲等は古代希臘の學問を傳承して、その根本精神を體得した人達であつた。降つて十六世紀に於ける文藝復興の精神は古代希臘羅馬の學問の眞價を認識して、墮落せる現下の學問を救済するのが目的であつた。それが科學となるに至つて Learning となつた。十七世紀の始に英國のデューチ・ハーバートが *A handful of good life is worth a bushel of learning* と云つたのは、道德を以て學問の精神とする古學の思想であつて、科學に對する警告であつた。それから十八世紀

になると、獨逸のカントは前世紀の學問であつた機械論的自然法の壓迫に對して、理性の批判によつて自我の本體を取り戻し、人格の獨立を標榜した。彼の學問の根本的目的なるものは此の何物の手段でもない超個人我としてこの人格を自己の内部に求めることであつた。そこでカントは實踐理性と云ふものを非常に崇んだ。これは彼に於ては、汝、爲すべし *Du sollst* と云ふ良心の命令を指したものであつて、彼の謂ゆる無上大法 *der kategorische Imperativ* である。それで彼は實踐理性批判の結論に於て、これを我が内なる道德法 *das moralische Gesetz in mir* と唱ひ、我が上なる星空 *der bestirnte Himmel über mir* と相並べて驚異し、人生に於ける最崇高のものとして畏敬し、一に良心の命令によつて宇宙間を歩む人格者たらんことを學問の主義本領にしたのである。それでカントの學問と云ふものは全く良心に忠實に道德を實踐躬行することを意味したのである。カントはこの點に於て全くソクラテスと趣を一にし、孔子と同意見であり、我が仁齋とは符節を合したやうに一致して居る。

斯様に東西の學問を大觀すれば、紀元前に於ては支那の聖賢の考へたところと希臘羅馬の聖賢の考へた所とは符節を合したやうに同じであり、それが十八世紀に至り而も同時代に仁齋が東洋の一

君子として考へたところとカントが西洋の一君子として考へたところとは符節を合したやうに同じである。學問の目的は道德に存するので、人生の至善を理想として自己の人格を實現することである。人間の人間たる資格を發揮して、人格の可能性を達成して自我の本然を取り戻し、正義人道に忠實にして至誠の人となることである。この外に學問の目的と云ふものは無く、意義と云ふものは無い。宇宙は一體の人格態である。天道も人道も我が良心の所産であり、自我の發生である。萬物の靈長たる人間の道德は天地人三才を統一する孔孟の謂ゆる仁義であつて、カントの謂ゆる自我に於ける、良心に於ける、意識一般 *Bewusstseins überhaupt* である。莊子の謂ゆる『一心定まつて萬物服する』ものである。自然科学的法則も精神科學的法則も、或は社會科學的法則とか文化科學的法則とか稱せられるものも悉く皆な仁義の一端であり、意識一般の所産であり、人生の目的に於ける至善の發動であり、人格實現の一段階である。數學も物理學も天文學も植物學も人生の目的に於ける至善の發動によつて生じ、人格實現の一作用として現出したものである。兒童が算術を學ぶのも、青年が幾何代數を學ぶのも、萬物の靈長たる人間としてその人生の目的を實現せんが爲めに、人格の可能性の一面としての數理的教智を啓發する所以の德行である。數理そのものは自然法であ

つても、それが人格の統一によつて認識せられる價值である點からして、道德的實在である。その *Sein* は *Sollen* なる可成られた *Sein* である。即ち道德によつて人生に存在する意義を興へられたる數理である。この意味に於て算術を學ぶことは兒童の道德であり、幾何代數を講ずることは青年の道德であり、學んで而して之れを習ふは實に楽しいことなのである。謂ゆる手のこれを舞ひ足のこれを踏む所を知らざるものがある。然るにこれを楽しいものにせず厭なもの嫌ひなものにして了ふのは、全く現代の偽學に捉はれて居る父兄や教師が學問の精神を失ひ、放心を求めるところを知らず、徒に糟粕を嘗めて居る結果である。これを子弟に勸めて誰が歓迎する者があるか。道德を知らざる者が科學を講ずることほど危険なことは無い。彼等はこれを善とせず惡とするからである。メンタルテストを有難がる先生達や、家庭教師を雇つてまで知識の競争に愛兒を驅る親達は、暫く二千年前の昔に遡つて古聖人に於ける學問の方法を反省するがよい。吾等の父祖が兒童の時に、寺小屋で何故に大學の一書を素讀させられたかを、深く省察して見る必要がある。

## 第五節 道德と分離せる政治・法律・經濟の失敗



昨今は學問全盛の時代である。津々浦々から山間僻地まで普及されて文華燦然たるものである。猫も杓子もと言つては語弊があるが、何人でも學問しない者は無い有様である。けれどもその學問は不幸にして猫に小判であり、杓子定規である。悪く言へば猿の學問である。人真似の學問である。悪智慧を絞り出して小人になる學問である。現代の學問にして口耳の學問で無いものは何處にあるか。鸚鵡能く言ふ、然れども飛鳥を離れずである。現代人の學問は九官鳥の『イロハ』に過ぎない。『ホヘト』まで言へ得る者すら稀である。斯様に現代の學問は小人の利欲から出發して閑人の遊戯となり、それが世間の流行となり虚榮となり、この猿の學問や鳥の言葉を修めて、『イロハ』の一つも言へなければ、眞の人間では無いと値段を附けられ、職業にも有り附けず、嫁にも貰ひ手が無いと云ふ世の中である。就中この現代式の學問を最も露骨に表徴して居るものは、政治法律經濟に關する學問である。

現代人の政治と謂ひ、法律と謂ひ、經濟といふものは何であるか。これは天から降つて來たものか、地から生じたものか、人の心の惡から湧き出したものか。尻ばかり光つて居て、その親が解らない。發光體の出所は何處にあるか。それは神火であるか、妖火であるか。禮記の月禮篇には、『腐

草螢となる』と註せられて居る。現代の科學を學んだ程の者ならば、小學生でもこれを否定する。螢だつて親の無い筈はあるまい。親の卵から出たものに違ひないと云ふのである。それならば政治法律經濟は何といふ卵から孵されたものであるか。その親は何といふ者であるか、名乗つて見る。それは『腐れた心』といふ名前か、『仁義道德』といふ名前であるか。これは人から申出ると、獸や鳥や蟲から申出るとは、そこに非常な違ひがある。良心のある人間から考へるものと、豺狼や猛禽類のやうな人間から考へるものとは、雲泥の差があり宵壤の隔りがある。謂ゆる君子の學と小人の學とから眺めた政治法律經濟には、比較にならぬほどそこに差異のあることは何人にも想像される。現代の政治法律經濟は果してその就れの學問に屬して居るか。即ち何れを我が親として仰いで居るか。不幸にも『腐れた心』を親として居るのでは無いか。即ち『心腐れて政治法律經濟となる。』では無いか。

當代の人士は争つて政治學といふものを學び、法律學といふものを學び、經濟學といふものを學んで居る。倫理學などを學ぶ者は何かの間違ひで、悪い親でも持つた位に思はれ、社會に出れば仙人として取扱はれる。社會に活動するほどの人物ならば悉く皆な政治法律經濟の學問に走り、我こ

そ斯道の卒業生でござる、専門家でござる、達人でござると云ふので、猫の額のやうな論壇や仕事場を争つて議論や腕前を陳列しては、手柄功名を揚げようとして居る。其等の學問の本場は西洋にありと爲され、洋書を奪ひ合つて手に入れ、學問の買占めを試み、學問の一手販賣を企て、知識の多寡を争ひ、品物の輕重を較べ、記誦詞章に従事して得々然として誇るのである。若しその議論や腕前の種が盡きた時には、火の消えたやうな心細さで急いで外國に渡り、斯道の名人を歐米各國に探し廻り、入智慧と猿智慧とを買ひ取つて来て、盛にその虎の巻を翻譯して論敵や苦が手を論壇や仕事場から引き摺り落して了ふ。そこでその負傷者も悲憤の涙を懐いて海外に亡命し、その學問を新規卷直し、捲土重來を夢みるのである。これが當代式學問の大觀である。

斯様な仇討の精神によつて製造されて居る現代學者の政治論、法律論、經濟論なるものを拜聴するに、不可思議極まるものである。彼等は先づ最初に斷り書きをして居る。それを讀んで見るに、政治法律經濟は道徳と關係はあるが又異なるもので、別箇獨特の立場を有すると云ふ。昔の學者はこれと一緒に取扱つて居たけれども、學問の進歩した今日に於てはそれ等は分業して別々になつたと云ふ。道徳は倫理學がこれを司り、政治法律經濟はそれ／＼の Wissenschaft がこれを司るので

あると云ふ。科學思想の無かつた時代には倫理學も政治學も法律學も經濟學も哲學に自由にされて居たのは仕方が無かつたが、今日のやうに發達した科學の時代にはそれ／＼分業して研究しなければ、學問の真相を明にすることも効果を十分に奏することも出来ないと言ふのである。これは現代學者の斷り書きとして、學問の前觸として、怪しい者に對する門先拂として、何人も無條件に服従して居なければならぬ性質のものになつて居る。これを怪しむ學者は殆どなく、これを怪しむことは斯道の異端であり、學者にあるまじき言動として破門されるのである。私も最初この前觸には懼れ入つて畏つて居た。私は倫理學の忠實なる學徒であつた。けれどもそれは今日諸大學で斯道の學者が講義して居る Ethics に外ならなかつた。十七八世紀以來、科學萬能の思想によつて、道徳の研究を政治法律經濟から獨立させ、政治法律經濟の研究を道徳から獨立させ、互に學問の精神を去勢した後の狭い範圍の學問であつた。父祖の代までは道徳の領域に屬して居た事柄をすつかり奪ひ取られて、政治だ法律だ經濟だと金びかの洋服を着た鼻眼鏡の叛逆者から、向きになつて今後は俺等のお蔭で君達は生活して行けるのだぞと云ふ唯物史觀の捨臺詞で侮辱されてからの倫理學であつた。つまり資本主義や社會主義の學說から、金錢で道徳的意識と云ふ良心が買へるものだと云ふ御

託宣を發明されてから後の倫理學であつた。道德には少しも政治法律經濟の空氣を通はせること無く、政治法律經濟には少しも道德の匂を加味すること無しに、互に絶交した後の腐れ臭い營養不良の觀念であつた。丁度日影で育てられた、ひよろ長い腐れ獨活トクワのやうなものを學問として考へて居た。それでも幸に倫理學といふ人格品性に關する學問に従事して居たのであるから、去勢されても腐れても、侮辱されても買はれても、良心といふ魂を失ふまでには到らず、輕うじて命脈を保つて來た者である。

ところが政治法律經濟の方面を學んだ學者の末路を見るに、その披害と慘狀とは名狀すべからざるものがある。十七世紀以來、唯物的機械的自然觀の爲めに道德といふ太陽を奪はれた政治法律經濟の學者は、殆ど三世紀の間といふものは日影者にされて運命の玩具になつて居た。その育つ具合は青白く、細長く、枝ばかり差して、花も咲かず、實も成らない植物に等しい。實際の政治法律經濟の社會は學者の設計した通りに、青白くなり、細長くなり、枝ぶりや葉ぶりばかり好く、花も實もない社會になつた。單なるスタイルの建築になり、スタイルからスタイルを追ふ迷宮になつた。政治は益と發達して國民は益と墮落し、法律は益と發達して犯罪は益と多くなり、經濟は益と發達し

て貧民は益と増加して來た。世人はこの事實を怪み、學者はその原因を探求して、矢張りこれは政治學や法律學や經濟學がまだ發達の過渡期にある結果であつて、智慧の足りないの致す所であると考へて、一層その學說に徹底して道德を遠け良心を斥けて、正真正味の政治的技術、法律的技術、經濟的技術を穿鑿して、ロウタリ仕掛で地下數千尺を堀り下げて太陽に遠ざかるが如き勢である。勞働者も、小作人も、小役人も、皆なこの機械的な社會改造の作業に従事して、萬事萬端その頭と手で行かうとし、道德品性の如何を問はないのである。道德とか品性とか云ふ曖昧な觀念を相手にして居た日には仕事の能率が上がらないと云ふのである。

今暫く彼等の没頭して居る學問の遣り方を見るに、恐ろしいほど亂暴な眞似をして居る。政治法律經濟の諸學では良心や品性に對して、『下に居れ〜』と露拂をして居る。縁起の悪い物に出會つた時のやうに、嫌な眼付きをして居る。情けなくも倫理學は鹽を掛けられ、處士横議な奴が出ては困ると云ふので、なめくぢ見たやうなものにされて、大學や高等學校のテキストブックにされて了つた。そこで政治學では卷頭第一章には、修身を説いて居ない。誠意を述べて居ない。齊家を言つて居ない。誠意の無い小人でも淫亂放蕩な遊次郎でも問はない。直ちに人民と領土と主權との上に

統治關係と云ふ寄木細工を試みる。自治心といふ彫物を張り附ける。多數決で社會生活を統制して行かうとする。これが立憲代議政治であり、これが中央執行委員制度である。これが現代の謂ゆる政治學である。その何處を指しても、道德といふものを發見することの出来ない現代の政治學である。心を放ち徳を失つて何を考へて居るか解らぬ現代の政治學の御有様である。政府の訓示なるものは道德と政治のまだ同居して居た時代に、モーゼが人民に向つて讀み上げた『十誡』や、徳川時代の代官が百姓を名主の家に集めて讀み上げた五人組御仕置帳一札の事を、未だに儀式として遣つて居るので、『質實剛健』や『勤儉貯蓄』の唱ひ言は魂の抜けた空證文に外ならないので、代々の内閣が議會安全、我黨成就、他黨平服の地鎮祭に用ゐる祝詞になつて居る。そこで利害の争を掣肘して、その多數決の御威力を擁護する爲めには、山伏の用ゐるやうな祝詞では幅がきかない。縦ひ法螺の貝を以て吹き立てゝも、民心を服するには足らない。そこで道德を棄てゝ憲法を設け、良心を抛つて幾千の法規を製造して、何事でも條文に物を言はせ、證據と覺書に口をきかせて社會生活を營んで行かうとする。そこで政治と云ふものは、善を行ふことを目的としたものでは無く、單に多數決によつて人欲を擅にすることを目的としたものになり、權力の争奪に日も雜れ足らざる徒輩

を續出するに至るは自然の勢である。これは道德と分離せる政治の大なる失敗である。

法律學の開卷第一章には善惡正邪の講義はないので、直ちに權利義務になつて居る。そして第二章では法律學は好んで強制力を云々して居る。その言ひ方が甚だ隱當でない。全く三百式だ。曰く、道德には強制力がないからそれに反しても公權力の制裁といふものは無いが、法律には強制力があるからこれに反したが最後、その懲罰なるものは觀面に參るぞ、法律は知らざるを理由として免れることは出来ないぞと。そこで世人は道德に反することがあつても、法律には決して背くなど云ふ考になり、懲罰にならずに何とかうまい工夫が無からうかと法網を潜る段取にもなる。現行の六法全書には一箇所として満足に道德上の觀念を取り入れて居る所がない。總てが *Rechtssoziole* の惡果である。法律といふ性質の悪い田舎娘が社會學といふ曖昧屋に誘拐された結果である。公序良俗とか公正とか不正とか云ふ文句が使はれて居ても、それは道德上の觀念では無く社會の常識又は公益或は社會化と云ふ觀念として用ゐられて居る。世間でも亦た裁判官に對して常識のない裁判官だと云ふ文句は能く發するが、道德心のない裁判官だとは言はない。刑法の如きは堯舜以來我が明治維新に至るまで殆ど全部が道德として吾々の良心の中に嚴存する無上大法であるに拘はら

す、現行刑法は良心を棄て去つた爲めに、殺人でも強盜でも、道德上の責任行爲として裁判されて居ない。犯罪といふ觀念は善惡の考から來たのでは無く、社會防衛の觀念から來た方便になつて居る。そして社會防衛と云ふ觀念は、事實上道德の所産であつて至善觀念の一部に外ならぬものであるが、道德を認めぬ刑法學者はそれを悦ばないので、飽くまでも不合理な頭で單に常識とか社會化とか云ふものにして置かうとする。陪審制度なるものは元來人民の道德的良心によつて行ふ人格裁判である。常識などと云ふ斷片的な觀念や社會化などと云ふ空虚な抽象的觀念で行ふのが目的ではない。何人にも普遍的概念たるべき意識一般を人間の實踐的な良心の中に見出す人格裁判である。これは敢てデモクラシーの英國に始まつた考ではない。我が江戸時代の五人組制度に於ても大に實行して居た事柄である。それが眼に一丁字の無い土百姓の手によつて明治維新まで行はれて居た天下の大事實である。近年の中に日本も再び陪審制度になることに決定されて居るが、五人組以來道德的良心の豊富なる鄉村の百姓達を陪審官に仕立てるのでは無く、社會防衛の六法全書を齧つた都會仕立てな、謂ゆる社會化な三百式のならじ者を驅り集めて、道德拔きの法律に忠實を誓はせ、暴虐裁判を行ふのだと思はれる。道德的良心なき惡黨共が彼等の謂ゆる *Methode Sociologique* で

勝手に決めた事柄が謂ゆる常識となり、社會化となり、社會防衛となり、國家の法律を運用する骨子となるのが眼の前に見えるやうである。これは道德と分離せる法律の大なる失敗である。

政治法律が斯んな風であるから、衣食住に關する人間の物質的欲望といふものも大に成り上つて、政治法律のお墨付により黄金作の帶刀御免といふ破格の待遇を與へられることになつたから、今更何を苦しんでなめくぢ見たやうな倫理學の世話になどなつて、やれ正義だやれ人道だと云つて尻馬に乗つて騒いで居れるものかと云ふ氣持になる。アダム・スミスやジョン・シチュアート・ミルのやうな倫理學者ですら、なめくぢ見たやうな倫理學には早く見切りを附けて、賢く立廻つて經濟學といふものを打ち建てたので有名になつたのでは無いかと仰つしやられる。一般の世人や近所そこらの經濟學者などは如何にも尤な話だと云ふので、利己心を奮ひ起し、貨幣價値の原理を大事に首に掛けて、個人主義を精出し、主我的自由主義を謳歌し、都合の悪い時には蟹の穴に逃げ込むやうな態度で保護貿易を高調し、弓でも鐵砲でも持つて來いと云ふので、その極端なる發達の結果は謂ゆる資本主義經濟學となり、社會主義經濟學となり、二匹の龍が一箇の玉を奪ひ合つて、鎬を削つて相搏ち相闘ふことが經濟學の職務になつて了つた。小人玉を懷いて罪あり、この成り上り者の

暴舉に對しては政治學も法律學も今更愛想が盡きても處分の仕方が無く、却つてこの玉の持主の爲めに支配され威壓されて、何事に附けても金次第になり、御機嫌を損ねぬやうに今や平身低頭して、そのお墨付を望みのまゝに濫發して治外法權の下に鎮座し奉る有様である。これは道德と分離せる經濟の大なる失敗である。

そこでそれ等の失敗を償はんが爲めに、或る學者は大聲で哲學に救助を求めて居る。政治哲學、法理哲學、經濟哲學と云ふものを持ち出して來る。それは至極結構な企である。それ等の學問の哲學的意義を尋究することは大切なことである。ところが哲學といふものは經驗の認識を討究するのが目的である。それでその原理は自ら普遍的であり、概念的であり、體驗的である。それは主知説から見ても主意説から見てもさうである。ところで哲學の教へる認識の價值から政治法律經濟を見れば、社會生活に於ける一個の規範であり、歴史的價值として生じた謂ゆる文化價值 Kulturwert の一面である。これが政治法律經濟の哲學的基礎である。ところが其等の學問がこの文化價值の極限概念として、統一原理として、學説を組み立て、理想主義と稱しても、政治法律經濟の墮落を匡救する實際上の原理には成らないのである。匡救しなければならぬ原理でありながら、匡救

するの實を擧げ得ない原理である。それは何の爲めであるかといふに、この文化價值といふものは歴史的に見た形式價值であつて、自己の内面から見れば人格價值といふものになり、至善といふ實踐價值になるものである。即ち政治法律經濟の哲學的基礎は文化價值にあるけれども、その内容の高次的價值に於ては至善と云ふ實踐價值にあると云ふことにならねばならない。この實踐價值が獨り政治法律經濟の墮落を匡救し得る至上絶對の原理である。然るに世間の政治法律經濟の學者は文化價值ぐらひの所で行き止つてゐるから、遂に墮落して有害なる文化料理となり、それ等の學者は一個の怪しい料理人に過ぎないものになつて了ふ譯である。況して道德に對して露拂をして居る有様だから、たとひ哲學を學んだところが、學問の精神を理解するまでには到らないのである。必ず記誦詞章の雜學になること自然の勢である。特に經濟哲學に於て、經濟價值の極限概念を文化價值であると爲し、限界効用の貨幣價值を文化價值に兩換したとしても、文化と云ふ概念は内容のない空の財布に過ぎないから、これを満たして體驗を豊にするには是非とも貨幣を充たさなければならぬことになる。そこで文化とは貨幣の代名詞になり、金儲の合詞になり、文化々々と言はなければ金の儲からぬ世の中になつて了ふ。結局文化とは物質的享樂を意味した標語になり、奢侈とも虚榮

とも浮薄とも意味の通ふものになつて了ふのである。斯うなつては經濟哲學も普通の經濟學の失敗の上に更に失敗の上塗をしたものになるばかりである。

### 第六節 道德なき政治・法律・經濟の滅亡

斯様に政治學、法律學、經濟學は三角關係を作爲し、それが離れ難い腐れ縁になつて現代社會の生活を支配して居る。ところが倫理道德を取り去つた爲めに生活の中心を失ひ、欲と欲とが重なり合ひ、上になり下になり、熱を出し瓦斯を吐き、星雲の廻り出して萬有を焼き滅ぼすやうに、巴形の混戦となつて醒風慘憺たる光景を呈し、焦熱地獄と化して了つた。阿鼻叫喚は餘りに聞き馴れて、誰の耳でも聾して了つた。これ等の地獄の學問には色々な主義がある。分れて個人主義となり、民主主義となり、帝國主義となり、資本主義となり、社會主義となり、共產主義となり、サンヂュカリズムとなり、無政府主義となり、各自の要求する所の科學に向つて、御手製の政治學となり、御手製の法律學となり、御手製の經濟學となつて居る。民主主義の社會には民主主義の政治學あり、法律學あり、經濟學あり、共產主義の社會には共產主義の政治學あり、法律學あり、經濟學

がある。そして政治は民衆の要求に由つて爲される社會生活の統制であると云はれ、法律はその統制に關して公權力の認められた社會生活の準則であると云はれ、經濟はその準則によつて保證された民衆の物質的生活であると見做されて居る。そこで其等上述の主義から見て、政治法律經濟に共通な觀念は、直接には民衆といふ觀念に過ぎないので、間接には社會生活の統制とか公權力の認められたとか物質的生活とかいふ觀念に過ぎないものになつて居る。政治學、法律學、經濟學なるものは、此等の觀念によつてそれ／＼の對象の上に組織された概念であつて、それが學問の本體だと云ふことになつて居る。そしてそれが吾人の意識に於ける歴史的實在だとなつて居る。ところが斯んな考へして居た日には如上の如何なる主義を問はず、民衆は公權力を手に入れんが爲めに互に争ひ、自己の物質的生活を豊にせんが爲めに自分勝手な社會生活の統制を目論むことは免れない運命である。これを未然に防いで人欲を制し、喜怒哀樂の中庸を歩まうとするには、自ら別種の方法を案出しなければならぬ。現代の政治法律經濟の諸學に行はれる凡らゆる主義には、一つとして確なものはない。總てが行き詰つて居る。この儘では今に一齊に没落するのみである。

ところで考へなければならぬ事は、人生は人格的統一の世界であることである。これが即ち道德

の世界であることである。人格といふのは意識的現象に於ける意志の統一であつて、全自我に於けるアプリアリの要求である。これが即ち道德的要求である。そこで人格に於ては、歴史的實在でも機械的因果の法則でも、自我の全經驗を目的論的に見るので、そこに人生の意義が生ずるのである。道德とはこの人生の意義を指したものである。そこで政治でも法律でも經濟でも、吾人の意識に於ける歴史的實在として人生に意義を有する以上は、それは人格的統一の世界に於ける現象であり、道德の世界に於ける出來事であり、全自我に於けるアプリアリの道德的要求である。そして道德的意識を有する人間の行爲は、善惡の二面あり、動機と結果と、目的と手段とによつて、良心の監視の中に置かれるものである。政治も法律も經濟も、道德的意識の現象であるからには、良心の監視を免れることは出來ない。善行爲は吾人の本務であり、悪行爲はその本務に反する所であり、人生は最高善に向つて吾人の人格を實現する政治法律經濟の世界である。正義人道は吾人の社會的生活を實現する上の規範である。政治法律經濟はこの正義人道の外に樹立された規矩準繩ではなす。忠信篤敬は吾人が日常常行の務である。政治法律經濟はこの忠信篤敬を措いて他に求められる空想ではない。博文約禮は萬世學問の程式である。政治法律經濟はこの博文約禮を忽諸にして達成

するべき盛衰樓ではなす。

斯様にして倫理道德は實に吾人が社會生活に於ける當面の實理であり、目捷の實務である。然るに單に民衆とか、社會生活とか、統制とか、公權力とか、準則とか、生産とか、資本とか、勞働とか、分配とか、消費とか、文化價值とか云ふ觀念の行列を以て學問と心得て居ては、結局その物質的欲望なるものは本能の上から衝動の上から、民衆の社會生活の上に現はれて、人生の目的に反し、至善に背き、正義人道を破壊し、忠信篤敬を失ひ、博文約禮を蔑にして、心を放ち徳を失ひ、禽獸の行に墮した時には、政治學や法律學や經濟學はこれを如何なる智慧によつて匡救しようとするか。道德を棄て、良心を追ひ出して、人間の人間なる所以の人格價值を失つた現代の政治學、法律學、經濟學は禽獸の行に對してこれを統制し得る靈能があるか。若し猿の智慧や鳥の會話を以てこれを統制し得るとすれば、謂ゆるその民衆の社會生活といふものは畢竟するに禽獸の群集生活を指したものに外ならない。即ち禽獸が禽獸の智慧とそれに適はしい會話とによつて、禽獸自身を統制することに外ならない。果してさうだとすれば法律學の謂ゆる公權力とか準則とか公益とか常識とか云ふものは何に相當するか。禽獸の本能や衝動を肯定して、その自然的突發を公益や常識と見做した



上の取り極めであるか。果してさうだすれば、人格價値を有せぬ物質的欲望の一般狂崇者は、勝手に個人主義、民主主義、帝國主義、資本主義、社會主義、共產主義、サンヂェカリズム、無政府主義を奉じて、自己の本能や衝動に都合の好い統制を考へ、公權力の準則を設けんが爲めに豺狼のやうに闘ひ、猛禽のやうに相搏つのは免るべからざる自然の理數である。彼等はその格闘や搏撃を指して學問と稱し、科學と名づけて居るに過ぎない。如何に噛み殺すべきか、如何に引き裂くべきか、牙を鳴らし爪を研いで息も附かずに待ち構へた知識である、咆哮は實に彼等の議論であり、演説である。民衆運動と警察權と監獄と斷頭臺とは彼等が動もすれば用ゐるところの段平であり、飛道具である。なめくぢの様な倫理學に愛想をつかして、本能や衝動の意慾を高調するベルグソン式ラツセル式の飛躍哲學は、差し當り民衆運動には誂ひ向の陣太鼓であり、降つても照つても御用を勤めるには事缺かない。感覺の世界はさうして求められるのである。これに對陣する帝國主義、民主主義、資本主義の貴族は古いけれどもデモクラシーの哲學を旗印にして、謂ゆる多數の幸福の爲めに、即ち公益の爲めに、即ち功利の爲めに、金を惜しまず掛けて、ブラグマテツクに警察なり監獄なり斷頭臺なり擔ぎ出して、矢繼早に征伐しなければならぬことになる。實有の世界はさうして求められるのである。

近世の歐米式の政治法律經濟には聖人君子の經國濟世といふ考が無い。經濟といふ譯語があつても、それはモンクレチアンの謂ゆる *Economie politique* のことであつて、堯舜の道に於ける經國濟世では無い。隨つて孔孟の仁義に於ける理財では無い。希臘の哲人政治や猶太の神政主義にはこの經國濟世の考が多量にあつたけれども、それが科學となるに至つて悉く個人主義、民主主義、帝國主義、資本主義、社會主義、共產主義、サンヂェカリズム、無政府主義の兵學となり陣立となつた。凡ての事を數理で割り出し、技術で工夫して、智慧と力で考へる。權謀術數は常識であり、初めは處女の如く、終りは脱兎の如きはその奥の手である。外交的辭禮と爆彈とは彼等の持物である。明治維新前の東洋社會に於ける王道のやうに、仁義禮智信から割り出して良心と徳で考へることを知らない。隨つてこれを世界に擴張させた現代の政治法律經濟は、富國強兵と暴力とを以て能事とする覇道に陥つて了つた。この覇道は東洋にも大にあつたが、それは秦の申不害、商鞅、韓の韓非子の謂ゆる申商韓非の學で、偽學雜學として萬民から遠けられて居た。王道でなければ學問として人心を服するに足らないものであつた。ところが西洋ではこの覇道が科學となつて、力を以て覇を天

下に唱へんとするナシヨナリズム若くはインタナシヨナリズムである。西洋の科學者は徳を以て王たることを知らない。徳を以て仁義を天下に唱へんとするナシヨナリズム及びインタナシヨナリズムを知らない。王と云へば King や Tyrant であつて、ネロとチャールス一世とルイ十四世とナポレオンの事だと考へる。朕は國家なり L'Etat C'est moi は王の全體だと考へて居る。彼等の社會には堯舜がない、禹湯文武周公がない。自然の間に自由を存養させる人物がない桀紂だけを見てゐるのである。奇妙に桀紂の出る社會である。聖人君子が推されて人民の爲めに政治を爲すのが政治の本體であるとは考へる餘地がない。桀紂に對する人民の反抗が政治になつて居る。それが自治である。反抗の自治である。 To myself に對する For the people の彼等である。人格者が先に立つて、衆がこれに倣つて社會生活するのが眞個の統制であるとは、基督が來臨しない以上は實現されないと考へて居る。基督にさへ反抗する彼等である。聖人君子を推すと云ふ考がない。野に遺賢を求めると云ふ考がない。人格を以て人物を登用すると云ふ考がない。自分で自分を推し、自分で自分を賣り出して、凡らゆる運動の結果として、敵と闘つてその地位を獲得する流儀である。孟子の謂ゆる賤丈夫の行爲が現代の政治法律經濟の世界に於ける人物登用の模範制度である。自己推薦

と自分免許とが當代式人物登用法である。何でも彼でも智慧で行き、腕で行き、仕事で行き、敏捷で行き、才辯で行き、闘士で行き、使ひ手で行き、利口者で行き、ちよこ才で行くのが當世流の政治であり、法律であり、經濟である。即ち徳治が政治の本體だとは夢にも知らずに、飽くまで法治といふもので仕事をして行く。それが自治である。それが言論戦である。それが擲り合である。彼等の謂ゆる拳闘であり、血闘である。相手が無ければ牛でもいゝから闘つて見たいと云ふ彼等である。獅子の檻にも這入つて行く彼等である。爆彈を製造し毒瓦斯を發明した彼等である。そこで人民が擧つて聖人君子ならばいざ知らず、罪に滿たされて居る現在の人類の道徳程度では、その選ばれた選良は眞に選ばれて出た者では無く、自ら狂奔して自分で乗り出して來た者で、多くは小人である。如何に選舉なるものが神聖なりと稱しても、利權には替へられない。投票の賣買を禁ずる法律があつても、心中の賊を捉へる捕繩も十手もない。選舉道徳といふものを必要だと感じて、神聖なる法律に道徳などと云ふ不純な觀念を書き込むことは、法律學の斷乎として承知しない所である。社會は亦た政治學、法律學、經濟學は大に歡迎するけれども、倫理學と修身と聞いた日には後を向いて逃げ出すから、選舉道徳の向上する理由がない。假令又た倫理學や修身が歡迎されるとし

でも、今日のやうななめくち姿の講義をして居ては聴き手が無く、拙い義太夫に御馳走を付けて聞かされるよりも辛い話だ。そこで見込の立たぬ徳治を嫌ふのは尤な譯であり、仁政とは社會局で取扱ふ慈善事業であると解し、君子とは選舉民によつて各府縣から選出された吾々代議士であると考へ、差し當り法治を以て社會生活の統制手段だと考へる。法治ならば縦令小人であつても出来るばかりで無く、小人が立法して小人が行政し司法して行けば譯のないことで、誰に憚る心配も無く、仕事も樂に出来る。

斯様に現代の政治法律經濟には、人格上の王といふ指導者が無い。王に似た者があつても、一黨一派の仕事師で、職業的ブローカーに外ならないので、徳を修めて自達した天爵者では無く、駈けこり廻つて偽善を賣り立て、名聞を買取つて、一時の富貴を極める曲者に外ならない。民主政治の指導者に、帝國主義の指導者に、社會主義の指導者に、共產主義の指導者に、無政府主義の指導者に、即ち唯物的世界觀の相續人に果して眞個の聖人君子といふ者が出て來られる道理があるか何うか。又た聖人君子の學問を學ばぬ人民に、聖人君子を尙ぶ選舉道德といふ眞正の智慧が何處の天から降つて來られる道理があるか。選舉道德とか理想選舉とか云つて騒ぐ今日の選舉界は、單に當選

したいばかりの泣き事では無いか、偽りの皮ではないか。一度び當選すれば化の皮が剥がれて鬼のやうになり、頻に法律思想を振り廻はして議政壇上で暴れるでは無いか。昨日の平身低頭は今日の暴虎馮河である。先刻の聖人君子は後刻の亂臣賊子である。何處に道德があり、何處に理想があるか。何處に良心があり、何處に人格があるか。莊子の言ふ通り、天から觀れば君子ですら小人に過ぎないのであるから、君子から觀たならば斯んな暴れ者は實際の相場は猿ぐらゐの値打しかない所ではないか。猿が議會を作り、猿が裁判所を設け、猿が株式取扱所を拵へるのだから、その結果が何うなるかは興味を超越して居る見せ物である。

### 第七節 科學の道德的意義を復興せよ

前來の如く、現代の政治學、法律學、經濟學は極めて危険な學問に瀕して居る。個人主義、民主主義、帝國主義、資本主義、社會主義、共產主義、サンヂュカリズム、無政府主義は何れも危険思想である。道德的意識を有せざる點に於て、最も極端なる危険思想である。疑もなく君子の學問たる價値を失つて、小人の學問になつて居る。學んで大人となる向上の科學では無く、學んで小人とな

り、更に猿とまでなる科學である。この過は西洋に於ては遠くルネッサンス時代に胎胚して居る。自然科學や社會科學が教權の壓迫から離脱して自由の天地に逍遙した時に、政治學や法律學や經濟學は宗教の管掌を離れて、純然たる科學として進歩した。その時に一個の不注意な不明な遺れ物があつた。彼等は道德を遺れた。彼等は坊主憎さに道德まで袈裟の一種と考へて、免罪符と與に引き裂いた。彼等が個人の覺醒に達したのは、道德の結果であつたが、餘り怒つて逆上した爲めに自分の體にある道德まで引き剝いた。當時の道德は客觀的には基督教の聖書の中に仕舞ひ込まれて居たからたまらない。宗教の一殘骸として葬られるのも詮方なき次第であつた。道德は行き掛り上宗教と同居して運命を共にする外に方法は無かつたが、幸にもルーテルの新教は科學と雁行して進んだが爲めに、道德はこの方面で息を吹き返して聖書の上に偉大なる使命を發揮することになつた。然るに科學思想の發達せる結果は、倫理思想に内訌を生じて神學的倫理學と科學的倫理學との争に化して道德は二分され、前者は教會の戒律となり、後者は倫理學の講義になつて現代に達して居る。それで現代の歐米諸國に行はれる政治學、法律學、經濟學から道德を觀れば、それは教會で牧師の言ふ寢言のやうな説教か又は大學で講義して居る睡むたい倫理學の講義に外ならない。この外には何

處へ行つても道德といふものは無い。政治の世界へ行つても法律の世界へ行つても經濟の世界へ行つても道德といふものはない。そこで政治家者、法律業者、經濟業者にして基督教の信者であるか倫理學の學徒で無い限りは、道德といふものは殆ど知らない。道德を書いて居る本と云ふものは、基督教書類と倫理學書類に限られて居る。これを讀んで居ない彼等に道德の解る筈がない。只だ本能と衝動によつて生活して居るので、良心の何ものであるかは全く忘れて生活して居る。唯だ一部の空想家が此のところ何とかして宗教や道德のやうな曖昧な方法に由らずに、人物製造機を發明して、デモクラシーの中からゼントルマンを出し、社會主義の中から義人を出し、革命の中から聖人を出さうとして居る。これが科學萬能の歐米社會に於ける現狀である。

西洋の社會改造論者の中には、若くはそれを商賣のやうに請賣して居る日本の社會改造論者の中には、政治道德、法律道德、經濟道德を云々する人々があるが、その人々の趣意が解らない。道德なるものが政治法律經濟と同じだと云ふのか、それを一致させると云ふのか、關係があるから調和させると云ふのか、又は單なる關係論であるか、又は他に深い理由が有つての事であるか。その邊が甚だ曖昧であつて、言ふ人自身に於ける勝手な意味になつて居る。倫理學、法律學、經濟學は

純然たる分業になつて居る世の中に、政治道德、法律道德、經濟道德と言つて何う仕ようとするのか。木と竹とを接いで何う仕ようとするのか。西洋家具でも作る考ならば格別だが、人間の生きて居る良心に對して何う云ふ効用があるか。論者の精神は政治法律經濟の失敗が現代の暗黒時代を招來して居るから、これを救済する意味で道德が必要だと云ふのであらう。それならば家具製作の態度では達成されない。幾ら政治道德、法律道德、經濟道德とか云ふ文句を發明して、道德をゴム糊で下へ張り付けて世間に振り出しても、倫理學がなめくぢ見たやうな格好で這ひ出して居たり、政治學や法律學や經濟學が野良犬のやうな風態でごろじき廻つて居る間は、その手形は通用されない。必ず此等の科學を一度びルネッサンスの思想で検討して、編制替をした上で無ければ目的は達せられない。それには先づ手初として倫理學を作り替へなければならぬ。倫理學の前編は今の通りで結構だが、後編に於て大斧鉞を加へなければならぬ。この後編では道德的生活の社會的境遇の分類を爲して、大様これを個人道德論、社會道德論、男女道德論、政治道德論、法律道德論、經濟道德論、國際道德論と分ける必要がある。これは單なる一個の道德であるけれども、道德的生活の社會的對象が異なる次第から科學的精神に則つて分けて置く必要がある。これに由つて政治法律經濟なるも

のは全く倫理學の中に取り容れられて同化し、正心、誠意、修身、治國、平天下と謂ふ吾等が父祖傳來の學問が西洋の科學と合致して、そこに始めてルネッサンスの土臺が築かれるのである。

それから第二の經綸として政治學、法律學、經濟學の後編は大體今日のまゝで可いが、その前編に於て大斧鉞を加へなければならぬ。そこにある致命的な腫物を大手術によつて切り取らなければならぬ。そして倫理學の後編をそのまま移してこの空間を填充して、學問の心臓に於ける良心の鼓動を高々と打たせなければならぬ。そこで兩者の相違はそれ等の科學の前編後編の關係如何に由ることになるので、對象も内容も異つた獨立の科學であるが、同時に對象の半面に於ても内容の半面に於ても同一共通の點があつて、不離一體の學問になるのである。即ち堯舜の道に於ける一個の禮樂政刑になるのである。唯だそれを發達させる便宜上から科學的に分類して、倫理學、政治學、法律學、經濟學と小見出を附けた迄のことである。これは丁度兄弟の關係に似て居る。種族が進化せんが爲めに分れたのである。顔形でも眼鼻でも歩き振りでも趣味でも瓜二つに似て居ても、又た一方に於ては異なる點も多いばかりで無く、全く別々な獨立の個體である。けれども連理同根の生物であることを免れない。以上の科學もさうである。兄弟のやうに、左右の手のやうに、全く

同じな點もあるが、大に異なる點もある。けれども連理同根たる點に於ては、良心の豊富なる血液が同形のまゝで其等の科學の體内を縦横に循環するのである。そこに生命の貴い價值がある。科學の科學たる價值があり、學問の學問たる精神がある。斯様にして始めて科學萬能の歐米社會は救はるべきである。唯だそれは救はるべき材料の半が我が東洋に於ける學問の精神中から多量に持ち歸つてからの話である。現状のまゝで救はるべきものだと思へば誤解である。その誤解を翻譯して我が東洋の社會を救はうなどと企てゝは、更に誤解の上の誤解である。

我が日本國民は明治維新の革命に際し、無分別にも、皮相にも、尤體なくも、先祖重代の名教を弊履の如く棄て、四書五經を封建時代の遺物であると稱して排斥し、仁義禮智信を骨董扱にして古本屋へ拂下げ、身に附けて居た一切の道德を脱ぎ捨て、大切な良心までも去勢して、眞の無一物となつて了つた。そこで歐米の科學を謳歌し、道德の色も良心の匂も失せた政治學、法律學、經濟學を輸入して有頂天になつて喜んだ爲めに、今や歐米社會と同様にそれが小人の學問となり、猿の智慧となり、鸚鵡の口眞似になつて了つた。これは實に大なる不明であつた。著しい失敗であつた。父祖の遺した莫大の負債であつた。取り返しのない歴史であり、自ら掘つた墓の穴であり、自

ら建てた罪の記念塔であつた。併し乍ら今となつては過去を責めても詮方ない話である。吾々は父祖の過ちを贖つて遣らなければならない。父祖が生きて居る中にその失敗の過去帳を取り消して、吾等の學問を取り戻さなければならない。

西洋人の學問がカントに還り、ルネッサンス當初の精神に還り、アリストテレスに還り、プラトーンに還り、ソクラテスに還り、更に方向を轉じて東洋に還るやうに、吾々東洋人の學問は仁齋に還り、孔孟に還り、老子に還り、周公に還り、堯舜に還らなければならない。そして總ての學問が道德に還り、凡らゆる科學が倫理學に集まつて出直さなければならない。凡らゆる科學が良心同盟を行ひ、人生の意義と目的を明にし、最高善の如何なるものであるかを闡明し、人格價值を體得して實踐躬行に努め、これを君子の學問として耳より心に入れ、四體に布き、動靜に形はれ、心の欲するところその矩を踰えざる境域、カントの謂ゆる『汝の意志の則るところの格率が普遍的法則となり得る様に行動せよ』に於て、各自の持前に向つて或は自然科學を發展させ、或は社會科學を發展させ、凡らゆる學問に向つてその科學を創造しなければならぬ。是れ大學の謂ゆる『物に本末あり、事に終始あり、先後する所を知らば道に近し。』と云ふものである。仁齋の謂ゆる『學は須

くその初を慎むべし。入るところ一度び差へば必ず終身の害を貽す。後世の學者は德行を以て主とすることを知らずして、専ら文を學ぶを以て事と爲す。故にその卒りや必ず異端俗儒の流となる。』と云ふことになる。吾々はカントの謂ゆる『我が内なる道德法』によつて『我が上なる星空』を仰いだものを以て、科學の精神としなければならない。佛國のアンリ・ポアンカレは近世に於ける數學の大家であつたが、眞に學問の精神を理解した科學者であつた。彼は *La Valeur de la Science* の中で、『眞理と云へば専ら科學的眞理の謂であるが、余に於ては謂ゆる正義をその一方面とする道德的眞理をも同時に意味して居る。斯う言へば、或は語を弄ぶ者として、何等共通點のない二箇のものを一箇の名稱に結合して、證明し得られる科學的眞理と感得し得られる道德上の眞理とを同視したやうに思はれるかも知れない。けれども余に在つては此の兩者を離すことが出来ない。一を愛する者は他をも愛さざるを得ない。何れを發見するとも吾人は偏見と感情とを去ることに努め、絶對の誠實に達しなければならない。そしてこの種の眞理が一度發見されば、同様の喜悅を吾人に與へ、これを認識せる瞬間より共に同様の光輝を放ち、吾人をして眼を閉ぢぬ限り之れを見ない譯には行かぬものである。』と。これは孔子の謂ゆる『學んで時にこれを習ふ。亦た悦ばしからずや。』

といふ時の精神状態であつて、眞に學問を好む者にのみ與へられる特權であり、歡喜であり、眞理の凱歌である。

科學はそれ自身に於て意味を爲すものではない。道德の世界に在つて始めて意味を爲すものである。科學はそれ自身に於て歡喜を生ずるものではない。良心の世界に在つて始めて歡喜を生ずるものである。科學はそれ自身に於て價值を有するものではない。善の世界に在つて價值を有するものである。科學はそれ自身に於て効果を奏するものではない。正心、誠意、修身、齊家、治國、平天下の間に於てのみ効果を奏するものである。今や世界は擧げて第二ルネッサンスの時代に入らうとして居る。吾々は自己を省みなければならぬが父祖の學問を振り還つて見なければならぬ。そして道德に還らなければならぬ、仁齋に還らなければならぬ、堯舜に還らなければならぬ。そして天子より庶人に至るまで、資本家より勞働者に至るまで、修身に還り、正心誠意に還らなければならぬ。吾々日本人は道德に還り、父祖の學問に還り、堯舜に還れば、世界の改造は吾々の手によつて行はれるものである。吾々日本人はこの二十世紀の初頭に當り、この偉大なる文物復興の急先鋒たる使命を有する者である。吾々は漢書の謂ゆる『周道燦然として復興す。』を期さる

なければならない。これが眞正の意味に於けるコペルニカスの回轉であることを知らなければならな

So, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution, the Copernican Revolution,

## 第二章 新聞改善の道德

### 第一節 新聞經營の改善

論語には『天下の道なきや久し。天將に夫子を以つて木鐸と爲さんとす。』と書かれて居る。これは亂臣賊子が天下に横行して、國家は小人によつて支配されて蓄害並び至つた時に、天は孔子を生んで社會道德の警鐘たらしめたことを言つたものである。木鐸とは木舌の大鈴であつて、昔し文教を宣傳する時にそれを振つて人民に警告したものである。吾々は幼年の頃から新聞は社會の木鐸であると云ふことを屢々聞いて居る。これは何ういふ意味であるかと云ふに、新聞は現實の穢惡な社會に對して文教の目的から試みられる警鐘であり、社會道德の羅針であると云ふ意味に解して來たのである。ところが吾々は又一方に於てはこれに對して反對の意見をも聞いて居る。その説に依れば、新聞が社會の木鐸であると云つたのは明治初年の思想で、新聞のまだ發達しない時代の考に過ぎないと云ふのである。進歩した今日の新聞はその現實の社會に行れて居る有りの儘の出來事を寫



眞に撮つて讀者に報道するものであつて、是非善惡の批評は總て讀者に一任して居るのであると解して居る。即ち新聞は社會の耳目であつて、蓄音機や寫眞に異ならぬものだと思ふのである。けれども現實の社會には光明的方面もあれば暗黒的方面もあり、理想に合した點もあれば、これに反した非理想の部分もある。悉くこれ等をレコードに吹き込んだり、種板に撮影したりすることの出来るものとは限らないのである。従つて國家的にこれを見る時には、新聞紙法の範圍内に於て、そこに色々な制限が設けられるのである。猥に朝憲を紊亂する記事を掲げること、風教を破壊する廣告を載せることも出来ないのである。

さうして見れば新聞は必ずしも現實社會の蓄音機でもなければ、寫眞でもない。そこには吹き込むことも撮影することも許されぬ部分がある。社會の耳目であると云ふのは、單に物質的に機械的な生理上の耳目を指して言つたものではない。目には惡色を見ず、耳には淫聲を聞かぬといふ精神的な耳目である。然るに斯様な精神的耳目はその社會の爲には木鐸でないかと云ふに、それは確に木鐸である。春秋戰國の時代に於て孔子の述作が社會の木鐸であつたやうに、現代の新聞も亦た現實の不完全な社會に對しては、將に人民を啓發する木鐸でなければならぬ性質がある。社會の現實

をその紙面に吹き込むにしても撮影するにしても、社會の耳目となり木鐸となる理想に立脚したもので無ければならない。社説を掲げて覺束ない是非善惡の批評などを爲さなくても、新聞の事業そのものゝ根本的精神に於て、破邪嚴正の批判者となり、公平なる審判者とならなければならぬ。

この意味に於て新聞は常に一人の機關ではなくて、實に天下萬民の機關であることを忘れてはならない。即ち社會が社會の理想に従つて、社會を指導して行く言論及び通信に關する社會道德上の機關なるものが新聞である。そこで新聞は一部の社會の利益を擁護する爲めに他の一部の社會を壓迫する機關として設けられたり、或る權威に阿附して自己の利益を計謀したりする様になつてはいけない。又た縱令講讀者に摺り物を賣り付ける營利事業であるとしても、又た一面に於てはこれによつて社會に裨益する公益事業であるからして、俗惡な商賣に墮落して金儲け仕事になつてはいけない。尤も新聞は慈善事業ではないから損をしまで經營する譯には行かないけれども、暴利を貪つて經營者の懐を肥すやうな穢い遣り方は避けなければならぬ。正義を行つて自然の間に富むは結構であるが、不義を行ひ悖徳を續けながら不自然の間に富まば萬人これを憎まぬ者はない。殊に社會の耳目として木鐸として言論及び通信の公共機關たる新聞が、不正不義の働を爲し乍らその社

會の隆昌を祈るに至つては、矛盾と偽善の甚だしいものに爲るのである。

現代新聞の經營を見るに、實に如何がほしいものが多數を占めて居る。何うしたならば金が儲かるか、何うしたならば獨り我が社運が發展するかを先づ念頭に置いて掛つて居る。何うしたならば社會の耳目たる特色を發揮するか、何うしたならば社會の木鐸たる性質を明にすることが出来るかを念頭に置くものとは異つて居る。従つて新聞は現實社會の蓄音機となり寫眞となつて、有りの儘の反影に外ならぬものに成つて了つたのである。ところで現代新聞の殆ど總ての經營は現實に媚び世俗に迎合して、その間に何等の理想も光明も見出すことが出来なくなつて了つたのである。各新聞社は單に金と社會的勢力とを多く得んが爲めに顧客を釣る手段に没頭して、一も二もなく讀者を殖やすことを以て能として居る。その爲めには皇室中心主義を利用すると共に革命思想をも利用して、新聞政策に供して居る者すらある。尤も讀者を殖やさなければ金と勢力が出来ないし、金と勢力が出来なければ理想や光明の方面を開拓することも出来ないと感じてのことであらうが、事實はその反對で讀者を殖やすことに腐心して居ればそれに伴つて理想や光明の方面には次第に遠かつて行くので、程度の低い俗悪な世界に向つて發展して行かなければならぬ矛盾撞着に陥るのである。

こゝが現代新聞に於ける經營の至極困難な點であらうが、そこが又た廓清を要する點である。昨今の新聞事業を見るに、何れも社運の繁昌を看板にして居る。新聞社は競つて新築を披露して、設備の整頓したことを互に誇り合つて居る。高速度輪轉機を据ゑ付けて僅少の時間で數十萬枚を摺り上げることを鼻高々と廣告して居る。色々な展覽會を社の樓上に設けて、朝野の名士や貴婦人を招待して己が新聞社の盛大なる所以を説明する。又た朝野の名士や貴婦人もぞろ／＼と參觀に出掛けて御説御尤で、お世辭を振り撒いて將來新聞社から悪口などを敲かれない豫防策として、貴社萬歳を祝して居る。その爲めに新聞社は毎日お祭り騒ぎで目出度し／＼のお祝儀物で紙面を満載して居るので、肝腎な新聞の本職の方は何時の間にか忘れられてゐる。何故に目出度のやら、何故に萬歳なのやら、吾々には解らないのみならず、大に疑はずに居れない。新館を落成したことや高速度輪轉機を備ひ付けたことが、社會の木鐸たる新聞の上に如何ほどの効能を有するものであるかは、怪まずには居れない。時間の經濟を圖ることは極めて良い考であるとしても、その結果として葉數を増し部數を多く刷つて顧客を殖やすことは、少しも褒めた手柄ではない。理想や光明に遠かる低級と俗悪な社會が如何に歴然たる事實であるとしても、さうした方面に向つて新聞が發展し

て讀者を殖やすことに紙面を用ゐることは金や勢力になるかも知れないが、社會の木鐸たる所以の本義から推して見る時には、何處にも貴社萬歳を祝すべき理由が見出せないのみならず、却つてこれを惜む吊詞を呈するのが相當して居る。現代新聞の經營には理想がない。そこには社會の耳目となり木鐸となり道德となる所以の態度が明に出て居ない。總てが俗惡な粧飾によつて厭な空氣に包まれて居る。社會道德としての新聞道德は此點に關して當業者が一刻も早く自覺して、その蒙を啓かんことを期待するものである。

## 第二節 編輯の改善

斯様に現代新聞の經營が既に過つて居るのであるから、編輯の過つて居るのは自然の結果である。先づ今日の新聞を見るに現代社會の凡らゆる方面を肯定して、その基礎の上に編輯を試みてゐる。一般社會生活の缺陷や弱點をも生きたる現實としてこれを採り入れて居る。その爲めに編輯欄は極めて多岐に亘つて居る。政治欄、經濟欄、社會欄は申すに及ばず、文藝、婦人、兒童、講談、演藝、科學、娛樂、運動、花柳等の諸欄に及んで數へ切れぬほど多方面に亘つて居る。即ち社會の全局を一

枚の新聞に縮寫して、社會の凡らゆる階級の人に讀ませ、老弱男女に引つ張り廻はさせて見せようとして居る。大臣にも百姓にも、學者にも無學者にも、宗教家にも藝娼妓にも、老人にも小人にも、同一の新聞で事足るやうに編輯しようとして居る。然るにこれは果して正當な試みであるか如何かと云ふに、非常に無理な注文である。一方には都合のよい讀物であつても、他の一方には都合の悪い讀物である。従つて一枚の新聞を多人數で引つ張り合つて讀んだとしても、各自が眞に讀んで利益を受ける點は極めて僅少な部分に過ぎない。社會の如何なる人間にも關係する事柄を少しづつ掲載して置けば、讀者を吸収するには巧な好餌であるかも知れないが、一欄や二欄の記事を讀む爲めに十面や十二面の新聞を購求しなければならぬ不經濟の奇現象を呈するのである。それが爲めに新聞の形式がますます豊富になるに反して、内容は却つて貧弱になり淺薄になるのである。これを隔から隔まで毎朝讀んで居ても、何等纏つた知識を得ることが出来ないのみならず、混濁せる社會の雜件と無用の知識に就いて吾々を輕薄な物知りにさせるに過ぎないのである。これは新聞の齷らす流弊である。それで新聞はこの現代の八百屋式のものから専門的なものに進歩しなければならぬ。政治や經濟を専門とするものと、學藝や教育を専門とするものと、學生や兒童を専門とする

ものとは獨立して分業にならなければならない。そして欄もあまり多岐多端に亘らぬやうに、無用のものは省いて、有用なものを追加しなければならない。今日の社會には同じ編輯振りの新聞が澤山あつて競争して居るから宜しくない。さう云ふ無用な骨折は一切避けて各自に分業して自由の天地を開拓して、獨特の編輯振りを試むべきである。さうすれば範圍が狭くて内容の深い、記事の整頓した新聞が出来るので、殆ど獨占の姿になるからして讀者の奪ひ合も止んで、經營も手輕に行はるのである。

今日の新聞のやうに雜然とした浮薄な知識を毎朝毎晩讀まされては堪つたものでない。常識を養ふに必要だと云ふ者もあるが、それは誤つて居る。現代の吾々は輕佻な知識を以て常識と心得て居る者ではない。寸陰を惜んで各自の目的とする所に向つて、夜を日に繼いで努力してその完成を企圖しなければならぬものであるから、自己の精出す能率の上に邪魔になるやうな緣遠い愚劣有害な事柄に精神を傾けて居るのは甚だしく不經濟である。吾々は今日の新聞から非常に不經濟で浮薄輕佻な知識を與へられて居る。或時には全く害毒の知識に觸れて、自己に忠實な専門的目的や業務を混亂させることすらする。吾々の希ふところは、毎朝各自の専門的目的や業務の門出に際して、そ

の一日を祝福する爲めに何人にも共通に勇ましい歡喜に満てる有益な精神的内容を鼓舞激勵する新聞を與へられんことである。然るに現代の新聞はこの點に於て全く失敗して居る。吾々が専門的目的や業務の門出に際して、早朝から既に一枚の新聞によつて悽慘な空氣に満たされたる暗黒的内容を供せられ、その勇氣の鋒先を鈍らすことがあるばかりで無く、怠惰や失望や憤怒や自棄に導かれることすらある。これは全く現代の新聞がその編輯が亂雜で浮薄で貧弱で無知であるが爲めに、莊重な氣分がなく深遠高尚な感じがなく、感謝に値する何ももの見出し得ない結果である。人間に譬へるならば、現代の新聞は輕薄才子であつて、大人物の風格がない。そこからは悪く狡く小賢しい奸智を授けられるだけで、<sup>ナ</sup>一世を啓導する智徳を與へられることが無いことは實に現代新聞に於ける編輯の最大缺陷である。

それから新聞は社會の言論及び通信の機關であるから、これを公開的に編輯しなければならぬことである。これを嚴正なる理智の判斷に訴へて、決して私的感情に訴へぬことである。或る階級や黨派や最負の爲に不公平な編輯をしたり、或る者を一人舞臺で意張らせたり、或る者の提灯を持つてこれを擔いで有りもしない名譽の花を持たせたり、買収政策に應じて虚報や針小棒大の解説を加

へた記事を編輯することは、一切避けなければならぬことである。殊に新聞が黄金によつて買収されて、金權の奴隸となつて天下の言論機關を一部の社會に壟斷させるやうになつては、實に社會の木鐸をして墮落のどん底に陥らしたものである。これは編輯上の非常な罪惡であつて、人に偽善を勧めて惡を助長させると共に、他の一方を慘害してこれを社會的に殺すものである。その不徳たるや最も憎むべきである。然るに現在の新聞は蔭でこれを行つて居るのであるから、實に脾胃の歎に堪へぬ次第である。

次に近年に至つて新聞で學術的事項を取扱ふことが大に一般の流行になつて來たが、これは非常に好いことである。殊に哲學や倫理學や科學上の思想が一般の社會に歡迎されるやうになつて來たのは、頗る悦ばしい傾向である。これは學問の價值と效用とが次第に一般社會に會得されて來た證據である。單に過去のやうに曖昧な漫然たる記事で胡麻化されては居ないので、眞個の學術的知見によつて自然人文の現象を究明しようとする風潮になつて來たのである。それでこの傾向を普遍的に通俗化するには新聞を措いて他に求められない。新聞はこの傾向を善導して、この發達しかけた民衆の學術的精神を培養して、不斷に新しい興味を興へて永續させることを企圖しなければならぬ。

い。それには誤報を避けなければならない。無學な記者に出任せの記事を書かせてはいけない。それ相應な専門の記者に書かせるか、又は學者の意見を紙上に掲載して、その言はんとする所を自由に言はせることが大切である。

それから社會の進歩するに従つて出版物が多くなり、新刊書籍や雜誌は雨後の筍のやうに續出するので、一般社會の民衆に取つては取捨選擇に迷ふのである。この時に當つて最も權威のある紹介と批評とを加へて、これを指導するものは實に新聞でなければならぬ。従來の新刊紹介なるものは極めて杜撰な申譯的なもので、影の薄いものであつた。それで今後はこれを改善して相當の成績を擧げること努力しなければならぬ。それには新聞社は刊行物を各専門家に托して、嚴正批判して貰ふ必要がある。今日のやうに著述や雜誌が濫造されて居る時代には、下らぬ讀物が幅をきかして、價值のある讀物が世に埋れて居ることがある。殊に出版業者の巧妙な廣告手段に載せられて、不眞面目なやくざ物が飛び切りの流行物となつて世間を騒がし、賣名と金儲を壇にして、反つて忠實な著作者が不遇に終ることがあるから、斯様な不公平の事實がないやうに新聞がその木鐸となつて審判して遣る必要がある。殊に日本人は民族的に感情に走る雷同性があつて、論理的な科學的な

獨創的な知識判断に乏しいから、これを新聞で指導し是正して遣ふことは非常に意義のあることである。

### 第三節 記事選擇の改善

現代新聞の編輯が既に墮落して居るのであるから、記事の選擇が不見識で愚劣なことは最も著しいのである。一體、新聞の特色は殆ど記事にあるので、記事の選擇によつてその新聞の値打が發揮されるのであるから、これが拙づかつたならば全く取りどころの無いものになる。今日の新聞を見て第一に感ずるのは、記事の俗悪なことであり、下品なことである。先づ政治欄を見るに、現代の謂ゆる政治家共が名利の權力争奪の爲めに有らぬ悪口雑言を吐いて、政敵を中傷して居る記事が麗々と掲げられて居る。不俱戴天の仇のやうに政黨者流の談話が載せられて、罵詈譁の毒舌を振つたものを更に持て嘶して裏書した記事が刷り込まれて居る。此等は縱令その政治家が野心に燃える卑しい心から直接に不眞面目な言論を弄したとしても、記者はこれを文筆に綴る時には修正して社會的禮儀を失はぬやうに改定しなければならぬものである。それから政治記事も亂暴狼籍の

ものが多い。有象無象の議員が實際に於てさうした亂暴狼籍な言動を敢て試みたとしても、それを眞正直に承けて大閣記や三國志やジゴマ小説を読む時のやうな面白半分な武勇譚に脚色して社會に發表するならば、それは不見識の甚だしいものである。議員が神聖なる議場を雲助や護摩の灰の亂闘場見たやうなものに化することがあつても、新聞はこれを彌次り立てたり皮肉つたり素破抜いたりして滑稽化するのは、不眞面目の甚だしいものである。斯様な場合には新聞ではこれを不問に附すか、相當の筆誅を加ふべきである。現代の新聞は政界の墮落をそのままにレコードに吹き込んだり種板に撮影したりするのみならず、反つてこれに駄洒落の文句を入れてやんやと嘶し立て、政治的價値を一層下落させるだけで、嚴然たる社會の耳目となり木鐸となつてこの腐敗せる政界の局面を轉換させる社會道德の態度がないのである。

随つて社會記事を見るに同一の筆法で取扱はれて居る。社會の凡らゆる事件を蓄音機や寫眞のやうな仕掛で吸ひ取らうとする模寫主義であるから、理想を創造しようとする春秋の筆法がない。殊に新聞と言へば人に耳新しい事件を報告する請負事業のやうに見做されて居るから、人間の官能に刺戟を與へて少し驚かすやうな事件を漁る弊に陥るのである。それも光明的方面に向つて事件を漁

つて世を驚かすことは非常に結構なことだがそれには聰明と努力を要するが爲めに、手つ取り早い暗黒的方面に向つて駈け出すので、網を張つて漁つたものは實際のところ小鮮に過ぎないのであるが、これを恰も大魚の波間に跳り出したやうに吹聴するのである。虚榮、賣名、争奪、欺詐、殺人、強盜、姦通、強姦、淫賣、發狂、不良少年少女、官紀紊亂など凡らゆる惡徳記事を詳しく書き立て、犯罪の目的や方法を手に取るやうに書き列べるのである。これは教育ある識者から見れば殆ど何の意味であるか解するに苦しむものである。まさか罪惡を獎勵して居る譯でもないが、罪惡の經路を斯んなに纖細に書き立て、人に讀ませようとするのは、全く道德的意識のまだ發達しない野蠻人の好奇心に濫賜した惡習である。人生は理想に向つて至善を辿つて進むのであるから、暗黒に向つて罪惡を穿鑿する必要は少しもないのである。絶えず至善に向つて進めば罪惡に對して遠ざかるのであるが、至善に向つて進むことを獎勵せず、單に罪惡に向つて穿鑿することを獎勵するやうになつては、人をして殊更に罪惡に近づけるやうな結果になるのである。素より意志の鞏固な修養の積んだ者であるならば近づいてもそれに由つて害される憂がないが、さうでない限りの者は殆ど大抵その害毒に感染して知らず／＼の間はその罪惡に落ち込むのである。

先づ古人のやうに朝起きて盥漱梳粧してから、聖賢の書でも讀んで浩然の氣を養ふのであるならば、大に生命の活力を増進することになるのであるが、現代人は昨日の疲勞をも忘れて漸く氣持のよい朝になれば、まだ寢床の中に居ながら新聞を取り寄せて俗惡な暗黒記事を読んで、その官能を甚だしく苛立たせて混濁せる世界に這入り込んで居るのである。東天と與に自然を讚美するのでは無くて虚榮、争奪、殺人、姦通、賣淫、發狂等凡ゆる不合理の記事を讀んで快々たる觀念に壓せられて了ふのである。これは各人に對してその目的や業務の能率を削ぎ、その精神の健康を害し、修養を鈍らすこと最も明かである。これは現代の新聞に於ける病的現象であるから、一刻も早く廓清しなければならぬ點である。世の識者の中には、『自分は朝の新鮮な心を世の中の愚行や邪行の騒々しさに穢すことを欲しない。だから決して朝の間は新聞を手にしない。』と云ふ心掛の人も居るは、不完全な現代新聞の發行されて居る間は眞理として奉すべき名教である。

世間には一種の誤解者がある。新聞を隅から隅まで有難い書籍として崇拜して居る者がある。これは宗教的に見れば萬有崇拜者である。善も惡も無差別に有難がり、人も狐も牛も馬も神として崇拜するの徒に類するものである。勿論現實の世界には愚行も邪行も歴々たる事實に相違がない。賢

明な行爲や善行と同列にこの世の中に存在する事柄である。けれども人生の理想は至善であるので、價値は愚行や邪行にはないのである。人間の人格活動は價値ある生活に向つて進むのであるから、愚行や邪行などを見聞することに能力や時間を費して居るやうな暢氣な生活をして居れないのである。そして愚行や邪行は取り調べて研究しなくとも、常に至善に向つて精勵して居ればその人格は完成されるのである。それで徳育に於ては光明に向つて一途に進めばよいので、暗黒を顧みて道草を食つて居る心要がないのである。寧ろ暗黒は嫌つて憎んで、これを回避して只管光明を欣求することが人生の理想的生活の本體である。然るにこの人生の徳育の原理を辨へぬ連中は、動もすれば光明の勇者に向つて暗黒を回避することを卑怯の行爲に解する者がある。併しこれは善惡の意義を知らぬことから生じた誤解である。惡を懼れて善に進むのであるから、卑怯ではなく極めて勇敢な行である。惡には眼も呉れずに、只だ善に向つて直進することは、實に人生の理想的大勇である。若し暗黒に接してこれを凝視し洞察し熟慮することに勇ましいとすれば、これは一種の物好であつて匹夫の勇である。『君子は危きに近よらず』といふ語がある通りに、惡を凝視し洞察し熟慮する時間があるならば、寧ろ善に就いてさうした努力に出ることが人間の義務である。惡を研究し

こ何かの利益にしようとするには、善を研究した結果を基本原理とした上でなければならぬ。若し善に關する根本原理の觀念がなく頭から惡を研究した日には、そこには何等の價値的效果も得られず、單に惡に關する知識を物好きに道樂に掃き集めた塵溜を作るに過ぎない。然るにこれは危険甚だしい生活である。光明に關する無學無知の徒が暗黒に關する研究三昧に従事した結果は、知らず／＼の間に惡の世界に引き摺られて行つて、光明に遠かることは必然の成行である。それで徳育には惡の講義がないのである。修身教科書には善の講義ばかりで、人殺や強盜や淫賣や詐欺の目的方法に關する説明や虎の巻はないのである。けれども無いからと云つて修身教科書を卑怯な書き振りと罵る者があつたならば、それはまだ徳育の何たるかを辨へぬ愚人の囁言である。新聞は社會の木鐸たる以上は明に徳育の機關であり、修身教科書でなければならぬ。新聞の記事が惡の研究を滿載して不徳の塵溜となり、善の何たるかに就いては何事も報告して居ないやうになつては、世道人心を過ることより大なるもの無いのである。

それから現代の新聞記事を辯護する者には非常に不見識な考を懷いて居る者がある。その論者は現代の社會には現代の新聞があると稱し、現代の新聞は現代社會を肯定した基礎の上に立つた反影



であると主張して居る。そして現代社會を動物的なものに考へ、人間性はこの動物性にあると説き、非哲學的な非科學的な非藝術的な一般社會の生活を是認して、目的論的な理想を嫌ふのである。これは唯物史觀的現實主義の崇拜論で何の價値もない愚論であるが、この愚論に迷はされて現代の新聞記事を如何にも有難がつて居る講讀者が尠くないから、吾々はその誤解をこゝに匡さなければならぬ。

論者が人間性が動物性に立脚することを揚言するのは別に悪くはない。併し人間性は動物性の外に人格性を有つて居る。人間は人格のある動物であつて、禽獸のやうな無自覺的な生活者ではない。動物の生活には理想といふ目的がないが、人間としての動物には人間の人間たる所以の人格的目的がある。それで現代の一般社會が如何に動物的であつて、哲學がなく科學がなく藝術がなくとも、これを好い事だと是認して生活して居る者ではなくて、絶えずその蒙を啓いて向上の一路に進ずる者である。この意味に於て、新聞記事は一も二もなく現代社會の奴隸となつてその光景を撮影して居る活動寫眞のヘルムではなくて、常に不斷の努力を以てその不明なる現代生活を誘拉扶導する木鐸となるもので無ければならぬ。文化の低級な社會はその高級な社會に向つて進化するの

が社會發達の現象である以上は、新聞記事は高級な見地から低級な社會を指導して行く抱負がなければならぬ。然るに現代新聞の大半は謂ゆる動物性を本尊に戴いて大車輪を以てその發揮大成に盡力して居る觀があるのである。従つて紙面を眺めれば虚榮、争奪、殺人、強盜、姦通、賣淫等凡ゆる動物性を數卷の長尺物に展覽して、百鬼横行の姿を現はして居る。而もこれを以て現實社會の正體と考へて怪まず、反つてこれを誇張して書き立て、尋常の茶飯事に思つて居るに至つては、沙汰の限りであると謂ふべきである。

これは自然主義であつて理想主義の何たるかを知らぬ無知の考である。新聞は斯様な無知の考を基礎として記事を選択して、理想の何たるかを知らずに居るやうでは、社會の耳目たる資格はなく、社會の盲目たる値打しかないものになる。現代新聞は實にこの盲目によつて光明を遮られて居る。暗中に摸索して、不潔な物を擲んで互に食つて居るやうなものである。併し吾々は今や斯様な無意識的動物生活を醇化して、その自滅の運命より免れ、人生の目的に向つて圓滿清淨なる光明を仰ぎ見る理想の生活に移らなければならぬ。それには先づ社會の木鐸たる新聞は衆に先んじて自覺するところが無ければならぬ。暗黒世界の不潔なる罪惡記事に没頭して居る不見識から、自己

の不明を解放しなければならぬ。吾々は特にこの點に關して現代新聞に向つて警告する者である。

#### 第四節 廣告選擇の改善

現代の新聞は廣告料によつて維持されて居るといふことを、吾々は屢々聞かされて居る。それは洵に氣の毒な悲しむべき事である。寧ろ悪い傾向である。新聞が自ら己を墮落させた懲罰である。新聞の經營や編輯や記事選擇が既に過つて居るのであるから、無用の支出が多く、諸入費のかゝる事ばかり出て來るのは自然の結果であり、これを廣告料で埋めやうと考へるやうになるのも自然の勢である。前述の如く現代の新聞が縦に深みがなく、横にばかり擴がつて弛緩し放漫して了つて居るので、國土ならば沙漠のやうなもので、不毛の地に似て居る。そこに無暗に事業を經營して互に競争を試みて居るやうなもので、資本ばかり要つて配當のない失敗せる拓殖事業のやうなものである。この意味に於て廣告料を當にして經營する現代新聞は根本からその方針を變革しなければならぬ狀況になつて居る。若しこの儘に打ち捨て、置けば、そこには名狀すべからざる弊害を醸成するのみである。

吾々は今日の新聞を手にとると、その紙上に於て大小無數の廣告に接するのである。廣告が如何なる意義のものであるかは、こゝに述べずも明かなことで、その定義や効能に關しては、吾々は些も異議を挾む者ではない。現代の文化は或る點までは廣告術の發達によつて向上されて居る。廣告の効力と必要とは何人もこれを認めなければならぬ。吾々の社會的生活に於て眞に價值のある貢獻を提供するものに對して、その實益を人類社會に普及するものは實に廣告の賜である。廣告術の發達によつて吾々の人格的生活は色々保護されて行くのである。今斯様な意義に基いて現代新聞に現はれて居る廣告を見るに、その本義に背反して居るものが夥しいのである。試に毎日の新聞に掲げられて居る廣告を見るに、如何なる要求から爲されて居るのであるか。吾々の社會的生活に於て、眞に價值のある貢獻を提供して居るものであるか何うかと云ふに、その殆ど大半はこの目的に反して居るものである。眞に價值あるものが左様に價值あるものでないやうに廣告されたり、何の價值もない擬物が如何にも非常なる價值を有するやうに廣告されて居る。その事實の價值を忠實に廣告するものではなくて、無價值を有價值の如くに見せ掛けて、これを誇張し詐稱して、社會の信用と自己の名聲とを殊更に作り上げやうとする行爲に流れてゐる。そして價值なき有名無實のもの

を、如何にして價值ある實有に見せ掛けたり良いかに就いて、苦心慘膽の跡を呈して居る。従つてその廣告は殆ど巧言令色となり、詐欺となり瞞着の手段を弄する悖德偽善の奸策に陥るのである。

そして現代新聞に於ける廣告なるものは、料金によつて規定されて居る。料金を多く出せば人目に付き易い屈竟の場面を提供され、料金が少なれば蟲眼鏡で探さなければ場所の解らぬやうな隅つこの方を提供されて居る。その上に料金の多寡に従つて活字の大小取りくゝの段階がある。それ故少し料金さへ憤發すれば、何の値打もないがらくた物でも愚劣極まる事柄でも、廣い場面に於て初號特號の大活字によつて恰も驚天動地の大眞理を有するものゝやつに堂々と掲載されるのである。そこでこれを見る一般社會は毎日大きな廣告だけが眼に映つて小さな廣告は見落して了ふのである。それ故廣告によつて社會の事物を知る場合には大廣告の刺戟に基くので、社會の評判は總て大廣告によつて支配される傾向になるのである。その結果として新聞紙面は廣告戰爭となるのであるが、これは新聞社に取つては願つたり適つたりで、勿怪の幸として開いた口に牡丹餅の恰好で喜ぶ譯である。そこで獨りほゝ笑む者は新聞社だけで、迷惑する者は金を澤山出させられる賣名の詐欺師とそれに釣られて誑かされる一般社會のみになる。而も新聞社はしこたま儲けることが出来る

ので、その味を忘れることが出来ず、不善邪惡の廣告とは知り乍らも全紙面を提供しても惜まないのである。これは新聞が社會の木鐸なることを忘れて、惡德賣名の宣傳機關となつて世道人心を墮落させるものゝ當代隨一たるものである。新聞の墮落はその廣告面に於て最も明に證示されて居る。吾々は將にこの點に就いて徹底的に廓清したいのである。

### 第五節 記者の改善

要するに新聞の廓清はその經營の改善に始まり、編輯の改善に移り、記事や廣告の選擇に關する改善に入らなければならぬが、畢竟するにこれは人の問題である。第一に經營者その人の頭を改造しなければ何事も出来ぬが、當面の問題としてその社員たる記者の改善である。現代の新聞記者を見るに、その質が宜しくない。色々の職業に手を出して失敗した者や、無智無能の輩が押し掛けて行く場所になつて居る觀がする。眞に新聞記者の本義を解し、それを自己の趣味と個性に合つた生涯の職業として、その使命を感じて勇んでその職に就いて居る者は極めて稀である。場合さへ好ければ何時でも足を洗つて轉職しようとする浮き腰の者が多い。随つて新聞記者ほど新陳代謝の

烈しいものはなく、出たり入つたりして腰掛者ばかり多い。その結果として物に飽き易い輕薄なちよこ才や、酒色に耽溺して人格の何たるを解さぬ者などが集つて、眞個の人物に拂底して居る。これは直ちに新聞の經營の上にも編輯の上にも記事や廣告の上にも影響して、萬事がその空氣の中に包まれて了ふのである。現代の新聞に幾多の缺點や弊害の醸成されるのは、皆な斯様な低級な記者によつて取扱はれて居る結果である。

それで今後の新聞は努めて人物を迎へ入れなければならぬ。眞に新聞記者の根本義を體得して居る有爲の人格者を以て社内を満たさなければならぬ。各種の専門知識や技量に秀でた上に、品性に於て一世の師表たり得る人物を招聘して、大改革を行はなければならぬ。それには先づ新聞に關する傳統思想を取り退かなければならない。新聞が單に現實社會の反影だなどと考へて居れば、質の悪い記者が青蠅のやうに寄り集るのであるが、これを理想的な人生の光明であり社會の本鐸であると革め直せば、人格のある記者が自然に生れて來るのである。現代の新聞社に人格のある記者の少ないのは、その適任者が社會にないと云ふ意味ではない。適任者が社會に澤山あつても、現在の新聞社と云ふ場所には育たないのである。育つ者は只だ人格の下等な記者ばかりである。それで記者の改善はこれを遠い將來に求むべきものではなく、適く新聞に關する根本的思想を廓清する自覺に求むべきものである。この自覺にして現代社會の一般人に起れば、人格のある記者は自ら發育するのである。吾々は先づ新聞道德を自覺して、社會道德の耳目たり木鐸たる機關を擁護することに對して、甚大の努力を試みなければならぬ。これ實に新聞を眞個の意味に於て愛する者の義務である。

### 第三章 社會禁酒の道德

#### 第一節 古人の飲酒觀

酒と云へば主として米や麥や葡萄から醸造されるアルコールを含んだ飲料を指すのであるが、アルコールはこの外に砂糖や澱粉のやうな物質からも醸造されるから、酒の種類は非常に多いことになるけれども、其の本體はアルコールであることが共通の特徴である。この酒は我が東洋では何時の頃から飲み始めたかと云ふに、實に遠い昔の堯舜時代からである。けれども稻から造つた酒は三代の始から現はれた。即ち夏后氏篇に『醴酪れいらくは古にも有りたり。酒は禹の時に至つて儀狄これを作る。禹、飲んでこれを甘しとす。曰く後世必ず酒を以て國を亡ぼす者あらんと。遂に儀狄を疏んじて旨酒を絶てり。』とある。けれどもこの賢明なる禹の絶對禁酒は子孫に至つて破戒された。夏は暴虐な桀王に至つて酒色の爲めに滅んだ。そして『日に新にして又日に新なり』の修徳者である殷の湯王の世となつたが、遂に淫虐な紂王に至つて酒池肉林の樂に耽り、長夜の宴を貪るに至つた。併し

書經の五子之歌には『内には色の荒みをなし、外には禽の荒みをなし、酒を甘しとし、音を嗜み、宇を峻くして、墻に雕る。此の一つだにあらば未だ亡びざることあらず。』とある通りに、民心は靡然として修徳に勉焉たる文王の身に聚まつて周の世となつた。文王の子に周公といふ人があつた。兄の武王の死後は幼子成王に攝政して泰平を致したが、この周公が成王に説いた『酒誥』といふ訓誨が書經の中に載せられて居る。これは可なり長い文章であるがその要點を摘めば斯うである。吾々の父の文王といふ人は實に人格の修養に努力した人であつた爲めに、天祿を得たのである。常に々々小供に教へるに、汝等は決して酒を飲んで遊樂に耽つてはならない。飲む時は必ず上帝と祖先を祀る場合に限つて飲め。それも祀ることを崇んで、飲むことを崇んではならない。殷が亡んだのは酒の爲めであるから、汝等は能くこれを鑑みなければならぬと言はれた。それで吾々兄弟は終に酒を飲まなかつたのであるから、汝もその積りで遠けなければならぬ。これは文王の欽定された家憲であるから、決して忘れてはならぬぞと云ふ趣意である。

そこで周の世にはこの文王の制限禁酒主義は一般の道德となり法律となつたので、酒と禮樂との間には非常な關係が生じて來た。朝廷には酒官を置いて秋になれば稻を穫つて清酒を作り、有司に

命じて上帝祖先を祀つた。詩經の小雅に『祭るに清酒を以てし、従つて駢牡を以てして、祖考に享つり、その鸞刀を執りてその毛を啓き、その血管を取る。』とあるはそれである。人民もその習慣に従つて銘々にこれを行つた。然るに飲酒を祭祀の場合にのみ限ることは事實上不可能であつた爲めに、この清酒の外に事酒とか昔酒とかいふ名前のものも現れて、不斷にも飲むやうになつた。けれども其處には郷飲酒の禮といふものがあつて、客と酒を飲むに道德的規範があつた。禮記の射義に、『郷飲酒の禮とは長幼の序を明にする所以なり』とある通りに、酒を飲むのは元來祭祀の觀念に由來する孝心に基くのであつて、酒そのものに耽溺する意味では無いから、長幼の序を正して萬壽無疆を祈る精神に出でたものである。それで禮記の射義には『酒なるものは老を養ふ所以なり、病を養ふ所以なり。』とあり、詩經の豳風には『十月に稻を穫りて此の春酒を爲りて眉壽を介く。』とあるのはその事實を語るものである。

併し乍ら酒を科學的に分析すればアルコールといふものであるが、道德的に分析すれば何といふものであるか。これを設文といふ古い字書に尋ねて見るに、『酒は就なり人性の善惡に就く所以なり』とあり、又た『酒は造なり、吉凶の造らるゝなり』とある。これは頗る面白いものである。酒は老を養ふ場合には衆徳の根本といはれる孝を助ける清酒であり、旨酒であり、玄酒であり、明水であり、甘露であり、天酒であつて善に就き吉を造るものであること明かであるが、これが身を亡ぼし國を滅ぼす場合には狂水と稱せられて、惡に就き凶を造るものである。それ故に、酒は善惡の二面を有し、藥にもなるが毒にもなるものである。親に孝行をする方便として設けられた酒を途中で横取りして煽るやうになつては毒になる。更に酒色に身を崩して親の名譽を傷けては、固より毒の毒だ。周の世が爛熟するに至つてこの酒はそろ／＼天下の毒になつて來た。禮記の小雅には『君子酒あり旨くして且た多し』とか、『君子酒あり、喜賓の燕以て樂しむ』とか、『爾の籩豆をつらねて飲む酒の飽けるに、兄弟の既に具にすれば和樂して且つ孺ふ』とか、『角の盃の曲れると旨き酒とは思ひ柔かなり、彼の交り救れるにあらず、萬物の來り求むるなり』とか云ふのがある。大雅には『既に醉ふに酒を以てし、既に飽くに徳を以てし、君子萬年なんじの景福を介からしめん』とか、周頌には『酒を爲り醴を爲りて祖妣にすゝめあたへて以て百禮をあまねくす、饒と香とは邦家の光なり。』とか云ふ文句があつて、兎角先祖を崇ぶことを口實として旨酒嘉肴を讚美し、これを享樂して措かない風を生じて來た。殊に酒を『邦家の光』と歌つたのは讚辭の極であつて、上古の日本で

はこれを譯して『豊の明』と言つた。漢の時代には『酒は百藥の長なり』と言はれたことは、前漢食貨志に見えた。又た『酒は天の美祿、百福の會なり』とも書かれて居る。又た東方朔傳には『憂を銷すもの酒に若くは莫し』と書かれて居る。斯うして酒は遂に不老不死の藥となり、嘉會の好みとなり、我が國では『憂きを拂ふ玉箒』と稱美された。佛蘭西では葡萄酒を常用水と考へ、獨逸ではビールを滋養液と云ふのも皆な同一の精神に出でたものである。

孔子は周末に生れた人であるが酒に就いては郷飲酒の禮を堅く實行した人である。孔子の日常生活を記した論語の郷黨篇を見るに、『酒は量りなし、亂に及ばず』とある。伊藤仁齋はこれを説明して下の如く言つた。『酒は以て人の爲に權を合す。故に醉を以て度と爲して、血氣をして亂れしめず。蓋し身は道の在る所にして、身を養ふは即ち道を修むる所以なり。道を修めんと欲して先づその身を輕んずるは道を知る者に非ず。飲食は身を養ふことの大きなものなるが故に、聖人これを謹む。』とある。これは孔子の有名なる節酒主義の倫理である。醉ふを以て限度と爲し、酩酊して亂暴を働かぬ掟である。今日までの東洋の飲酒道德は専らこの孔子の制限禁酒説を執つて穩健な思想として信じて來たので、上戸黨の用ゐる表面上の立看板になつて居る。

翻つて佛教の飲酒觀を見るにこれは絶対禁酒主義になつて居る。中阿含經に現はれた五戒の中には、『五には酒を飲まず』と記されてある。涅槃には『酒は不善諸惡の根本なり。若し能く是れを斷ぜば則ち衆の罪を遠く。』とある。長阿含經には『酒を飲む者は六種の失あり。一には財を失ふ、二には疾を生ず、三には闘ひ争ふ、四には惡名流布す、五には恚怒暴かに生ず、六には智慧日に損ず。』とある。沙彌尼戒經には、『酒を飲むことを得ず、酒を嗜むことを得ず、酒を嘗むることを得ず。』とある。梵網經には『若し自ら酒器を手にして人に與へ、以て酒を飲ましむる者は五百世のあひだ手なからん。況んや自ら飲むをや。』とある。分別善惡所起經には飲酒三十六失を掲げて最も詳細に頗る嚴格に酒害を論證して居ること下の如しである。『人世間に於て喜んで酒を飲めば三十六失を得む。何等か三十六失なるや。一には、人酒を飲んで醉へば、子として父を敬はず、臣として君を敬はざらしめ、君臣父子上下あることなし。二には語言亂誤多し。三には、醉へば便ち兩舌多口す。四には、自らと人との伏匿隱私を道ふ。五には、醉へば便ち天を罵り、社に尿して忌諱を避けず。六には、醉へば便ち道中に臥して復た歸ること能はず、或は所持の什物を亡ふ。七には、醉へば便ち自ら正しくする能はず。八には、醉へば便ち低仰横行し、或は溝坑に隨つ。九に

は、酔へば便ち倒顛して復た起き身體を破傷す。十には、賣買する所謬誤して妄に觸抵す。十一には、酔へば便ち事を失ひ治生を憂へず。十二には、所有の財物を耗滅す。十三には、酔へば便ち妻子の飢寒を念はず。十四には、酔へば便ち喚罵して王法を避けず。十五には、酔へば便ち衣を解き禪袴を脱ぎ裸形にて走る。十六には、酔へば便ち妄に人の家中に入り、人の婦女を牽き、語言干し亂れ、その過ち無狀なり。十七には、人その傍を過ぐれば與に共に鬪はんと欲す。十八には、地を蹋んで喚呼し四隣を驚動す。十九には、酔へば便ち妄に蟲畜を殺す。二十には、酔へば便ち舍中の什物を搗捶してこれを破碎す。二十一には、酔へば便ち家室を視ること罪因の如く、語言口を衝いて出づ。二十二には、惡人を朋黨とす。二十三には、賢善を疎遠にす。二十四には、酔臥して覺むる時は身體疾病の如し。二十五には、酔へば便ち吐逆し若くは惡露出で、妻子すらその所狀を憎む。二十六には、酔へば便ち意前蕩せんと欲し、犀狼も避くる所なし。二十七には、酔へば便ち明經の賢者を敬はず、道士を敬はず、沙門を敬はず。二十八には、酔へば便ち姪姪にして畏れ避くる所なし。二十九には、酔へば便ち狂人の如し、人これを見れば皆走る。三十には、酔へば便ち死人の如く復た識知する所なし。三十一には、酔へば或は抱面を得、或は酒病を得、正に萎みて黃熱す。三十

二には、天龍鬼神皆な酒を以て惡となす。三十三には、深厚の知識日にこれを遠ざく。三十四には、酔へば便ち踳踖して長吏を視、或は鞭にて打たれ兩目を合す。三十五には、壽盡くるの後當に太山地獄に入り、常に鎖銅、口に入り、腹中を焦し過下し去るべし。是の如くして生を求むるも得難く、死を求むるも得難きこと千萬歳なり。三十六には、地獄中より出で來り、生れて人と爲るも、常に愚癡にして識知する所なし。今愚癡にして識知する所なき人あるを見るに、皆な故世宿命より酒を喜び嗜むの致す所なり。是の如く分明なれば亦た酒を慎むべし。』以上は何れも絶對禁酒を主張したものであつて、佛教に於ける飲酒道德の特徴を發揮して居る。それで世親は成實論の中で、『飲酒は衆生を惱ます爲めの故に罪因となる。若し人酒を飲むときは、則ち不善の門を開きて以て能く定及び諸の善法を害ふこと、衆果を植ゑて障障を作らざるが如し。』と論じて居るので、最も好く佛教の禁酒道德を説明したものである。

次に基督教の飲酒道德觀を見るに、先づ猶太の古い諺を取り出せば、『惡魔は自分で往かれぬ所へは酒を遣る』と云ふのがある。以賽亞書には『禍なるかな、彼等は朝つとに起きて濃き酒を追ひ求め、夜の更くるまで止りて飲み、酒にその身を過らるゝなり。賤しき者は屈められ、貴き者は卑し



くせられ、目を上げて高ぶる者は低くせらるべし。』と云つて居る。ソロモンの箴言には『酒は人を  
 して嘲らしめ、濃き酒は人をして騒がしむ。これに迷はさるゝ者は無智なり。』とある。又た『禍な  
 る者は誰ぞ、憂ある者は誰ぞ、争を爲す者は誰ぞ、故なくして傷を受くる者は誰ぞ、赤き眼ある者  
 は誰ぞ。これ即ち酒に夜を更かす者又は往きて混ぜ合はせたる酒を味ふ者なり。酒は赤く、盃の中  
 に泡だち、滑かにくだる。汝これを見る勿れ。これは終に蛇のごとく噬み、蝮のごとく刺すべし。』  
 とある。此等を觀れば猶太の賢者は何れも絶対禁酒主義を奉じた者である。即ち猶太教では絶対禁  
 酒主義が理想であつた。けれども一般民衆の間には葡萄酒を常用する習慣があつた。これは濃き酒  
 ではなくて薄い酒であり、寧ろ常用水であつた。基督がゲツセマネの祈禱の中にも、『此の杯を我れ  
 より離ち給へ。されど我が心のまゝに爲さんとするに非ず、聖旨に任せ給へ。』とも、『吾が父よ若し  
 吾れに此の杯を飲まさず離つこと能はずば、聖旨に任せ給ひ。』ともある。これは後世に至つて基督  
 の血と葡萄酒とを同一視して恰も飲酒を是認したやうな宗派を生ずるに至つた遠因でもあるが、一  
 般の酒類を禁じて獨り葡萄酒のみを是認したのは單に宗教的儀式を重んじた爲めであつて、普通の  
 飲酒として認めなかつたからである。けれども斯様な歴史的習慣に拘泥しない進歩的基督教徒は舊

約聖書が教へる理想通りに、絶対禁酒を奉じて敢て葡萄酒と雖も口にしないことは、佛教の趣意に  
 異ならない。殊に現代の基督教徒に至つては絶対禁酒を勵行することは到底佛教徒の及ぶところで  
 ない。佛教の僧侶には酒を飲んで亂行する破戒僧も多いが、基督教の僧侶には殆どない。禁酒運動  
 は基督教徒の中に起つたことは忘れてならぬ事柄である。

その他古來の賢哲や文學者や知名の士で酒害を説いた者は可成り多いが、こゝではその二三の例  
 を掲げるに止めて置く。セークスピアが飲酒を排斥した詩に、『あゝ、愚なる人々ぞや、敵をその口に  
 入れて徒に己が腦漿を偷み去らるゝとは、喜び樂しみ勇み談りつゝ、己が身をば淺ましき禽獸の  
 群に化すとは。』と云ふのがある。松尾芭蕉の行脚の掟にも、『好んで酒を飲むべからず。郷應によ  
 りて固辭しがたくとも微醺にして止むべし。亂に及ばずの禁あり。祀歳の戒にもろみを用ゐるも酔  
 へるを憎みてなり。酒に遠ざかるの訓あり。慎めや。朝かほに我は飯喰ふ男かな。』とある。二宮尊  
 徳の歌には『右にもつ著に力を入れて見よ左の酒が止むか募るか。』と云ふのがある。プリニイは曰  
 ふに『酒は手を震はしめ、眼を涙に潤はしめ、夜は安き眠を缺かしめ、悪夢に襲はしめ、翌朝には  
 氣息を臭からしめ、萬事皆な忘れしむ』と。オーターラリーはこれを敷衍して言ふに、『何人でも酒

を飲む者は人に信用されぬやうになるものである。これは秘密を嚴守することが出来ぬからである。酒は人をして禽獸たらしめるばかりで無く、亦た狂者たらしめるものである。それで汝が若しこれを愛するならば、妻も子も乃至は朋友も遂に汝を輕蔑するに至るであらう。』と。ラボツクの名あるエーペリトは下の如く言つた。『アルコールは場合によつては貴重な藥品には相違ないが、それでも頗る危険性に富む誘惑であつて、我が邦人の罪惡、不幸、苦痛の半は恐らくこのアルコールが原因であらう。人を欺かぬ水は決して何人をも罪惡に陥れたことはない。然るに罪惡は殆ど結晶したアルコールであると云ふも過言ではなからう。』と。

斯様に過去の人の飲酒道德觀を見るに、先づ二つに分れる。酒を解して邦家の光と爲し、百藥の長と爲し、豐の明と爲し、救ひ主の血と爲し、常用水又は滋養液と考へるは、酒の善徳を認めたものである。然るにこれに反して酒を解して亡國と爲し、狂水と爲し、不善の門と爲し、惡魔の贈物と爲し、蛇蝎と爲し、罪惡の結晶と爲したのは酒の惡徳を認めたものである。従つて前者は飲酒を無制限に許すか若くは制限禁酒になるが、後者は絶対禁酒になる。そこで道德上の見解は無制限飲酒か節酒か絶対禁酒かの三説に分れる。そして節酒は飲酒を認める點から云へば前者に屬するが、

制限を附する點から見れば後者に屬するから、飲酒を善とも解し惡とも解したので、中間に折衷説を立てたものである。現代の社會で飲酒を道德の上から評價する場合には、専らこの節酒説、即ち制限禁酒論、即ち相對禁酒説の上から判斷して居るのである。無制限飲酒の害毒は既に古代から論評されたので、今は論難する必要がなくなつて居る。酒を百藥の長と考へて鯨飲暴翻することは三才の童子もこれを恐れて不徳と考へる。その結果は『酒は量りなし、亂に及ばず』といふ相對的な制限禁酒を以て理想とするに至つた。然るにこれを絶対的禁酒説の理想から見れば、尙ほ不徹底な説として排斥せざるを得ない。そこで相對禁酒と絶対禁酒とは果して何れが道德上の眞理であるかを決定しなければならぬ。それには先づ個人或は社會に及ぼす飲酒の害毒を調べなければならぬ。

## 第二節 飲酒の個人に及ぼす害毒

食物が胃や腸に入ればそこに諸種の醱酵素があつて分解作用によつて消化するのであるから、アルコールを醸造することは必然の現象である。けれどもこれは消化器に具備する自然の因果法に支

配されて居るので、アルコールを自由意志によつて飲用する行爲とは異なる。それで酒を飲むといふ行爲は個人の意志に屬するものであつて、欲望の撰擇によつて動作に表はすものであるから、善悪の責任を負ふものである。そこで何人でも飲酒は個人の身體又は精神の上に如何なる影響を與へるかを道徳的に意識し得られるものである。先づこの道徳的意識から判斷して見て、人間は何故に酒を飲むかといふ問を發して見るに、その答は上帝又は祖先を祀る爲めとか、萬壽無疆を祈る爲めとか、滋養の爲めとか、嗜好の爲めとか、享樂の爲めとか、藥の爲めとかいふ言葉を聞くのである。今此等の答に就いて穿鑿して見るに、斯様な目的を對象とする飲酒の意義は果して人生の目的とする至善を實現して居るか何うかといふに、何等實現して居る所がないのである。何ぜなれば上帝や祖先を祀るに必ずしも酒を用ゐる必要はない。他に方法は幾らも見出される。親に孝行をつくすに酒を飲ませなければならぬ道理はない、他に幾らも適當な方法がある。萬壽無疆を祀るにも、景福を求めるにも、飲酒の外に方法は他に幾らも考へられる。それから滋養や嗜好や享樂の爲めに飲酒するの何れも人生に必然的な要求に由來したものではない、他に適策は幾らも見出される。又た藥として酒を飲む必要のある病人があるならばこれを醫院に求むべきものであつて、健康者が酒屋か

ら求める必要はない。斯様に考へて見れば飲酒は至善を追求する人生の目的には何等の價値もない。その動機は極めて貧弱な理由のものであることが明である。而も道徳的意識に於ては飲酒は決して良心の命ずるものではない。

随つて飲酒の動機は専ら快樂にあることが明かになる。楽しみとして酒を飲み、陶然として酔ひ、何となく愉快になり、飄々乎として世を忘れ、羽化登仙するのが目的である。そこでこれを人生の至善から見ると、勿論快樂を求めると云ふことは人性の一要素であるから必要なことである。けれども快樂には優劣の差がある。これを理性によつて判斷して、その優秀なものを執るべきであつて、感情によつて一決して劣等なものを執つてはならない。然るに飲酒は専ら感情に訴へて劣等な快樂を追ひ求めて居るものであつて、高尚な合理的の快樂は他に幾らも遺漏されて居る。何ぜなれば酒を飲んで陶然として酔ひ、嬉々として楽しむのは、至善の理想境に到達した眞個の良心的快感ではなく、これは酩酊状態と稱して大腦や延髓や背髓の神經細胞が中毒によつて麻痺したものである。「その結果として筋肉が弛緩して五官の作用が消失し、獨り精神のみが興奮して舉動が活潑となり、意志の把持力が障碍されて感覺や知覺が鈍り、無暗に感情のみが發揚するのである。先づ

第一に判断力が不完全になる。これは意志の統一によつて成立して居る聯想作用や觀念内容が細胞中毒の爲めに惑亂されて自己の存在や目的に對して適切に順應する前後の分別が附かなくなるので、同一の事柄に執着し、理解力は澁滯し、能率は低下し、判断は錯誤を生じ、記憶力は減退し、内省思索に従事することが殆ど出来なくなる。その結果として我が儘出放題な考を以て正當であると思得るやうになる。そして意志の把持力が障碍を受けて居るのであるから自制の心がなく、決心が不全完になり、動作の需要のみが増進して主我的となり、利己的となり、放縱無遠慮になり、これに感情の發揚性が加はるのであるから自負尊大になり、傍若無人になる。その結果は明に道德的意識を錯亂して人格の統覺を失つて居るのであるから、動作は破廉恥となり、行爲は躁暴となり、佛典の謂ゆる三十六失の罪惡に陥ること彰然たるものである。飲酒の身體及び精神に及ぼす害毒は上述の次第であるから、そこには高尚な快樂としての價値は那邊にも見出すことが出来ない。そこには醜惡な下等な快樂を追ひ求める事實を發見するのみである。そこで飲酒の動機そのものに於て、既に生理的に心理的に必然の罪惡に陥ることは豫見される事柄である。これを快樂の爲めに追求すれば、必ずその結果に於て人格の統覺を失つて不徳の行爲に陥ること必定である。だから至善を理想として人格を實現するには、何うしても飲酒を禁じなければならぬ。飲酒は人格の修養を裏切る無用の長物である。この意味に於て禁酒は道德上の規範でなければならぬ。即ち人間は快樂の爲めに酒を飲むことを絶対に禁じなければならない。唯だ病人が醫藥の爲めに酒を要する場合だけは目的が異なるから、醫師の命令に従つて飲むべきである。

然るにこれに反對する者は節酒を理想とし、相對禁酒を主張して居る。即ち『酒は量なし、亂に及ばず』の規範に従ひ、無害程度に飲むことを許さうとする。けれども酒を飲むには郷飲酒の禮とか燕禮とか大饗の禮とかいふ堅苦しい聖人君子式の飲み方は甘くないと云つて、専ら快樂の爲めに無禮講を前提として飲むのであるから、陶然として酔はなければその目的地に達しないのである。然るに一度その目的地に達すれば再びこの佳境に入らうとし、再三再四これを追求する結果は麻痺性の免疫となり、少量の酒では容易に中毒状態に達しないから至つて面白味が出て來ない。それでこれを求めようとするには勢ひ量を多く飲まなければならぬ。これは快樂の爲めに酒を飲む目的から見れば絶対に免れぬ運命であつて、遂に量を過ぎて亂に及ぶは最後の光景である。僅に道心堅固な君子にして始めて限度を守り、淡い快樂に満足して居るのである。然るに一般の世人は斯様な

生温い快樂に満足して居ることは出来ない。強烈な快樂の頂上に達して、これを飽滿しなければ承知しない。それで酔へばますます酒を呼んで飲めや歌へやの狼籍三昧に入つて、他人の忠告に耳を藉さなくなる。斯様にして一度び酒癖の習慣が生ずれば殆ど濟度すべからざる状態に陥る。それで無害程度の節酒は中毒麻痺性を有する酒なるものに對して守り得るものではない。制限禁酒は絶対に不可能になる。縱令相對禁酒を實行して居る社會に於て、青年には法律を以て禁酒して居ても壯年者や老人が自由に酒を飲める榮典に與つて居るとすれば、青年等は好奇心で飲んで見たいと思ふこともあり、壯年者や老人になれば實現されて酒豪となることもあり得る。學生時代に品行方正な者が曠て卒業して職を求めて紳士となれば、宴會に臨んだり地方に出張したりする度毎に、次第に酒の味を覺えて酒色亂行の遊治郎に化することが必ずあると見なければならぬ。これから考へて見れば酒を飲む習慣は何時でも附けられるもので、必ずしも未成年時代に限つたものではない。況して壯年者や老人の爲めに旨酒嘉肴を販賣して居るとすれば、子弟はその父兄の飲酒を杯盤狼籍の間に目撃してこれを見覚え、陰で飲むやうになるのも自然の勢であり、相對禁酒を主義としては個人の酒害を救ふ方法は逆も求められないと見なければならぬ。殊に酒害は經濟力に自由な壯年

や老年に多いのであるから、これを青年にのみ禁じてもその青年が成人して酒飲みになれば無益に終るのである。この意味に於て相對禁酒では個人の人格を完全に擁護する可能性は一般にはないと見なければならぬ。

### 第三節 飲酒の社會に及ぼす害毒

人間の人格といふものは一面から見れば個人的のものであるが、他の一面から見れば社會的のものであることは倫理學上の原則である。それで人格を發達させるには一面では個人の努力に俟たなければならぬが、他の一面では社會の改善に俟たなければならぬ。これは人格が個人の可能性をその社會の中に實現するものだからである。そこで飲酒といふ惡習慣がその社會に行はれて居れば、個人の人格を實現するには非常に不都合な境遇に置かれることになる。先づ無害程度の相對禁酒を理想として居ても、快樂に飽くなき人々は意馬心猿に驅られて無害程度を脱線するが爲めに、それが社會に影響して害毒を流すことは、傳染病患者の汚物を上水に捨てるに異ならない。先づ飲酒者の家庭では親が酒の爲めに生活費を割くが爲めに、胎兒や小供の營養は不良となり、教育は不完

全となるばかりでなく、親の酒害は遺傳して惡質の子孫を濫造することになる。その外に酒は享樂を追ふ狂人であるからして、一杯機嫌の結果は劣等な野性を發揮して殆んど悉く色慾に走らしめる性質がある。斯様にして男女の別は酒の爲めに簪を解かれて、放縱無遠慮に流れるから、そこには名狀すべからざる賤陋悖徳の行爲が濫發される。酒の勢ひで惡所に浮かれ出し、酒の取り持つ縁で放蕩無頼の身の上となり、この酒色に浮き身を倚す者のお蔭で花柳界が繁昌し、その餘得で附近の住民が好い景氣を感じるのも自然である。けれども斯様な酒の附け景氣を有難がつて居る社會は、遂に花柳病の蔓延となり、家庭の良人を始め妻子諸共に恐ろしい運命に葬られなければならない。殊にこの花柳病は酒を飲む機會の多い者を捉へて、その人を亡ぼさなければ止まぬ性質がある。

元來飲酒は習慣に由來したものである。人生に必要な傾向ではない。誰でも生れながらにして酒を嗜む者はない。皆その社會から教へられるものである。親が飲めば子は覺える。兄が味へば弟は倣ねる。夫が飲めば妻は盃を受ける。友達が飲めば付き合ふやうになる。客が來れば酒を出すやうになる。宴會に臨めば藝者のお酌を喜ぶやうになる。旅行をすれば酒と女を思ひ出して恥を掻き捨てにする。正月には一家集つて屠蘇を飲み、祭禮には一村擧つてお神酒を頂戴し、大祭祀日には國

賓を招いて長夜の宴を張る。歌ふことも、踊ることも、騒ぐことも、乃至は喧嘩することすら無禮講としてお構ひなしである。斯くて親の葬式の時にも娘の婚禮の時にも、自分の病氣の時にも、酒を愛玩して杯を離さず、明ければ朝酒を酌み、暮れれば晚酌を煽り、遂には妻子を欺いて外出して近所ほとりの酒場や待合を飲み廻るやうになり、延いては妾宅を構へて手活の花を眺めて飲まうとするやうになる。斯様に社會は常に飲酒の教習所になつて居る。入つては自己の家庭が先づ飲酒の教場であり、出でては天下到る所が飲酒の學校であるからして、假令法律で形式的に青年に飲酒を禁じて、社會的にこの惡習に感染することは避け難い。況して壯年者や老人がその標榜する所の無害程度に酒を飲まずに、大にその有害を發揮して毒瓦斯の中で不良の振舞を百出して居るやうでは、これを熟知する未成年者に惡影響を與へることは最も明かである。若し壯年者や老人が無害程度に酒を飲み得るならば、これを同一の條件で未成年者に許しても敢て差支のない道理であるが、これを否定して未成年者に禁ずる以上は同様にこれを壯年者又は老人にも禁じなければならぬ。縱令永年の習慣によりこれを絶ち難い酒それ自身の老人でも、社會の風教の爲めにこれを英斷しなければならぬ義務がある。單に自己の酒癖からして、無害程度を口實として鯨飲しながら、社會

の風教を顧みないのは餘りに主我的であつて、自己の享樂を貪るに急であつて公德の何たるかを辨へぬ者であると云はなければならぬ。それで飲酒の社會に及ぼす害毒を考へたならば、慄然として皮膚に粟を生じなければならぬ。何を以て酒を飲んで獨り笑ひ楽しむ道理があるか。相對禁酒は到底その無害程度を維持し得る可能性はない。單にそれが社會の風教を蠱毒し、飲酒を教授する誘惑物になるに外ならない。昨今のオリンピック大會で青年男女が賞杯を争ふのは、體育の爲めであるか、酒毒を飲まうとする爲めであるか、花柳病を受けようとする爲めであるか。不心得の甚だしい蠻風である。

#### 第四節 絕對禁酒の倫理的意義

上述の如く飲酒の個人に及ぼす害毒と社會に及ぼす害毒とを考へて見れば、無害程度を奉守する相對的節酒説は缺點の多い倫理説になるのである。これを個人的に見ればその無害程度を嚴守することが不可能であり、これを社會的に考へて見れば飲酒を教導して世人を誘惑することになる。それが爲めに各人の人格は飲酒の弊風によつてその健全なる實現を阻害されて、罪惡に陥る傾向を馴

致される。そこで相對的節酒説は誤つた學説であることが明瞭になるので、自ら絕對禁酒説の眞理を豫期させるものである。

人生の目的は至善を理想として人格を實現することに存する。それには個人の可能性をその社會の中に發揮しなければならぬ。飲酒はこれが爲めに、至善の理想を向上するに何の利益も齎らさない。祭祀の爲めにも、孝行の爲めにも、壽福の爲めにも、滋養の爲めにも、嗜好の爲めにも、享樂の爲めにも、道德上缺くべからざる當然の行爲ではない。そこには規範として人間の人格活動を命令する意味はない。即ち酒を飲むことは人生に於ける道德的本務ではない。若しそれが本務であり得る場合があるならば、或る疾病の爲めにアルコール飲料が醫藥として必要な場合のみである。それで斯様に道德的本務に非ざる不合理の飲酒を殊に享樂の爲めに愛玩すれば、個人的にはその人の身體を害し精神を毒して無害程度に確守することが出來ず、社會的には飲酒を誘惑し風教を亂して酒害を助長するの結果を招來するのである。この意味に於て飲酒は人生の至善に戻り、人格の實現に甚だしく有害なものである。これを不善諸惡の根本であると斷ずるのは敢て過言ではない。酒を以てその身を亡ぼしその國を失ふに至るは必然の傾向である。この意味に於て飲酒は醫藥の場合の

外は絶対に禁じなければならぬ。殊に享樂の爲めにこれを弄ぶことは絶対に禁じなければならぬ。これは絶対禁酒の社會道德的意義である。

然るにこれに反對する者は、絶対禁酒説は個人の自由を束縛する缺點があると云ふのである。けれどもこれは無智な考である。個人の自由といふものは社會を害さぬ範圍に於て眞理である。然るに節酒を是認する相對禁酒説は社會を害すのであるから、個人に於ける眞の自由ではなくて我儘勝手な放縱である。たとひ酒を賣る場合やこれを飲む場所を制限しても、又はこれを飲む年齢や職業を制限しても、それは單に人格の機會均等を破つて或る酒癖家の放縱な行を助長するに終るのみである。況して飲酒の爲めに貧困となり、無教育となり、不衛生に流れ、疾病と悖徳との間に生立つ惡質の子孫を濫造して居る現代の社會を救ふには、絶対に禁酒を斷行しなければならぬ。個人の人格を擁護するにも社會の品位を向上するにも、この狂水に溺れて臭い息を吐いて居る者が唯の一人もその社會に居ないやうに根絶しなければならぬ。これは社會道德の一大使命である。

それには何うするかと云ふに、第一に徳育の力に據らなければならぬ。飲酒を倫理的に批判してその害毒を明にし、絶対禁酒の社會道德的意義を國民に教授しなければならぬ。普通に酒を飲む者は、その行爲を不道德であると思つて居ない。その行爲が社會を害して居ることに就いては無關心である。殊に相對禁酒論者は、酒は量りなく亂に及ばなければそれで正善の行爲であると思つて居る。これは非常な誤解であるから、この不合理な道德思想を改造しなければならぬ。それで方法としては學校の教科書でこれを教へ込まなければならぬ。修身書の中で必ず絶対禁酒の倫理を説明することを忘れてはならない。随つて教育家は禁酒を勵行して人格教育の師範たる事實を立證しなければならぬ。それから社會の木鐸を以て任ずる新聞は、先んじて絶対禁酒を宣傳して呉れなければならぬ。それから社會教育に關係の深い諸團體や、活動寫眞や演劇に於ても、これを宣傳して呉れなければならぬ。それから政府は酒の廣告を斷然禁じなければならぬ。青年男女を誘惑して酒色に赴かせるやうな犯罪的廣告を、電車や汽船や待合室や路傍に掲げる野蠻な風習を捨て去らなければならぬ。それから國民は互に戒めて酒を飲む者を議員に公選せぬ方針に出でなければならぬ。酒を飲む者は女に近づき、女に近づく者は金に困り、金に困る者は盜をするのが古今の通例であるから、この種の傾向ある者を議員に公選すれば必ずその社會を禍するに至るのである。これは最も慎むべき事柄である。



斯様にして絶対禁酒の倫理的教育を施して置いて、これを現實に確保するには法律で斷行しなければならぬ。そして法律は道德の及ばぬ點を助け、道德は法律の到らぬ點を助けて兩々相俟つて進めば、仕末に終へぬ上戸黨の面々も如何に反抗しても新時代の道德には勝てず、そのまゝ降参して家庭に謹厚なる主人になること明かである。經國濟民の要は専ら德育に存する。如何に小人が廟堂に居ても、如何なる暴民が社會に居ても、人道によつてこれを善導することが出来る。況して飲酒の如き一習慣はその倫理的知識の普及と法律の取締とによつてこれを根絶することが出来る。米國の如きは既にこれを斷行して世界の先覺者たらんとして居る。假令一部の酒癖家がこれに反抗して奮動して居るとしても、大局に於ては動かすべからざる人道の上に屹立されて、社會の凡らゆる方面に於て改善の實効を奏して居る。殊に女子がこの倫理運動に最も貢獻したのであるが、我が國の女子政客等は政黨の發會式に銚子を執つて酌をして居る有様である。我が國は人道を愛することに於て如何なる國家にも劣つてはならない。殊に領土や富に於て彼等に及ばぬ日本國は、良風美俗を以て世界に冠たらしめねばならない。それには絶対禁酒を斷行してその優良なる成績を擧げることが焦眉の急務である。

#### 第四章 公娼廢止及び藝妓廢止の道德

##### 第一節 娼妓及び藝妓の意義

吾々は現在弘く女子の生活を顧れば、そこには醜業婦と云はれ賣笑婦と稱せられる一群の女子を見受ける。差し當り我が日本の社會では、娼妓と呼ばれ藝妓と名づけられる女子を見受けるので、これ等の者共は醜業婦の代表者として、賣笑婦の元祖として、この界限で牛耳を執つて居る次第が明察せられる。その日常の生活を見るに、一夫一婦の人格的戀愛に基いて理解和合して己が良人に對して、愛情の至誠として性事を許諾するといふので無しに、限定せられない多くの男子の性事的要求に對して、自分の任意から或は雇主の取持や強請によつて、貨幣的報酬を得る契約から、娼を賣り淫を鬻いで居る。この娼妓又は藝妓には永い歴史がある。遠く上代に源を發して居るが、それが平安朝時代には白拍子と謂はれ、徳川時代には遊女と謂はれたもので、明治時代に至つて法規により名稱を現在のやうに規定された。明治五年十月に公布された太政官達第二百九十五號を見れば

ば、娼妓と藝妓といふ文字が使はれて居る。これが抑も日本の社會に於て、娼妓と藝妓の名稱を異にした端緒で、法規によつて取締つた濫觴である。その後明治三十三年十月に至り、内務省令第四十四號として娼妓取締規則といふものが公布されて、娼妓を以て公娼と爲し、その他の賣笑婦は總て密賣淫婦といふことに規定された。これが公娼私娼の名稱の生じた抑の發端である。それから明治三十八年六月に至つて警視廳令第二十一號として藝妓營業取締規則といふものが公布されて、藝妓は營業者として公認されることになつた。けれどもこれは藝妓が公娼として許可された譯ではなく、娼妓取締規則の結果として藝妓が私娼の地位に陥る爲めにこれを擁護する意味で、藝妓營業者として公認されたのである。この意味に於て娼妓も藝妓も共に古來の賣笑婦たる地位を法規によつて公認され、國家の權力によつて保護されて居ることは同一であつて、一般の賣笑婦とは自ら異なる性質のものである。

先づ娼妓取締規則を見るに、娼妓といふのは滿十八歳以上の女子で娼妓名簿に登録された者が、貸座敷營業者から座敷を貸り受けてその座敷内で樓主と債權上の娼妓稼契約を結び、娼妓稼を爲す女子をいふのである。そこでその娼妓稼といふものは何であるかを尋ねるに、法文では娼妓の從事

する稼業と記載して居るだけで、内容は説明して居ない。これは説明するまでも無く、誰でも常識によつて娼妓稼業の何であるかを判断し得るからである。即ち男子の登樓を許し、宿帳を付け、杯盤の間に斡旋し、客の求めに應じて性事を繋ぐことが稼業である。そして廳府縣令の規定に従つて健康診断を受くべきことが規定されて居る。それは一切の疾病に關するものであるが、特に花柳病の有無に關して檢査される。斯様にして娼妓は男子の來客に對して性事を繋ぐことを公許されて、それが毫も警察犯處罰令の適用を受けて密賣淫の犯行とはならない性質のものである。これが謂ゆる公娼たる名稱の生ずる所であつて、お上の立派な鑑札の下に賣淫に従事する花魁様だから、近所そこらの淫賣とは身分が違ふので、勝手な悪口雜言は言つて貰ふまいと云ふことになる。

次に藝妓營業取締規則を見るに、藝妓といふのは滿十二歳以上の女子で、藝妓名簿に登録された者が、藝妓屋内に居住して藝妓營業を爲す者を指すのである。そこでこの藝妓營業と稱せられるものは一體何であるかを尋ねるに、法規では先づ兼職の出来ない單獨孤立な職業として規定されてある。そして該規則の執行心得を見れば、藝妓營業なるものは、その他の職業に關しては營利を目的とするか否かを問はず、一切の業務に關係することを許さぬものとして規定されて居る。そして該

規則の第九條には藝妓營業出願者にして、公安又は風俗を害する虞あるか若くは營業上不適當であると認められた場合には、その營業を許可せぬことになつて居る。それから該規則の執行心得には藝妓營業の願書を受理するときには、本人の品行良否を調査することになつて居る。更に若し本人が未成年者又は妻である場合には、その法定代理人又は夫の品行良否まで調査することになつて居る。この執行心得の第五條には藝妓營業者に對して色々な命令が掲げられて居る。先づ第一には目立つた扮装を爲して道路を通行したり徘徊したりしないことである。第二には藝妓たることを表示したり又は表示すべき手段を取つたり若くは取らせたりして、演藝の公開場に出演しないことである。第三には藝名を記載したり又は藝妓たることを附記したる氏名等を以て廣告其他これに類する行爲を爲したり若くは爲さしめたりしないことである。第四には藝妓たることを表示した標燈其の他のものを掲出したり若くは掲出させたりしないことである。

斯様に藝妓營業なるものは品行の善良なる藝妓が藝妓屋に居住して、公安又は風俗を害さぬ單獨な職業に従事するものを指稱するのであるが、その内容に關しては何事も説明して居ないのが特徴である。これは何ぜかと云ふに、矢張り藝妓營業なるものは常識によつて判斷し得られるからであ

る。即ち藝妓なるものは今急に法律で製造した代物ではなく、古來より在つた謂ゆる白拍子又は遊女の遺習に成れるものであつて、杯盤の間に斡旋し絃歌舞踏して酒興を助けることを業とする女である。けれども古來よりの習慣として男客の求めに應じて性事を鬻ぐことは、夫の娼妓と異らない。如何に品行の善良なることが規定であつても、公安又は風俗を害さぬことが掟であつても、從來の因習として性事を鬻ぐことは娼妓と何等選ぶ所がない。唯だ娼妓稼に於ては性事に應ずることが法規の默認せる命令の形になつて居るが、藝妓營業に於てはそれが藝妓本人の自由になつて居るのが異なる點である。尤も謂ゆる藝者屋の主人といふ藝妓營業の抱主から強制されて性事を鬻がざるを得ない形であるから、その自由なるものは極めて形式的なものであつて、實質の上では職業的命令たる點に於て自由なき娼妓稼と何等異なる點がない。又た娼妓は無藝で藝妓は有藝であると思はれるのも根據のない説である。藝妓の中にはぼろ三味を弾き、猥褻な端唄の一つ二つ謳ふことより外に藝のない、見ず轉といふ者がある。昔の遊女は概して諸藝に通じて居たのであるが、明治の法規ではこれを分業して、娼妓には藝を禁じて専ら性事を本職に申し付け、藝妓には藝を許して専ら藝術を本職とすべき旨を仰出された。けれどもそれは非常な失敗に終つて居る。娼妓は無藝になつて性事をの

み能とするが爲めに下等な者と見做され、無教育な男子の相手方とせられ、藝妓は有藝になつて藝術を能とするが故に高等な者と見做され、教育ある男子の相手方とせられるに至つた。その結果は年々藝妓の數が増加して來た。女郎買と言へば如何にも悪所通のやうで教育ある男子の恥ぢるところとなり、藝者買と言へば如何にも程度の高い優美な遊に聞えるやうになつた。その結果は藝妓と云ふ名前さへ附いて居れば、藝などは有つても無くても勤まると云ふ不思議な現象を呈し、無藝な藝妓の大に跋扈する時代になつた。それで今日のところ娼妓稼といふも藝妓營業といふも、事實に於ては全く同一の業務を營んで居るので、醜業を取り退けばそこには何等の意義も内容も無いものになる。

然るに娼妓と藝妓とを法規上から差別して、『吉原』と『藝者ガール』とを日本の名所とも名物とも、姉たり難く妹たり難いものにしたのは何の目的からであるか。これを明治大正の法制に質して見に、古來の遊女を處分した政治的綱縫策の産物と見るの外はない。素より名産ではなく失敗の遺物であり、恥の上塗として世界列國の笑物となり見せ物となつて居るに外ならない。明治の初年に當りこの遊女を如何に處分すべきかは廟堂に於ける大なる宿題であつたが、時の太政官布達に於てはこの娼妓藝妓を解放すべきことを定條されて居る。それで時の司法省布達には、『娼妓藝妓は

人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず。』とも書かれて居る。然るに明治三十三年に至つて、政治上の趣旨からして娼妓を公娼として許可して集娼の制度を執り、私娼を蜜賣淫婦として撲滅する手段を執つた結果として、藝妓は非常な脅威を受け、商賣が立ち行かないことになつた。そこで明治三十八年に至り、この藝妓營業を政治上より保護する目的で、藝妓營業取締規則を設けて藝妓を營業者に仕立て、私娼では無いと云ふことに規定した。その結果は事實に於て私娼であつても法規に於ては立派な營業者として認められ、稼業はます／＼繁昌して藝妓屋は到る所に増設され、一方の遊廓に對抗して大盛力を奮ふに至つた。殊に明治の政治家は大臣宰相を首として、貴顯紳士や富豪は好んで藝妓營業を保護し、腕車を列ねて待合に出入した爲めに、一層發達して今日の狀態に達したものである。それで娼妓は明治の政治家が集娼制度の上から私娼を絶つたために設けたのであるから道理の明かなものがあるが、藝妓に至つては私娼でありながら時の政治家が便宜の爲めに特別扱にして、私娼にあらず、準公娼にあらず、一種變挺な新營業を發明して、立派な口實形式の下に白晝公然と蜜賣淫を許し、而も都市の到る所に於て淫風滔々たる光景を呈せしめて、大なる矛盾に陥らせ、有名無實な集娼制度に没落させたものである。これが現在の日本の社會に於ける娼妓及び

藝妓の法規上の意義であり、又同時に事實に於ける常識上の意義でもある。

## 第二節 公娼及び藝妓の存置せられる理由

貨幣的報酬を得る契約から性事を鬻ぐ謂ゆる醜業婦なるものが人類社會に存在するのは、そこに其れ相應の社會的原因がある。その根本的原因は二つの方面から見ることが出来る。先づこれを自然的現象として見れば、性慾と經濟的欲望とが人間に嚴存する爲めであるが、次にこれを規範的な文化現象として見れば人間の道德的意識が尙ほ幼稚な爲めである。性慾は理想化された戀愛に基いて一夫一婦の間に行ふべき道德的規範に従ひ、經濟的欲望は博愛均等の觀念に基いて貧富を超越した共生の上に行ふべき道德的規範に従つて生活することが、人生の最高善によつて普遍化された理想である。然るに現在の人類はこの理想に従つて完全な社會的生活を營んで居るのではない。この理想は人生に於ては價值意識として何人にも妥當性を有して萬人の當に従ふべき本務として實現されるべきものであるけれども、個人の教養と實行の事實から見れば、これに違反して生活して居る者が夥しい。その結果として、一夫一婦の生活の外に一夫多妻の變態生活を出現し、社會協同の生活の

外に貧富階級の變態生活を發生した。醜業婦はこの二大原因の結果として醜醜された性的生活上の變態生活者である。そしてこの人類の社會には醜業婦のみあつて、醜業男が假令あつても問題にならぬほど少數なのを以て見れば、醜業婦の存在は過去の社會の作つた男尊女卑の遺習であることは極めて明な事實である。それで歴史的に男子を對照として論ずれば、醜業婦は男子が男女道德上の非倫行爲及び經濟道德上の不正行爲に由來したものである。それから之を現在の醜業婦を對照として論ずれば色々判断される。第一義的には、これを主觀的に考へれば醜業婦自身に於ける男女道德上の非倫行爲の結果であり、これを客觀的に考へれば完全な教育を社會から與へられて居ない彼女の境遇の結果である。第二義的には、これを主觀的に考へれば醜業婦自身が衣食を求める經濟的行爲の結果であり、これを客觀的に考へれば完全な衣食の道を與へられて居ない彼女の貧の結果である。第三義的には女子に醜業を營ませる父兄又はその他の關係人に就いて考へれば、社會から完全な教育を與へられて居ない彼等自身の男女道德上の誤れる思想の結果であり、又た社會から完全な衣食を與へられて居ない彼等自身の貧の結果である。それで醜業婦の起原は要約すれば、性慾と經濟欲とに關する反道德的行爲の結果である。その罪は(一)歴史的には過去の男子、(二)

現代的には醜業婦自身、又は父兄及び其他の關係人、又は社會等の數者に跨る連帶的同罪である。更に一言に約すれば、醜業婦の存在するのは個人及び社會に於ける德育の不完全な結果であり、人類の道德的意識のまだ幼稚なるの致すところである。

斯様に醜業婦の存在するのはそれ相應に根強い理由がある。人類の道德的意識がまだ完全に發達しないことが何よりの原因であつて、止むを得ない現象として殘存するものである。それでこれに對しては人類の道德心を向止させて自然的藻滅を企圖するより外に方法がない。人格の觀念が發達して、正義公正の思想が普及されれば、醜業婦は遂に根絶される性質のものである。ところが一派の誤解論者がある。醜業婦は資本的經濟制度の生んだものであるから、その經濟組織を變革しなければ根絶されないと説く。彼等はこの論を娼妓と藝妓とに對しても同じく主張する。これは一を知つて二を知らぬ者である。經濟組織を變革するには道德的意識の發達に俟たなければならない。人格の觀念がなく、正義公正の思想が普及されずに、經濟組織を變革する方法は絶対に存するものではない。人類の性慾と經濟欲に供ふ一切の不善は、人間の人格的改造に出發しないで他に方法のあるものではない。縱令、革命や過激政策に雷同する輩でも、人格の内面に存する善の價値意識によつ

て、謂ゆる唯物史觀の經濟制度を評價して居るものである。正義人道の觀念を用ゐずに、暴力革命によつて經濟組織を變更し得るものと想像するのは、空想者流の鑿語である。それは單に人格觀念のない禽獸の動物慾として見る外はない。況して目的論的な人道の思想に依らずに、唯物論的な革命の實行によつて醜業婦の問題を片付けようとすることは非倫理的な考である點に於て、全く兒戯に類して居る。醜業婦の問題は飽くまで人道の上から、人格の觀念の發達によつて處理しなければならない。一朝一夕に撲滅することは不可能であるから、漸進的に道德心の社會的向上によつてその歩武を進めなければならない。

然るに娼妓と藝妓に對する場合は全くその考を異にしなければならない。この二つのものゝ存置せられる理由は、醜業婦の市井に存在する理由とは全然異なるものである。この相違を辨へないで、これを混同概括して考へることは總ての間違を生ずる基である。物を觀察するには、單元と複合の二面に注意しなければならない。娼妓も藝妓もその單元に於ては洵に一箇の醜業婦に外ならない。けれどもその複合に於ては、娼妓であり藝妓であり、全く別箇の實在である。これは赤と紫との關係に等しい。紫は如何にもその單元に於ては或は赤であり或は青であるが、その複合に於ては

純然たる紫である。即ち赤と紫とはその對象を異にして居る。娼妓と藝妓とはこの紫に相當して居る。そして紫には濃淡の差があるやうに、娼妓は濃い紫であり、藝妓は薄い紫である。然るに藝妓で娼妓を兼ねた者もあるが、これは謂ゆる二枚鑑札であるから、或る時は赤札を出し或る時は紫札を出すものと見るべきである。斯う考へて見ると、娼妓と藝妓とを作爲する素因が單なる醜業婦といふもの以外に、他に嚴存しなければならぬ。そこにこの二つのものが存置せられる根本的理由があると見なければならぬ。それは醜業婦の存在する理由とは全く無關係なもので、娼妓及び藝妓そのものに獨特な絶對的理由と稱すべきものが、存娼論として存藝論として存在しなければならぬ。今この意味から娼妓と藝妓の存置せられる理由を見るに、これは専ら國家の政治上の見地から法規によつて設定されたものである。即ち鑑札によつて拵へられたものである。自然的現象ではなくて、人爲的工作である。色具を混ぜ合せて作つた染物である。これを存置するも、撤廢するも、國民の自由によつて出來得るものである。その染物を綺麗だと思ふならば旗に拵へて建てるところも出來るし、穢ないと思ふならば取り拂つて捨てることも出來る。存置論者は旗に拵へて樹てるばかりでなく、感動の餘りに頭から被つて喜ぶのであるが、吾々はその愚かな行爲の理由を尋ねなければならぬ。

### 第一款 公娼存置の理由

大正八年一月に島田三郎氏外三十一名の賛成を以て公娼制度の存廢に關する質問を政府に向つて提出した時に、内務大臣の答辯書が出て居るが、それを見ると『公娼制度は現下の情況に徴し尙之を存続するの已むを得ざるものと認む。而して之が改善に付ては政府の常に留意して忽にせざる所なり。右及答辯候也。』とあつた。その已むを得ざる理由に就いては詳に當局者の説明を聞くことが出來ないが、幸にこれを古今の謂ゆる存娼論者に尋ねて見ると、色々な説明がある。大別して五箇條と爲すことが出來る。

#### 一 家族制度擁護の上から見た理由

これは公娼の存置せられる理由は、家族制度に由來するものであつて、家の爲め親の爲めに身を犠牲に供してこれを救はうとする孝道を擁護するものであると見るのである。古來から家が貧しい

とか親が病氣であるとか、夫を助ける爲めであるとか、子供を養ふ爲めであるとか、總て我が一家の消長浮沈に關する重大な場合に、猛然として志を立て、苦界に身を沈めて一家の支柱たんとすることは、壯烈愛すべき行爲であると解して、これを孝女貞婦として褒め稱へた。娼妓を志望する者は殆ど大體斯様な可憐の孝女貞婦であると見られて居る。それで現行の娼妓取締規則第三條を見れば、娼妓たんとする者は自ら警察署に出頭して、『娼妓と爲るの事由』を申請しなければならぬことになつて居る。この娼妓となるの事由といふことが、公娼存置の法理的理由としての筆頭第一の原則となるものであるが、それは何う云ふ内容を意味するものであるかと云ふに、現に警察署で取扱つて居る慣例を意味して居る。即ち一家の借財を支拂ふ爲めとか、親の病氣を救ふ爲めとか、夫の商賣の失敗を盛り返す爲めとか、子供を里子に遣つて養育する爲めとか、弟妹を學校に入れて教育する爲めとか、總て一家の手助となり柱石となつて犠牲的精神を披瀝し、これに尊族親、戸主又は實父母などが同意することが條件となつて居る。この場合にこの壯烈なる孝女貞婦の誠心を付度して、事情止むを得ざるものと推定して、直ちにその申請を許可し、娼妓名簿に登録し、公娼の鑑札を與へて、賣淫を公許することになる。これが公娼存置の第一理由となつて居る。

## 二 職業の上から見た理由

これは公娼の存置せられるのは、職業を保護する爲めであると見るのである。唯だ娼妓取締規則では職業とは言つて居ないので、稼業と言つて居る。即ち娼妓稼業と稱して居る。ところが藝妓取締規則の方を見ると、職業とも稼業とも言つて居ないので、營業と言つて居る。即ち藝妓營業と稱して居る。そこで先づこの職業といひ、稼業といひ、營業といふ言葉に就いて語義を正さなければならぬが、これ等の言葉の外に尙ほ家業、生業、生計、渡世、商賣、仕事といふやうな言葉をも考察に入れて見なければならぬ。然るにこれ等の言葉を比較研究して見れば、その本質に於ては同義なものであつて、人間の社會的生活に於ける各人の業務である。國語の歴史的過程の上に色々な用法があつたとしても、現在に於ては一語によつてこれを統括することが出来る。必ずしも稼業を農とし、職業を工とし、營業を商とする要はなく、その一種を以て代言することが出来る。さうすると現代の常識に従つて通用語で代言すれば、職業といふ言葉に當るから、稼業も營業も職業の中に含まれるものである。そこで單に一日の糧に有り付かんが爲めに荷車の後押すを稼業とする勞働



者でも、象牙の椅子に腰を掛けて銀行を營業とする資本家でも、職業に従事して居る者である。又た數百町歩の田畑を耕すことを稼業として居る豪農でも、鋸を一本持つて木挽を營業として居る木挽職でも、職業に従事して居る者である。

これを法律上の觀念によつて解釋すれば、色々な學説が出る。稼業と營業とは共に收入を得る目的を以て國法の範圍内に於て繼續的に行ふ私的營業であるが前者は狹義のもので後者は廣義のものであると云ふ説がある。稼業には資本を伴はずそれが從屬的であるに反し、營業には資本を伴ひそれが獨立的であると云ふ説がある。けれども、營業は原品の生産又はその移轉の外に身體や精神の勞務をも包括するものであるから、必ずしもさうでないといふ説もある。そこで稼業と營業との差別に就いては、確定された學説がなく、常識の謂ゆる職業の觀念を時に或は稼業と云ひ或は營業と云つて居るに過ぎない。そこで事實の上から娼妓稼業と藝妓營業との差別に就いて見るに、その職業たる意義に於ては共通同義であり、殊に賣淫行爲に於ては最も共通同義であるが、これを殊更に無理矢理に解剖を試みて、政治上から大加工を施す段になると、その職業に嚴然たる差別を設けなければならぬことになる。世には筋肉勞働と云ふ言葉があり、小説などには『ウォーレン夫人の職

業』と云ふ題などがある通りに、娼妓も藝妓も何れは同じく筋肉勞働を職業とする婦女であつても、娼妓は空手でその職業に従事し、藝妓は三味線を以てその職業に従事することを法律で國是とする魂膽ならば、一方には故臭い陳腐な名前を付け、一方には新しく通りの好い名前を付けようと欲するのは立法者の人情であらう。斯様にして娼妓の方は稼業と云ふことに仰せ付けられ、藝妓の方は營業と云ふことに仰せ出されたのであらう。ところが藝妓で娼妓を兼ねた者があるから、この二枚鑑札の解釋に就いては、或る時は營業に従事し、或る時は稼業に従事し得る資格であると我點して謬りがなう。

そこで娼妓稼業は藝妓營業と同様に職業であると云ふことになれば、公娼の存置は職業の保護からして、許さなければならぬことになる。殊に國家は法律によつて營業を許可し、營業税を徴收して國庫の收入として居る以上は、第一に貸座敷營業者を保護することになるから、それに從屬する娼妓稼業を保護することは正當な理由に出づるものであると解釋する。斯様にして存娼論者は娼妓稼業をたとひ筋肉勞働に屬する卑しむべき職業として知り乍らも、一度び國法によつて保護された以上は職業に貴賤なしの思想を以て、大にこれを擁護しなければならぬ理由があると見るのである。

る。殊に彼等の力説する言を聞くに、現實の社會には立派な人間ばかり居ないので、不貞腐な妻があり、莫連な娘があり、惰け者あり、無頼漢あり、博徒あり、無知無能者あり、到底正業に就いて良民の生活を送ることの出来ない者があるから、彼等の渡世を政治上より庇護して社會の秩序を保つには、先づ衣食を興へなければならぬ。倉廩實りて禮節を知り、衣食足りて榮辱を知る。第一に民の生を養ふことが王道の始である。それには遊廓を設けて公娼を許可することは、恰も飯粒を置いて蠅を集めるやうなもので、治道的一端である。公娼は政治上から見て大に存置さるべき理由があると見るのである。

### 三 風紀取締の上から見た理由

これは公娼の存置せられる理由は、集娼制度によつて風紀を取締り、公序良俗を維持せんが爲めであると見るのである。以爲らく、性慾の満足といふことは生物の本能的要求であつて、一部の人類がその爲めに娼妓の存在を要求して居るから、これを一片の抽象論によつて解決一蹴し去られるものではない。歴史を按ずるに賣淫婦は古く希臘羅馬時代や漢唐時代や奈良朝時代からあつたの

で、現に外國では公娼こそないけれども私娼の盛なることは日本以上であつて、宗教家や道德家が如何に熱心にこれが撲滅に努力しても、更に實績を擧げることが出来ずに居る。日本でも嘗て松平定信や水野忠國や上杉鷹山の諸賢が遊女の撲滅を企て、見たけれども成功して居ない。一部の論者は性慾を抑制さへすれば公娼は勿論私娼をも根絶することが出来ると考へたり、又はそれによつて弊害をも來たさなまいと思つて居るが、それは甚だしい皮相の解釋である。性慾の抑制は第一に人體に頗る有害であつて、その結果は往々にして神經的氣質的疾患を醸し、或は色情狂崇者を出す結果ともなる。世には伉儷を得て鴛鴦の交を爲して居る仕合せ者もあるが、一方には婚期に在る青年男女、婚期を失した壯年男女、配偶者を喪つた鰥寡などが居る。殊に經濟上より結婚難は年々加はり、家庭を作り得ない獨身男女が實に夥しい。随つて此等の人民に對して幸福なる家庭を提供することを爲さずに、單に禁慾を命じて事足りりとしたならば、小數の人には可能であつても多數の人には不可能であり、その性慾を漏らす所なからしめる結果は、その害悪知るべしである。公娼の存置はこれを解決する安全辨であると云ふのである。

尙ほ存娼論者は主張して曰ふに、公娼は實に社會の内溝を流れる下水に等しいものである。その

存在が如何に不潔であり、不快であり、假令不善であつても、忍ばなければならない。家には食物を料理する臺所もあり、糞尿を仕末する便所もある。若しその善美をのみ愛して惡醜を嫌ふならば、人間の生活は保たれない。公娼は實に私娼の跋扈を掣肘することを以て第一義とするものである。賣淫と云ふ罪惡を社會の全局に撒きちらして淫風滔々たる地獄の光景を呈出せしめるに忍びぬから、この不善不義を國家の權力によつて一箇所に集めて源泉を堰止し、公娼の存置によつてその濁水の流出を免れしめんと欲するのである。然るにこの公娼を廢止して賣淫を解放し、安全辨を取り外して濁水の奔騰するに任せたならば、私娼は増加して天下に充滿するのみである。ところでこれを嚴重に取締つて撲滅を企圖すれば、必ずや性慾の逸るところは良家の婦女に及び、良民間の私通となり姦通となり、濁波滔々として世を蔽ふことになる。そこで問題は公娼制度が可いか、私娼の跳梁に任せるのが可いか、良民間の私通姦通が盛になるのが可いかにある。歸するところ、何う考へても良民間の私通姦通よりも私娼に局限した方が可く、更に私娼よりも公娼の方が社會に及ぼす害毒が稀薄であると云ふことになる。國家が今日行政權を以て公娼の設置を公認して居のは實に此の理由からである。公娼を弄ぶことは社會道德上素より美德ではない。國家が行政權を以てこれ

を保護するのは純理上果して適正な行爲であるか何うかは議論の存する所であるが、實際政治の上に於ては現前の事實を事實として適策を講じて、弊害の最も尠ないものを選ばなければならない。この意味に於て公娼の存置は一國の風紀取締の上に最善の方法であると見るのである。

#### 四 社會衛生の上から見た理由

これは公娼の存置される所以は淋毒、梅毒、軟性下疳等の謂ゆる花柳病と稱せられる男女の性病を豫防して、その社會的傳染を防止することが目的であると見るのである。花柳病は専ら男女の性事によつて一方に感染するのであるから、若し私娼がその社會に増加して盛に賣淫を行へば必然の結果として花柳病は學生を侵し、壯丁を侵し、既婚の男子を侵し、一家の細君を侵し、或は妙齡の處女を侵して、遂に國民全般に及んで保健を害し、劣弱な子孫を残すに至るから、何うしても私娼を撲滅しなければならぬと説くのである。そこで、彼等に自覺を與へて轉業を促すのも一方法であるが、到底改善轉業の見込のない者共はこれを遊廓地内に追ひ込んで公娼と爲し、公娼の統一によつて性病の範圍を縮少し、常に健康診斷を勵行し、少しでも怪しい者は附屬の病院に入れて治療を

命ずることが最も適策であると認める。だから明治四年より檢査の制度を布き、遊廓病院も設立して、衛生の設備を嚴にし、公娼を弄んでも遊客に感染させる虞のないやうな組織になつて居るから、安心して買ひ給ひと云ふ。それで國民の保健は實に公娼の存置によつて始めて擁護され、社會衛生の鍵鑰は娼妓に對する嚴重なる檢査によつて保證されるのであるから、公娼は飽くまで存置さるべきものであると主張するのである。

### 五 犯罪檢舉の上から見た理由

これは公娼の存置せられる理由は犯罪人を檢舉する上に頗る便宜を有し、最も効果がある爲めだと云ふのである。凡そ人間の犯罪は利欲に原因せぬものは無いが、その根本を質して見れば經濟欲と性慾に基くのであるから、強盜大賊はその働いた不法利得を酒色に費すのが普通である。そして何時でも働いて盜めば物に不自由がないと信じて居るから盜んだ金は一時に濫費して大盡遊びを決め込むことも普通である。そこで強盜大賊は多く遊廓地内に足を踏み入れる。これは一國の司法警察から見れば願つたり適つたりで、鼠一匹漏らさぬ警戒網に引つ掛つた護物に等しい。それで公娼

の存置はこの獲物を捕へる便宜を興へて呉れるので、是非とも無ければならぬものであると見る。國家の司法權が確立されて、人民が枕を高くして安眠の出来るのも、その大部分は遊廓の存置されるが爲めであると説く。然るにこれを撤廢して集娼制度を破壊したならば、犯人の隱匿する場所は無限に擴大されてその手掛りを失ふことになる云ふ。それで公娼の存置は純理上から見て議論があり、多少の弊害が伴ふとしても、一國の司法警察の上に於て犯罪檢舉に至大の便宜を有するとすれば、これは永久に存置せらるべき制度のものであると見るのである。

### 六 土地繁昌の上から見た理由

これは公娼の存置せられる理由は、遊廓のある土地が總ての商賣に於て繁昌して、住民の生活が豊になる爲めであると見られる。以爲らく遊廓のあるとないとはその土地の發展に於て非常な相違がある。今までは何等の収益がなく無用の土地として遺棄されて居つた郊外の一角でも、一度び遊廓にして設けられんか。忽ちの中に人家櫛比して立派な町になり、商賣の繁昌すること請合である。その直接の原因は遊客によつて莫大の金錢を散ぜられる爲めであるが、他の一方から考へれば

その土地が遊興地となつた爲めにそれに供ふ商業が發達して金融が潤澤となり、一般の經濟界の不景氣な時でもその打撃が尠く、殊に景氣のよい時には如何なる社會よりも盛況を極める爲めである。随つて諸種の納税も急激に増加して何んな貧乏町でも一朝にして歳入成金となり、今まで雨が漏り壁が落ちて草の生えて居た小學校も取り拂はれて立派に新設され、羊羹色の服を着て通つて居た先生達も月給が増されて細君の顔が晴れやかになり、狐や狸の住家になつて居た觀音様や辨天様のお堂も太黒様や稻荷様のお社も商賣繁昌のお札やお守の賣上げ高で、鐘堂も出来ればお鳥居も立派になる。此等の功勞に報ゆる爲めに、町内の先覺たる存娼論者の檀那を選んで市會議員となし學務委員と爲して市政に貢獻させ、更に無盡藏の運動費を出しても可いから是非とも國會に送つて議政壇上に立たせるも亦た我が徒の社會奉仕であると考へる。

斯う考へて土地繁昌の上から公娼の存置を主張することは實際に於て中々有力な議論になつて居る。殊にそれが政治化した場合には、土地の利益を保護する爲めに、その地方自治體の代表者は必ず存娼を固有の政見として主張することになる。そしてそれが政黨化した場合には、遊廓地方の選出議員を黨員に加へて居る政黨は必ず存娼主義となり、それが大政黨な場合には政府の主張は必ず集娼制度を國策として固執することになる。

## 第二款 藝妓存置の理由

藝妓の存置せられる理由は娼妓の存置せられる理由とその大半に於て同様である。即ち家族制度擁護の上から見た理由、職業の上から見た理由、犯罪檢舉の上から見た理由、土地繁昌の上から見た理由の四項に於ては、娼妓の場合と全く同一であつて、毫も異なる點がない。その異なる點は風紀取締の上から見た點と社會衛生の上から見た點の二種である。娼妓に於てはこの二點に關して絶對獨自の理由を有し、公娼たる所以の根本的理由は全くこの二點に存したのであるが、藝妓に於ては不幸にしてこの名譽ある榮典に與る資格は有つて居ない。その代りに藝妓の方へは特別な花を持たせて、藝妓の藝妓たる所以の根本的理由を二三種特設して、その體面を維持し、名譽を保護したのである。

第一には職業の上にて娼妓の稼業の如き卑しい商賣ではなく、又た酌婦のやうに客の盃に酒を注ぐための商賣でもなく、音曲に通じ歌舞に達し、貴顯の前に侍つて杯盤の間に斡旋して酒興を添

入ることを營業とするものである。そこで私娼ではなく、藝を以て身を立て、術を演じて渡世するのであるから、毫も批難を受くべき怪しい商賣ではなく、却つて賞讃さるべき職業であると見るのである。況して我が國史を顧みれば、王朝時代からして藝妓は貴顯の前に侍るは勿論、恭くも上皇の御情けをも蒙り、勅撰の歌集にもその名を加へられ、太政大臣平朝臣清盛公を首として源九郎判官義經公に至るまで、藝妓のお腹を痛めて誕生なされた貴公子ではないか。降つて明治大正の聖代に於ても數多の居列ぶ貴顯の中で、藝妓を母に仰ぐ伯爵の御當主もあり、子爵家男爵家のお姫様もあり、取り別けて藝妓にして大臣宰相の令夫人たる方も御座るではないか。藝妓は是れ我が國の精華にして、大和撫子の代表である。さればこれを佛御前、靜御前と云ふやうに尊稱するも亦た我が邦の美風である。ゲーシヤ・ガールの語が世界の辭書に加へられたのも、大に理由のあることでは無いかと云ふ。

第二には、土地の繁昌の上から見た理由であるが、これは娼妓の場合よりも更に一層重大であつて、現代の都市計劃上必要であると認めるものである。藝妓屋を置き、それに附屬する料理屋と待合が出来れば、三拍手そろつてその町が景氣が好くなり、お蔭様で凡らゆる商賣が繁昌すると見る。殊に藝妓屋を中心とする花柳界は遊廓とは異り、こゝに出入する顧客は専ら中流以上の男子であつて、貴族あり、紳商あり、顯官あり、武將あり、政治家あり、學者あり、教育家あり、藝術家あり、一國の權威代表の御入來を仰ぐところであるから、金が儲かる上に土地が上品になり、地方の名譽になると心得る。のみならず、政治上の會議も、經濟上の商談も、教育上の會合も、藝術上の披露も、その他大小の宴會は最も多くこの花柳界で催されると見るのである。これは花柳界には料理屋があり、待合があるので、美妓のお酌で美酒佳肴の間に人情を柔げ親睦の心を生ずるので、利害を超越して談笑の裡に問題を解決する結果であると見る。この意味に於て藝妓町は社會の需要上その都市に無くてならぬ日用品であるが、この機關を各自の町内に設けることは都市の發達に貢獻するのである。況してこの花柳界から上がる營業稅又は遊興稅は地方稅中の白眉であつて、財源としては堀つても堀つても盡きぬ金山の發見に相當するので、將來ますます有望である。都市計劃には第一に金がなければならぬ。道路の修繕も、水道の擴張も、下水工事も、學校の新築も金から先である。然るに藝妓町を都市の利する所に設けてこれを財源とすれば、優にこれ等を償つて餘りあるのである。その上に都市が發達して殷盛を極め、絃歌舞蹈して泰平を褒め稱へるのであるから、

一舉兩得の策と申すべきものである。昨今藝妓町が到る所に設置され、藝妓の数は日に月に増加する事實を思へば、この邊の道理は説明を俟たずして何人にも理解される筈のものである。これが土地繁昌の上から見た藝妓存置論の骨子であつて、非常に盛力を有する議論である。そしてこの議論は町内の謂ゆる有力家によつて極力主張され、大に實行されて居るものである。

### 第三節 公娼及び藝妓の存置に對する道德的批判

前來の如く娼妓及び藝妓の存置せられる所以を見るに、或は道德上より或は政治上より或は法律上より、それ／＼の理由を附して、正當なる事柄として取扱はれて居る。そこには多少の弊害があつても、その程度が存置せられぬことより生ずる弊害に比較して尠ないならば、最善の適策として認めなければならぬと考へられ、これを實現することは正義の觀念と一致し、人道を助成することであると信じてゐる。けれども、それは一を知つて二を知らざる者か、若くは詭辯を弄する者である。論者は道德と政治と法律との關係に就いて誤解して居る。この三者はその根本に於て一體のものであつて、その對象に於て異なるだけである。道德といふも、政治といふも、法律といふも、人

類の營む社會的生活の規範であつて、人間の人間たる所以の資格を實現して、人生の目的を達成する本務に外ならない。即ち人生の理想として掲げられた至善といふ究極的目的に向つて、吾人の人格の諸能力をその可能性に従つて實現大成することに外ならない。この意味に於て道德も政治も法律も、この人生に於ては吾人の人格を完成する行爲に於てのみ價值がある。これ即ち人格的價值と稱せられるものである。若し吾人の人格を完成する行爲に對して、或る道德なり政治なり法律なりが障害になつて人格的價值のない場合には、吾人は斷々乎としてこれを改善して眞個の道德なり政治なり法律なりを創造して進むところに、人間文化の眞諦が存するのである。この場合にこの人格的價值に對して、二箇の屬性が伴ふのである。一は人格權であつて他はこれを實現する義務である。人類の營む社會的生活は一面に於ては人格權の標榜であり、他面に於ては同時にこれを實現する義務の生活である。そこで利己と利他と、競争と協同とが至善の高所に於て調和して、正義となり公正となり、博愛となり、以て人類の社會的生活の根本的原理を作爲する。道德も政治も法律もこの原理の上に樹立されたものであつて、派絡一貫して歩調を同くし、苟にも矛盾することを許さぬものである。

今この倫理學的知識によつて娼妓及び藝妓の存置せられる理由を見るに、存置論者が唯一の金科玉條として奉ずるものは、公序良俗の思想であるが、それは事實に於て全く一箇の詭辯として用ゐられて居る。政治又は法律の上で用ゐられる謂ゆる『公の秩序又は善良の風俗に反せざる行爲』といふ行爲は、道徳上の至善觀念によつて評價されて始めて認識される人格的價値であつて、人格權に對する本務の實現を離れて求め得られる行爲ではない。その行爲は政治的行爲であつても、法律的行爲であつても、道徳的行爲の中に實行されなければならぬ。即ち利己と利他と、競争と協同とを調和して、正義、公正、博愛の間に實現しなければならぬ。然るに存置論者の意見を聞くに、娼妓及び藝妓は政治法律上に於て公序良俗に反せぬ行爲であるから、隨つて道徳に反せぬ行爲であると云ふ。けれども娼妓及び藝妓を存置することが、政治及び法律上に於て公序良俗に反せぬか何うかはまだ決定された問題ではない。縱令現行の行政法規に反せぬと決定して人道と相容れる旨を主張しても、その決定や主張にして倫理上誤謬があれば忽にして崩壊せねばならぬ思想である。況して娼妓及び藝妓の存置を利他的のものと解し、協同的のものと解し、正義公正を旨とし、博愛を主とした人格權の擁護と見ることは、狂人にあらざる限り出來ない考察である。これを利己的のものと解し、弱肉強食の動物的競争と解し、不正不義を旨とし、慘酷を主とした人格權の躡躑と見ることは、良心の健全な者に於ては共通の心理である。以下項目を新にして、娼妓及び藝妓の存置せられることが、如何に人道に反する行爲たるのみならず、政治法律上の眞義にも反する行爲であることを、具體的に検討して批判することにした。

## 第一款 公娼存置の罪惡

### 一 奴隸制度の罪惡

過去の人類社會に於ては人身を賣買して居た。その賣買される者は奴隸と稱せられて居た。これは戰勝の結果たる捕虜や掠奪して來た野蠻人種を、勞役の目的から牛馬のやうに、市場で賣買して居たものである。ところが個人の自覺により、權利の觀念が發達して自由を愛するの念が生じ、正義博愛の思想が發達するに従つて、その制度の缺陷を知り、幾多の改良が施されたけれども、制度そのものが誤つて居た爲めに遂に流血に翹へて廢止するに至つたものである。今これを倫理上から



見れば人格權の問題であつた。人格はそれ自身に於て自主たり目的たるものであつて、他人の手段となり方便となるものではない。生存權、自由權、機會均等權、勞働權、財産權、名譽權の下にその人格の本務を躬行するものである。それで人類は互に同胞の觀念を持して、正義に則り公正に従ひ博愛に基いて、他人の人格を尊重しなければならぬ。これが社會的生活の根本的法則である。奴隸制度の罪惡たることは全くこの法則に違反する爲めである。

現今の社會に於ては昔の謂ゆる奴隸といふものは既にその痕を絶つたやうに思はれる。奴隸問題は既に正義人道の爲めに夷げられて無慘の最後を遂げたやうに考へられる。ところが驚く勿れ。假面を替へ趣意を換へてこの制度が今尙ほ嚴存して、而も國法によつて公許されて居ることである。これは即ち娼妓の人身賣買の制度である。娼妓は身代金といふ前借によつて、五六箇年の年期を附し、貞操の賣買といふ娼妓嫁業を條件として、その一身を貸座敷營業者に賣り、貸座敷營業者はその娼妓の一身を買つて自己の營業に従事する。これは少しく注意して見れば、横から見ても縦から見ても、往時の奴隸賣買と異なる所がなく、慘酷な制度として良心の恥ぢるところであり、天人共に憎まざるを得ないものである。年齢、美醜、健康により、二三百圓より千五六百圓に至る市價を

附して、その身體が賣買されると云ふ事を知らば、誰かそれが牛馬の賣買と異なると主張し得る者があるか。而もこの前借を玉代を以て決償するには五六箇年の年期を奉公しなければならぬのであるが、鬼のやうな樓主は若い娼妓の無智を奇貨として惡疎なる勘定を爲し、事實無根の諸入費を盛に差引いて借金の義務償却を防ぎ、追賃金を作るのである。そこで十年ゐても二十年ゐても更に五十年ゐても百年ゐても、中には二百年ゐても借金を償却する見込の立たぬ娼妓が出て来る。齡は年増しに舊けるし、花柳病はますます酷くなるし、借金はいよいよ殖えるし、客は次第に遠ざかるし、樓主にはますます虐められるし、親兄弟には會はされないし、取り継る神佛もなく、生きて居る名ばかりで、夜晝泣いて身を悶え、氣狂のやうになつて居る。それで一度びこの苦界に身を沈めたが最後、難病痼疾で健康が全く傷れて、今夜にも死ぬやうにならなければ追出されない制度になつてゐる。

この奴隸制度は日本の六大都市を首として全國到る所に布かれて、その遊廓數は大正九年末には、五百六十四箇所にあつた。そして貸座敷營業者といふ政府の御朱印付で人を食ふことを許されてゐる鬼の數が、一萬一千六百六十七匹居る。これ等の鬼が五萬〇七百五十二人の娼妓を食物にし

て生きて居るから、一匹の鬼が約四人の女子を米櫃にして居る譯である。この無頼不逞の惡漢を保護して、その毒牙と魔の手を全國に振はせ、貧家の女子を誘拐して膏血を絞ることを法規で許可することは、如何に厚顔無恥な國家と雖も氣持の好い事ではない。良心のある政府はその改良を圖り、救済の策を講ずべきことは當然の任務である。そこで我が邦に於ては夙に明治五年に太政官布達第二百九十五號を以て、人身の賣買が人倫に背くの故を以てこれを嚴禁し、特に娼妓藝妓を一切解放して貸借訴訟を總て取上げぬことを定條した。これは實に晴天の霹靂であつて、有り難い御成敗であつた。然るに腐敗せる社會は一朝にして救はるるものではなかつた。人身の賣買は依然として行はれ、就中娼妓の自由は全く束縛されて、遊廓はこの世ながらの地獄に化した。ところで暴虐な待遇に居たまらず、明治二十二年頃より訴訟によつて廢業を企てる娼妓が出て來た。これを助成する幾多の志士仁人があつて、遂に明治三十三年に至り、娼妓取締規則が公布され、大正元年に至りこれを改正して今日に及んだのである。その中に娼妓名簿削除の申請が認められて、娼妓自ら警察署に出頭して手續すべきことを規定され、始めて自由廢業が公に出来る世の中になつた。そしてこの申請に關しては何人と雖も妨害を爲すことが出来なくなつた。又た何人と雖も娼妓の通信、面

接、文書閱讀、物件の所持、購買その他の自由を妨害することが出来ないやうに規定された。ところが良心の窓敗して居る社會にはこれが容易に行はれないで、娼妓は空證文を貰つたに異ならない結果を呈した。第一に無智な彼女は自由廢業の何たるかを知る由がない。又たこれを娼妓に講義して自由廢業の申請を爲さしめた者は拘留又は科料に處せられる罰則が設けられて居る。それで娼妓が自ら警察に出頭して廢業を申請すれば可いと云ふ賢明な知識は何處からも出て來る筈がない。假にその知識が出て來たとしても、樓を退け出して警察まで落ち伸びることが大冒険である。借金を踏み倒さうとした女泥棒として鬼共の大折檻を受けねばならない。踏んだり蹴つたり、叩かれたり引き摺られたり、鼻血は流れ髪は毫り取られ、全身紫色に腫れ上つて、人事不省に陥ること請合である。假に運が好くて警察まで到着したとしても、警察は貸座敷營業者を保護する側であるから、娼妓の味方ではない。樓主を召んで示談にさせ、精出して稼業を勵めよと教へる。娼妓も亦た苦しい間ぎれに警察へ飛び込んで見ても、お巡査さんの話を聞いたり、樓主の恐ろしい權幕を見たりすると、自由廢業しても借金の支拂に困つて了ふ。自分で拂へなければ保證人になつて居る親や兄弟が強制執行されて酷い目に會ふ。それを考へれば自由廢業は思ひも寄らぬことである。矢つ張り自分

が犠牲になつて居た方が好い、今更親や兄弟に難儀を掛けては濟まない、自分が娼妓になつたのは家を救ふ爲めであつたと云ふ考になつて、再び故の巢に伴れ戻されることになる。

斯様な有様で公娼制度は全く苦界の製造であつて、遊廓は女郎が奴隷の生活を續けて命のあらん限り死ぬまで筋肉労働に従事する場所である。そこで人格權の發達した今日、殊に女權の伸張した今日では、この苦界の内幕を聞いただけでも慄然たらざるを得ない。工場に行つて女工になれば一箇月に二十圓や三十圓は貰へる。女郎は馬鹿／＼しい、汚い女工が嫌なら白粉をつけて酌婦や藝妓になつた方が本望だといふことになる。殊に前身が女工であつたり、酌婦であつたり、藝妓であつたりした娼妓は故の巢が戀しくなる。随つて集娼制度は自ら崩れて散娼制度になる。ところで警察側ではあわて出して躍起となり、倒れかゝつた奴隷制度に支へ棒をかつて、待遇の改良を云々して娼妓の引留策に腐心し、進んで募集せぬばかりの宣傳をやる。昨今各地の府縣で公娼の保護とか改善とか優遇とか云ふ名目で、鬼の眼にも涙の申合せがあり、警察でも盛に通達や命令を發して居る。それ等を読んで見ると、第一に廻し部屋制度を廢して時間制度にするとか、毎月の稼高に應じて賞與金を與へるとか、満期廢業の時に慰籍金を出すとか、毎月貯金させるとか、一箇月に三日以

内の疾疾は皆勤と見做すとか、毎月一回外出を許すとか、一日以上の公休日を定めて名士を招いで徳義觀念や衛生思想修養の講話を聞かせるとか、教師を雇つて裁縫や作法を講ずるとか、毎年春秋二回に慰安大會を開くとか、食事は樓主家族と同一にするとか、部屋道具や稼業道具は一切樓主が負擔するとか、娼妓入院中の費用は樓主が負擔するとか、遊客のない娼妓は午前一時から休息させるとか、妓夫を廢すとか、物價を公定するとか、稼帳や追貸金帳やその他の營業書類は毎月十日までに警察署で檢閲するとか、色々な條件が山ほど持ち出されて居る。これは兎に角善いことであるから賛成しなければならぬが、それが何處まで實行されるかは別問題である。又た縱令完全に實行されたとしても、奴隷制度の醜い所を絹の袱紗で包んで見せて、却つてその奴隷賣買を一層盛大にしやうとする魂膽を解すれば、その隱險な卑劣な手段には呆れざるを得ない。

公娼制度の奴隷制度たる所以は常に樓主が娼妓を慘酷に取扱ふ一事を指すのではない。保護とか改良とか優遇とか云ふ氣休めの文句を示して、嫌喜させることではない。公娼の奴隷たる點は身代金といふ前借の證文によつて、人格權を賣買することである。そして自由廢業の意義は前借金を踏み倒すことでは無く、娼妓の稼業が厭になつたから自由意志の人格的發動を以て廢業することであ

る。それでこれは虐待の如何に拘はつたり、病氣の如何に關係した事柄ではない。我れ自らの人格權の行使として廢業するものである。然るに自由廢業が事實に於て殆ど出来ないのは、前借金の問題からである。明治五年十月の太政官布達で娼妓藝妓と抱主との貸借訴訟は無効であると規定され、同年の司法省布達では、『娼妓藝妓は人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず、人より牛馬に物の返辯を求むる理なし。』とまで極言して居る。然るに明明二十六年、民法が施行されるに及んで、人身賣買の資本金は財産權として認められ、使用貸借として債權債務の關係を生じた。樓主は前借金證文を楯に取つて、強制執行まで爲すことが出来るやうになつた。これが爲めに現行の自由廢業といふものは、事實に於ては骨抜きにされて、効力を甚しく失した。その上に何處にも自由の精神がなく、單に抱主の虐待とか當人の難病不治とかいふ例外の事實がある場合でなければ、今日では縦令警察署まで逃げて行つても廢業の理由として認められて居ない。そこで制度の改善とか優遇とか云ふ美しい條件を列べることになれば、全く自由廢業の門戸すら絶たれて、該法規の存在する必要もなくなる。單に無條件で廢業したいといふ自由の精神を保護してその人格を優遇することになれば、樓主は前借金の返還を逼つて強制執行を用ゐるより外に手段がなくなるから、娼妓も遂に

その廢業の意志を翻して、自由廢業は事實上その自由を失ふものになる。

唯だ藝妓の場合であるならば人身を賣買して年期奉公をすることや淫を囀ぐことを條件として貸借關係を作爲することは、民法第九十條の公序良俗の規定に違反するから、大正十一年の新判決例によつてその法律行為が無効とされて、藝妓營業の廢業は自由勝手になつた。けれども娼妓の方は人身の賣買も貞操の賣買も公許されてゐるので、國家の高等政策の上から集娼制度として保護され、民法第九十條に牴觸しないものとして特別扱されて居るから、前借金は立派な債權債務として印紙を貼り付けて、何處へ出しても恥かしくない法律行為として敬意を表せられて居る。その有難迷惑には娼妓の自由は金のために身を縛られて足留をされ、自由廢業は眞に名ばかり形式ばかりになつて居る。この有名無實な方法によつて國家は自由廢業の續出者を出さずに、看板だけを自由主義に塗り替へて置いて、その内心は娼妓を一人でも多くして集娼制度の専制主義を布かうと欲する悪魔の繰になつて居る。これは實に世間を欺罔した陋劣な遣り方である。専制主義の發揮する奴隸制度は人格を賣買することに於て正義人道の擯斥する所であり、世界人類の集つて憎むところであるが、我が日本の國家はこの無道奪倫の奴隸制度を美しい自由主義の衣によつて隠して、無賴惡漢

の徒と協力して人身の賣買を爲し、その膏血を絞り、別け前に有り附かうとして居る。その不徳千萬なること言語に絶し、破廉恥なること世界第一である。個人の人格を奴隸として賣買することは道徳上最大の惡事である。これは殺人罪と同質のものである。斯様な極惡無道の大罪を犯して、それを孝行となし、營業となし、風紀取締となし、社會衛生となし、犯罪檢舉又は土地繁昌の手段であると思ふのは、全く道徳觀念が錯覺して、健全なる良心を失ひ、不徳に馴れ不義に與し、奸佞邪智を弄して道徳無用の世界に生活する劣等動物の考である。

次に公娼の奴隸制度には色々な名稱の租税が課されて居る。娼妓には娼妓貸座敷賦金があり、樓主には貸座敷營業税があり、遊客には遊興税が課されて居る。これ等は總て奴隸制度の上に貞操の賣買を本體とするものであつて、惡税の甚だしいものである。恐らく人類の墮落した良心の思ひ附いた財政思想の中で、これ等の租税ほど罪惡極まるものはない。先づ娼妓の賦金は何の爲めに課するものであるか、學理上不可解である。奢侈税ならば奢侈を獎勵する意味ではなくて、却つてその弊を少なからしめる意味であるから道理は明かである。然るに娼妓の賦金は賣淫を獎勵する意味でもなし、その弊を少なくする意味でもない。これは失張り賭博場を開いて掠錢を取るやうに、淫賣

公設場を開いて上前を撥ねて居るより外に意味はない。さてこの上前の意味を解釋するに、娼妓は國家の保護によつて公設の淫賣場に於て不當暴利の儲をして居るから、その若干を認可料としてお上に献納しろと云ふ意味であるか。若しさうだとすれば、女郎が客を騙かして稼いだ金を更に政府が捲上げると云ふことになるが、これでは日本の政府は世界第一の惡漢になりはしないか。それから樓主の營業税といふものは何であるか。これは娼妓に座敷を貸して部屋代を取ることを營業とする者に對する租税であるから、筋道は立派なものだ。ところがそのお客様たる娼妓は樓主に買ひ取られた奴隸に過ぎないので、樓主はこの奴隸に淫を嚮かせてこれを食物と爲し、國家はこの樓主の行爲を貸座敷營業といふ美名の下に認可して、その上り高の若干を徴收して居るのである。それから遊興税といふものは何であるか。これは料理店、飲食店、貸席、貸座敷、旅人宿等で、娼妓又は藝妓を招いだ者に對する義務的課税である。これは女郎買とか藝者買とかいふ巫山戯た行爲が贅澤であり悪いことであるから懲罰の意味で重税を課すといふやうな氣のきいた考から來たものではない。又たこの遊興の弊害を少なくしようとする道義の觀念に基いたものでもない。第一に斯うした倫理上の意味ならば、遊興を許すと云ふことが間違つて居る。不正の行爲を許可して置いて、それ

を懲罰したり制限したりすることは無定見である。而も女郎買と藝者買とは公序良俗に反せぬ行爲として既に天下御免になつて居る。それで遊興税の意義は自ら他に嚴存しなければならぬ。それは別に深い考があつて生み出したものでも何でも無い。地方財政の困難が生んだ劣悪の畸形兒である。教育費や土木費に追はれて、何でも構はないから財源が欲しいと云ふ醜類議員や地方俗吏に提唱されたものである。何うせ陸なことを決議する手合でないから、遊興税の意義も弊害も深く考へる餘地のある人達ではない。唯だ金が欲しい、金さへあれば學校でも橋でも立派なものが出来ると考へるばかりである。そこで思ひ附いた事には、女郎買や藝者買といふ遊びは遊べば遊べるし遊ばねば遊ばずに済む性質のものだから、これは特別なものだ、そこで特別消費税といふ名前にでもしようじやないかと云ふ位の考に過ぎない。さてこの特別消費税の結果は社會の道心を何う支配するかと云ふに、恐ろしい結果になる。娼妓の賦金は娼妓に賣淫を公許する意味に外ならぬから、嫖客の方ではその恩典に浴すべく恐入つて登樓するだけである。然るに遊興税は嫖客側に對して積極的に登樓を許可することになるのであるから、この意味を推せば更に積極的に登樓を督勵して居るとにも該當して來る。殊に地方税を豊にする目的から發案したものとすれば、地方の青年團などは

社會奉仕と間違ひて隊伍を組んで登樓せぬとも限らない。殊に官廳の許可した座敷内で娼妓の肉を弄することは、公民の義務であると感達へるかも知れない。奴隸制度に伴ふ惡税もこゝに至つて社會を毒すること甚大なものと見なければならぬ。

## 二 貞操賣買の罪惡

娼妓の稼業といふのは謂ゆる玉代なるものに由つて客に淫を鬻ぐことであるが、この性事の賣買といふことは倫理上から見れば甚だしい不徳の行爲である。けれどもこれが眞に不徳の行爲であることを自覺することは容易な事ではない。女郎買をしたからと云つて何が不徳だと言ひ、政府が公に許して居る廓に足を入れたからと云つて何が惡所通だと言ふ者があるほどである。それでその不徳であることや惡所通であることを眞に理解するには、男女道德の原理を繙かなければならぬ。道德には色々な種類がある。個人道德、男女道德、家族道德、社會道德、國民道德、政治道德、經濟道德といふやうに、分類して研究されて居る。その中に男女道德といふものは、男女の性的生活に於ける道德的法則を研究する一分科である。そして古來より今日まで研究された結果に依

れば、男女の性といふものは人類がその生存上の目的を實現する爲めの生殖的使命である。即ち人類が人格を實現する爲めの生殖的個性である。そしてこの使命を奉じてその個性を發揮する根本的原則は、一夫一婦の人格的和合といふことである。即ち一男一女が至善に則り人格的觀念に基いてその性慾を理想化し、自由意志の發動からして戀愛に結合することが、男女生活の法則である。それでこの法則に従つて性事を行ふことは人格的戀愛の當然たる結果として至善に合する行爲である。その性事が至善によつて理想化されて人格的價値を生ずるが故に正義の行爲となる。至誠と至誠とが男女の人格的目的に於て妙合して天地の化育を助け、天道を明にするからして、人道として價値がある。然るに一夫多妻又は共同結婚はこれに反して居る。これは各人格者の對人關係が一婦の如く相對的單一性がない爲めに、三角的四角的五角的等無限に複雑した關係を作爲して、戀愛の安定を缺き、和合の集中を求める焦點が出来ない爲めに、貞操が確保されないからである。これは丁度二線の作爲するP點の座標はあるが、三線四線の作爲するP點の座標は絶対に無いといふ解折幾何學の定理に等しいものである。隨つて至善に則り人格的觀念に基くことが不可能であつて、單に利己的獸慾の爲めに互に欺き互に争つて、他を方便とする生活を發生するのである。そこ

には何の至誠もなく戀愛もなく、畜に禽獸の行のみを存するので、人格の觀念によつてその文化を進展する高等人種に於ては到底忍ぶべからざる事柄である。そこで現代の文明社會に於ては一夫多妻又は共同結婚を憎惡して、一夫一婦の人格的戀愛を以て倫理的原則とした。それで現代人が若し男女生活を営まうとするならば、必ず一夫一婦の人格的戀愛に於て營まねばならないので、單に動物的情慾を満足する爲めに一夫多妻又は共同結婚を營んで、人間の人間たる所以の資格を失つてはならない。これ實に貞潔の精神であつて、男女の社會的生活を維持する基調である。

この男女道德の原理から推して考へるに、男女が性事を賣買することは最も不合理な行爲であつて、極めて申しむべき事柄である。これは一夫多妻又は共同結婚にその流を汲む行爲であるが、實はそれよりも下等であつて、單に男子が女子に貨幣的報酬を支拂つて性事を交換することであるから、全く自然の叛逆であり、惡智慧の極端なる發揮である。その兩者の關係を見るに、男子は單に劣情を遂げることが目的とし、女子は單に貨幣を得ることを目的とし、そこには何等の人格的目的がなく、至善に依つて理想化された性慾の事實がなく、至誠の妙合した戀愛がない。互に人格的意義を没却して、互に欺いた性事の感應のみを賣買して、互に一方を自己の方便に供するのであるか

ら、貞潔の精神に反すること最も甚しいものである。男女生活に於て最も名譽あるものは、人格的戀愛の生活に於てその貞潔を維持することである。これは實に男女の生命である。然るに性事を賣買する男女の生活はこの名譽を傷け、その生命を損ふものである。殊に貨幣といふ物質的價値によつて男女の經濟的欲望を支配し、尊貴なる靈的實在を商品視して肉を切り賣りすることは、野蠻積惡の行爲である。人生の意義に反し至善の目的に反し、人格の權利義務に反し、正義公正の觀念に反するものである。随つて貞操を賣買することは絶対的罪惡であつて、他の如何なる善行を以てしてもその不徳を償ふことの出来ないものである。これは人格の生命と名譽とを失へば、人生には何の意義も無くなるからである。随つて縱令その行爲を法規通りに官廳の許可した座敷内で營んでも、その罪は免れることの出来ないものである。

それで貞操を賣つて祖先を崇めても、孝道にはならないので、却つて親不孝となるか、若くは娘を賣つて左團扇で酒を飲む子不孝となつて、家族制度の破壊となるのみである。貞操を賣つて職業と心得ても、それは神聖なる職業とはならないで、單に墮落せる商賣となつて身を過り、世を禍するのみである。貞操を賣買して風紀の取締と考へても、貞操を賣買することより以上に風紀を亂す

行爲は廣大無邊な宇宙間にもないのであるから、貞操を賣買して居ては風紀の取締は絶対に不可能である。鑑札を有する公娼が貞操を賣れば、鑑札のない私娼が貞操を賣ることを取締ることになつて、風紀を肅正すると考へることは全く滑稽な理窟である。況して民法第九十條を見ても、刑法第一百七十四條、第一百七十六條、第一百七十七條を見ても、貞操の賣買やその幫助は法律の禁ずる所である。國家はこれを正業と認めて税金を課して公許すべき性質のものではない。然るにこれを内務省令によつて公許して居るのは、政府自ら國法を犯し、國民を欺罔するものである。娼妓が貞操を賣ることを正當であるとするならば、私娼が貞操を賣つても亦た不正とは考へられないだらう。單に一枚の鑑札が道德の標準となつて、一方の賣淫を善と解し他方の賣淫を惡と解することは亂暴極まる獨斷である。道德は鑑札より生ずるものではない。貞操販賣の罪惡は鑑札の持合せによつて免れ得る犯行ではない。鑑札の有無は倫理上の貞操を保證する品行證明書ではない。若し公娼の鑑札が品行證明書であつて、風紀紊亂の罪障を償ふ消滅符ならば、これを娼妓に賣付けて居る政府は墮落した羅馬法王に等しいものである。その結果は政府の威令は行はれず、貞操の可否は單に形式的のものに過ぎぬと云ふ觀念を與へ、公娼の鑑札を受けて自由を束縛されるよりも鑑札なしで自由の天



地で淫を嚮いだ方が氣樂であると云ふ結論になつて、私娼は却つて多くなることになる。如何に嚴重にその撲滅を圖つても公娼が存置されて貞操の賣買を教へて居る以上は、これに仿ふ私娼の絶える時のないのは極めて想像し易いことである。左の統計によつて見るに、娼妓の数は年によつて高低の差があるけれども次第に衰頽して行く傾向がある。大正元年と九年とを比較して見るに、その増加は極めて微々たるものである。然るに藝妓や酌婦に至つては年々猛烈に増加して公娼を凌駕して居る。これを以て見ても公娼の存置は決して私娼の風紀を取締る實力も權能もなく、却つて紊亂を教授するものである。

|    | 大正元年  | 大正三年  | 大正七年  | 大正九年  |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 娼妓 | 五〇四一〇 | 五一〇九七 | 四八二六二 | 五〇七五二 |
| 藝妓 | 四一六四〇 | 四四四六九 | 五四四六二 | 七〇九四六 |
| 酌婦 | 三四〇九三 | 四四一九九 | 六二八四〇 | 六七八二二 |

それから娼妓といふ憐れな女子の貞操を嚮ぐことが、良家の婦女が私通姦通して貞操を傷けることよりも、社會の風教を害さぬと考へることは、横暴なる特權階級の利己的打算であつて、不幸な

る娼妓の人格權を無視した考である。娼妓に貞操を嚮がせて不良男子をその方に振り向けて、自分等だけがその危難を免れようとするは、人を己れ的手段とし犠牲として悪魔の手に渡して顧みぬ不義悖徳の行爲である。自分の幸福の爲めに人を不幸に陥れて、自分さへ生きれば人は死んでも構はぬと云ふ考は博愛の精神に戻る残忍な心である。上流中流の奥様やお姫様方が自分の貞操を擁護する爲めに、無産階級の娘達の貞操を犠牲に供して恥ぢぬと云ふことは、倫理上より想像される悪事の中の最も罪深い悪事である。ところがこの残忍刻薄な利己的擁護は事實に於て失敗して、却つてその擁護を脅かして居る。何ぜなれば此の不良男子は娼妓を買つて女子の貞操を蹂躪することを常識と心得て居るほどの不徳者であるから、謂ゆる良家の婦女を見れば、默慾を勃發して私通姦通することも亦た免れぬ次第である。それで不良男子の犯行は公娼の存置によつて阻止抑制し得るものは無く、公娼の存置は却つて彼等の貞操觀念を亂して良家の婦女に對してこれを女郎扱ひする危険を助長するのみである。次に貞操を賣買して社會衛生の方便にするのも、犯罪檢舉の方便にするのも、土地繁昌の方便にするのも、人間の人格に於ける生命と名譽とを破壊して人生の最高善に戻つても、尙ほ且つ社會の衛生あり犯罪の檢舉あり土地の繁昌あると誤信する結果である。けれども人

生の意義に反し目的に背ける行爲を爲して居る人格的價値のない社會には、従つて衛生もなく檢舉もなく繁昌もないのである。そして孝行、職業、風紀、衛生、檢舉、繁昌は貞操の賣買と分離して考ふべきものであつて、必然的關係のないものである。これ等が貞操の賣買によつて成立するものとすれば、凡らゆる善は惡より生ずるものと斷じなければならぬことになり、美は醜より生じ、妄は眞の前提であると云ふ結論になる。然るに斯様な迷妄は存娼論者に於てのみ空想し得られる事柄であつて、天下の公論ではない。

### 三 性慾享樂の罪惡

遊廓とは讀んで字の如く遊ぶ廓といふことであるから、廓に遊ぶと云ふことは享樂を求めに行くことである。女郎を買つて性慾を遂げることを無上の快樂と信ずればこそ、借金を質に置いて、雨風に打たれても通ふ氣になれる。だから大正九年度には五萬〇七百五十二人といふ娼妓が性慾享樂の機關となつて、實に二千六百十二萬一千〇九十八人といふ嫖客を登樓せしめて、一億二千〇六十四萬一千四百七十七圓といふ大金を消費させた。さて此等の嫖客は如何なる種類の人々であるかと

云ふに、必ずしも未婚の青年や獨身の壯年者に限つた譯ではなく、有婦の男子がその半数を占めて居る。而もこの輩は家庭の性事に飽きて、變つた性慾の對象を求めんとする純然たる享樂家である。妻の病氣や妊娠や老衰や或は惡友の附合を奇貨として廓に遊ぶのである。その中には半白の爺も居れば、禿頭の老人も居る。斯様に廓に遊ぶ嫖客には既婚未婚の差別がなく、老弱の隔てがなく、單に性慾の享樂を求めらるものであることを知らねばならない。ところでこの性慾の享樂なるものに就いて考へるに、これは單なる性事の感應的快感ではない。若しそれが享樂ならば男女に共通なものである。そして性慾の本能的満足や禁慾の害が男子に眞理ならば、女子にも亦た眞理であると謂はなければならぬ。随つて男子に買女の必要があるならば、女子には買男の必要がなければならぬ。然るに社會には公娼があつて、公男娼がない。これは男女の性慾の差異に基づくかと云ふに決してさうではない。男子の性慾が突發的で女子の性慾が受動的であるとしても、それが賣淫所公設の理由とはならない。何となれば突發的なるも受動的なるも、その満足を求めようとする要求に於ては同一であるから、男子が公娼を設けるならば女子は公男娼を設けなければならぬ道理である。然るに過去の社會は男尊女卑の社會であり、男子は女子を家畜のやうに飼養して來た。女子は全く

男子の性慾の機關となり、一個の生殖器として取扱を受けて來た。公娼の存置は全くこの男子專制の遺物であつて、性慾享樂の共同物に外ならない。何も男子に限つてそこに必要缺くべからざる理由があるのでは無く、單に獸慾を満たす機關として享樂に設けたものであるから、實に我儘勝手な振舞の著しい證據罪迹である。

男女を問はず性慾はこれを生理的に見れば自然的因果の規約に由來した衝動であるが、一面から見れば人間といふ生物の心理的事實である。そしてそれは單なる心理的事實ではなしに、性の人格的現象として生じた意識である。即ち生殖を人格によつて統一した意志の現象である。それでそこには必然的な本能作用があるけれども、同時に性的行爲として自由意志によつて決定される道徳上の行爲がある。先づ性慾はその當然の結果としてその行爲を欲求するに當つて、動機を決定するに際し、人性に存する理想と目的との觀念に支配されるのであるが、その時に動機の選定を爲すべき場面たる志向に於て、原因となるものは知識及び感情である。然るにこの場合にこの知識及び感情は道徳的判斷及び道徳的情操となつて居るので、性慾の動機を決定するに對して道徳的標準を伴ふものである。ところでこの標準に照して性慾を判斷すれば、性慾には善的方面と惡的方面とがあ

る。先づ良心の規範意識に於て、人生の理想的なる性慾生活の觀念を有し、性慾の至善に關して人格的概念を有して居る。従つて性慾に關する道徳的判斷に際し、性的情操を有し、動機に於ては善的性慾と惡的性慾とに分れ、更に結果に於ては善的性交と惡的性交とに分れる。そしてこの場合に道徳的標準となるものは實に一夫一婦の原理及び人格的和合の法則であつて、これに循ふものは善的性慾であり善的性交であり、これに反るものは惡的性慾であり惡的性交である。そして惡的性慾は特にこれを獸慾と謂ひ、惡的性交は特にこれを獸行と稱するのである。

この意味に於て性慾は實に人類の存立する根本的動向であつて、人格實現の大使命を帶ぶるものであるから神聖にして犯すべからざるものである。一夫一婦の間に於て人格的戀愛に基き、貞操の間に至誠を以て發揮せらるべきものである。然るにこれを悪用して享樂に供し、單に獸慾を欲し獸行を遂げることを能とするに至つては、醜惡極まるものである。公娼制度は實にこの獸慾と獸行とを繋いで享樂を興へることを目的とするものであるから、不徳極まる制度である。性慾の濫用は生殖機能を阻害し、身體の活力を減退させ、延いて精神の能率を低下させるものであるが、それが更に享樂の爲めに用ゐられるのであるから、精神を疲勞させ、良心を麻痺させ、思想を涸渇させ、知

識も感情も到底健全なる状態を保つことが出来ず、意志は薄弱になつて輕佻浮薄を愛し、質實剛健の態度を失つて色慾一片の動物と化するのである。昔より性慾を享樂とした者は必ず先づ身を滅ぼし、國を失ひ、獨り山河を残した。それで性慾を享樂とする公娼制度は亡國の兆であるとするのが正當である。それが家族制度擁護の爲めであつても、營業自由のためであつても、風紀取締のためであつても、乃至は社會衛生や犯罪檢舉や土地繁昌のためであつても、それが反つて禍となり、亡國の端を拓くことになるのであるから、公娼の存置される理由は絶対にないのである。傾城或は傾國とは娼妓のことであつて、文字の通り城を傾け國を傾ける女子であるから、國家が法律によつてこの女賊を保護することは謂れないことである。

#### 四 虚偽欺瞞の罪惡

公娼は男子が性慾の享樂の爲めに設けたものであるが、娼妓の方から見れば淫を嚮いで金を得るのが目的である。そこで兩者の目的は自ら異つて居る。嫖客の方では性慾を目的とし、娼妓の方では金を目的として居る。然るに斯様な男女關係では、その性事を賣買することがあるとしても、そ

れは自然の間に生じた純潔な性慾の合意的結果ではない。一男一女が至誠によつて和合して、その相互の人格を理解し、思慕戀愛して自然の要求として生じた性慾ではない。併し乍ら男女の性的關係はこの人格的戀愛の自然的要求に生じた性慾の満足を求めるのでなければ、その眞諦に達し得るものではない。形ばかりの關係や申譯ばかりの情交では性慾の形式に外ならぬので、極めて冷かであり不愉快である。そこでその内容に觸れて温かな心情に浸り、嚴乎たる貞操に飽滿しようと欲する。これは一男一女の健全なる戀愛關係に於ては、自然の通則であつて世人の實驗する所である。然るに公娼制度に於ては斯様な戀愛關係に於ける性慾の満足といふものが無いのみならず、有つては甚だ都合の悪い譯になる。何ぜなれば、公娼制度は一男一女の眞面目な戀愛に基き、嚴乎たる貞操に則つて性慾を満足する所ではなく、或る限定せる娼妓が性慾の對象となつて無限に群り集まる嫖客に對して貞操を解放して、形ばかりの關係や申譯ばかりの情交を賣買する所である。千客萬來は娼妓の福の神で、一夫一婦は鬼門に當つて居る。

そこで公娼制度には自ら手練手管なるものが生じて、商習慣と云つたものになる。先づ遊客に對して媚を賣ることになる。如何に不愉快な男子に接しても、笑顔で以て迎へなければならぬ。好

悪の心を殺して平等一律に愛嬌を振り撒かなければならない。そして一度でも多く登樓するやうに、馴染を重ねてさん／＼通はせるやうに、金の續くまではたき出させるやうに、術策を弄することになる。けれども斯様な動物のやうな劣等男子に對して、一々眞面目になつて眞個の性慾を提供して居ては苦痛極まることであるから、そこで虐偽の性慾を提供することになる。そして手練手管を以て欺瞞して、これを笑顔で隠さなければならぬ。是れ即ち賣笑婦たる所以である。斯様に彼等は媚を以て客をたぶらかすのみならず、空涙を以てこれを誘ひ、偽の戀を以て惑はすのである。然るにその内心は單に金を費はせる算段に外ならないので、陰では一尺ばかりの舌を出して嘲けるのである。そこで嫖客の方でも然るもの、うつかり騙されて土藏や唐櫃を盗まれてはならぬと嘘八百を列べて防戦に努め、奸智と陰謀を盡して欺き返し、謂ゆる騙す狐を騙して遊ばうとする。ひどい奴になると無一文で登樓して、それを馴染の娼妓に支拂はせて、戀愛を釣錢に取つて歸らうとする者がある。ふとゞき千萬の行である。

斯様に娼妓と嫖客とは虚偽欺瞞を以て堅められて居る。娼妓は客を騙かして金を捲き上げようとし、客の方では娼妓を騙かして惚れ込ませようとして居る。又た一人の娼妓には何人の馴染客もあるから、それ等の嫖客と嫖客とは意地の競争を始める。土藏や家屋敷を叩き賣つてもその目的を達せんとする。その結果は漁夫の利を占める者は娼妓である。斯様にして遊廓はますます繁昌して、貸座敷業者はほく／＼喜ぶばかりである。馬鹿者が集まつて來て金を棄て、行くのを、勿體なく拾つて金袋を脹らますのが公娼制度であり、その頭を撥ねて居るのが政府である。その結果は五萬〇七百餘人の娼妓と二千六百十二萬〇一千有餘人の嫖客とが互に入り亂れて、虚偽欺瞞の戦を爲し、それを七千萬の國民に教授して居る。男は女を騙し女は男を騙し、一方は偽を以て性慾を弄ばうとし、一方は偽の性慾を賣つて金錢を捲き上げようとする思想が國民に浸潤するだけならば弊害の程度は淺いが、國民の凡らゆる行爲に向つてその思想が發揮されて、全く嘘で堅め偽で飾り立てた人間となり、誠意も正直も地を攘つて見ることが出來なくなる。政治でも法律でも、經濟でも教育でも、美術でも藝術でも、科學でも宗教でも、世間を瞞着して我利を圖るものとなり、羊首を掲げて狗肉を賣るの徒が多くなる。これは必然の結果であつて免れぬ運命である。人生に於て男女の關係は至誠本源の道場であり、眞實流露の發祥地であるのを、汚情濁心を以て攪亂するのであるから、その流末を清めることは絶対に不可能である。唯だ公娼を廢止してその源泉を清めるより外に方法

はない。虚偽瞞着の行爲を以て孝道となし、營業となし、風紀取締となし、社會衛生となし、犯罪檢舉又は土地繁昌の手段と爲しても、それは目的のために手段を選ばぬもので、善のために悪を行つて怪しまぬものである。

### 五 檢査制度及び花柳病傳染の罪惡

公娼制度は人身を賣買する奴隸制度の下に虚偽瞞着を以て貞操を賣買して、性慾の享樂を求める半官半民の營利事業である。ところがこの營利事業に對して甚大なる危險を伴ふものは花柳病の傳染である。花柳病は男女の性事に伴つて傳染する病氣であるから別名はこれを性病とも稱せられる。勿論患者の使用した品物からも感染するのであるが、最も猛烈に感染するのは男女の性事に伴ふのであるから、花柳病の本家は常に男女の性慾を濫用し享樂する花柳界に在るのである。男子が花柳病に罹るのは、遺傳又は品物からの感染の如き例外を退けば全部悉く買淫行爲に原因するのが通則である。花柳の巷に遊蕩して、紅燈綠酒の歡樂を極め込んだ結果である。謂ゆるしゝを食つた報ひとして花柳病に罹る。女子の花柳病は遺傳又は品物からの感染の如き例外を退けば、全部悉く男子

より感染するものである。處女は情夫より、細君は夫より、醜業婦は嫖客より感染するものである。それで花柳病系統の中心機關は何時でも花柳界に在るので、病毒の本部は醜業婦の體内に設けられて居る。そこでこれに對する國民保健の方法は二通りある。一は公娼を存置して檢査制度を布くことであり、一は公娼を廢止して花柳病取締規則によつて病毒を撲滅することである。前者は公娼といふ特定の婦人に就いて檢査を爲すことによつて國民の健康を取締らうとするのであるが、後者は男女を問はず國民全員に對して一律平等に取締らうとするものである。我が邦では前者の方法により檢査制度を採用して居る。

さてこの檢査制度を見るに、これは遊廓地に官廳の命令する驅査院を設けて、一週に一回又は二回、娼妓の健康診斷を行ふ制度である。この健康診斷は専ら檢査のことであるが、何百人何千人といふ娼妓を小數の醫師の手で檢査するのである。そこで娼妓一人の檢査時間は二三分間に過ぎないので、自ら形式的なものになつて居る。唯だ眼を通して官廳の命ずる手續を履んだといふまでの事で、山のやうな事務を一瀉千里で形付けたと云ふに過ぎない。それで事實は檢査ではなくて、厄介な仕事の解決に過ぎぬものになつて居る。如何にこれを嚴重に督勵しても、事實上行

はれる沙汰ではない。何ぜかと云ふに檢微を完全に行ふと云ふことになれば、數時間に亘つて容易ならぬ手数を要する。一人の娼妓に就いて身體全部の診察から、局部の検査から更に顯微鏡を用ひてワツスルマンの血液検査を行はなければ、保菌者であるか又は何れ位の程度の病氣であるか解かるものでない。この徹底的方法を全部の娼妓に毎週二回づゝ行つた日には、その費用で女郎屋も政府も破産して了ふばかりでなく、娼妓の方でも體がやり切れたものでない。その上に公娼制度に於ては一夜の中に二人も三人も客を取り、酷いになると一夜に三十五人取つたと云ふ娼妓がある。これでは最初の一人だけが先づ安全なだけで後になればなるほど、先客の病毒を悉く買ひ取る譯になる。この點から見ても檢微制度は形式的のものに過ぎない。矢張り肉眼で二三分間づゝ眺めて一鴻千里に片付けるより外に方法がない。檢微制度は有名無實なものとして現代醫師の絶對に信用せぬものであるが、虚偽で頭を堅めて國民を誤魔化すことに特長を得て居る誠意なき日本政府は、公娼制度を維持する政策からしてこの値打のない檢微制度を御都合上から馬力をかけて採用して居る。

その結果は何うかと云ふに、花柳病は自由自在に傳染蕃殖して、その勢は原を燎く火のやうである。長驅して四方八方へ飛び散つて、喰ひ止める方法も手段もあつたものでない。娼妓の檢微が既に形式的な上に、その形式すら履まない保菌の荒手な男子が千客萬來して、病毒を賣つたり買つたりして感染し合つて居る。更に一方を見れば藝妓の方でも酌婦の方でも、素人淫賣婦の方でも、千客萬來の嫖客と病毒の賣買を爲して居るし、更に他の一方を見ればはや自分の妻にも感染し、子にも孫にもその惡質が遺傳されて居る。斯うなつては向ひ三軒兩隣り良く正して見れば、瘡氣のない亭主はなく、消渴氣のない母と娘は見當らない有様で、この勢で進めば全國悉く花柳病患者でないかと疑つても早計でない。統計表の示すところに依れば、我が邦の公娼の花柳病率は百分の十一乃至二十七であり、私娼の方は百分の二十乃至四十三である。尤もこれは二三分式の檢微法で眺めて勘定したのであるから、徹底的に遣つたならば百分の九十だか九十九だか知れたものではない。唯だ有毒者に於ては、百分の四十五が下疳で、五十が淋病で、五が梅毒であることが知られて居る。そして花柳病は時候の變り目に酷くなると見えて、六月と十月が猛烈であつて、その間が曲線を引いた恰好に低落して居る。つまり段々暑くなる時候と段々寒くなる時候とが危険區域で、花柳病の最も跋扈する時である。百分の十一とか二十とか云ふのは前者の場合で、百分の二十七とか四十三と

か云ふのは後者の場合である。そこで一年を平均して見れば、娼妓の方は百分の二十、私娼の方は百分の三十が花柳病患者である。これを大正九年度の人員に照して計算すれば、娼妓の花柳病患者は一萬〇百五十人となり、私娼の花柳病患者は藝妓の方が二萬二千〇三十八人、酌婦の方が二萬〇三百四十七人となる。實に夥しい患者ではないか。これ等が毎夜その病毒を嫖客に傳染して、城を傾け國を傾ける有害な娘子軍である。試に全國の壯丁を見るに、大正十年の徴兵には検査人員五十萬五千九百二十三人の中で花柳病患者は一萬〇五百九十四人あつた。比率は百分の二であるが、これは漸く肩上が取れたばかりで斯うだから、二十四五才から七八才になると百分の二が三となり三が五となり五が七となり、遂に公娼や私娼と水平の状態に達して、十人集れば二人三人の花柳病患者は珍しく無くなる。同病相哀んで同淋會なり同徴會なり開いて大に氣盛を擧げた揚句に、復た惡所に繰り出して醫者を魂消させるのも正氣の沙汰になる。

これを以て觀れば檢査制度は何の役にも立たないことが解る。却つてそれは嫖客を安心させて、公娼は検査を経て居るから大丈夫だと信用させることになり、嫖客の數が増加する。殊に花柳病が恐ろしい爲めに足をこの巷に入れない青年に對して、非常な誘惑となる。公娼制度は檢査といふ羊

首を掲げて、下疳、淋病、梅毒と云ふ狗肉を賣るは、如何に官廳の許可した座敷内で營む稼業であつても、餘りにひど過ぎはしないか。又た一方から考へれば、檢査といふことは正しいことであるか何うか。殊に婦人の最も恥ぢる所を官權で無理矢理に検査すると云ふことは亂暴至極な蠻行ではないか。如何に奴隸の身の上であつても、人を奴隸とすることが既に不仁の行爲であるのに、更に婦人の生命とする羞恥を權力を以て蹂躪するとは、人格權の侵害ではないか。婦人自らの發意によつて病氣の診斷を醫師に請ふのならば別であるが、婦人の自由意志に反して他人の意志によつてこれを強制する權利が、國家と雖も持つてゐる道理は絶対に無いではないか。娼妓は貞操を賣つてすら恥ぢないのであるから、檢査ぐらゐは御茶の子だと思ふかも知れないが、その貞操を賣るのは前借金のために良心を偽つて賣るのであるから恥も忍ぶのであるが、檢査の場合は別である。如何に病氣であつても自らの發意に依るに非ざる限り、他人の強制によつて検査されることは、人間の本能的に羞恥とする所である。女郎は良心のない無恥な者であると假定しても、良心のある人間が自己を反省すれば斯様な人間一般の羞恥とする事柄を、同胞に對して強制すると云ふことは正義の精神に反し公正の思想に戻つて居る。政府の趣意に従へば集娼制度の主なる理由は花柳病豫防の爲め



だから、檢査を強制することは止むを得ぬ次第であると言ふかも知れないが、檢査を行つてもそれが何等の效果なく、却つて私娼は増加して花柳病は社會に蔓延するばかりで豫防の策は無意義に終つて居るから、公娼を存置する理由がこの方面に於ては毫も無いのが事實ではないか。これは集娼制度の大なる矛盾である。謂ゆる勞して功なきものである。

この過ちの次第を考へて見るに、賣淫、公娼、私娼、檢査、花柳病の五種の觀念を相即不離の政策問題と考へて、辻褄の合つた統一的觀念を見出さうとするから、六敷しくなつて来る。徒に技巧で捏ねて糊細工で仕上げようとするから無理になり、缺陷が生じて不成功に終る。それで眼の先ばかりの淺薄なる政策問題を離れて、その眼を高所に向け、遠く人道の上から出發して人格問題として考へ、その上で政策問題として統一的觀念を見出さなければならぬ。さうするとこの五つのものは全然無關係なものとして一段切り離して考へ、別々に取扱ふことによつてその統一的目的を達しなければならぬ。第一、賣買淫の不徳は男女道徳の向上によつて解決しなければならぬ。これを官權で表沙汰にして片付けようすると面倒になつて、結局不成功に終る。それでこれは小鮮を煮る心持で手柔に當り、専ら徳育の獎勵に任せてその目的を達成すべきである。そして賣買淫を

隠で行ふことに對しては深く追跡せず、只だ現前の公然たる犯行に對してだけ嚴格な態度を以て臨むべきである。第二、公娼は人道に反するから即時廢止を斷行しなければならぬ。第三、私娼は公娼の廢止せられた以上は單に醜業婦となつて存在するものであつて、その根絶は男女道徳の向上に任せなければならぬ。官權の力で撲滅を圖ることは勞して功なきことである。只だ何人が醜業婦であるか殆んど見分の附かぬように取締るべきである。そして若し私娼たる容姿を爲し、事實を表示した折にだけ斷然たる處分を施すべきである。第四、檢査は人道に反するから即時廢止しなければならぬ。第五、花柳病の撲滅は取締規則の方法によつて完全に實行し得るから、この方法を採用すべきである。この五箇條を各個に實行すれば人道的に個人の人格權を擁護しながら、その政策問題を統一的に解決し得るのであつて、豫定の目的が達せられる。

殊に集娼制度で杞憂する花柳病の傳染は公娼の存置では失敗に終るが、取締規則の方法によれば立派に成功する。これは既に歐米各國で採用して居るので珍しいことでないが、成績は頗る宜しい。花柳病患者の率も年々低くなつて行く。これは何う云ふ譯かと云ふに、公娼を廢止する結果は隠で淫賣を行ふ醜業婦ばかりになるが、これに由つて傳染する花柳病の豫防は、取締規則によつて

達成されるからである。これは丁度、現行の傳染病豫防法で虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡などに對して官權が先に立つて學國一致の衛生防備に没頭するやうな態度に出づるからである。花柳病が眞に亡國病であることを大宣傳の下に取締規則によつて、どし／＼實行して行くのである。先づ瑞典や丁抹や和蘭や瑞西や奧太利のやうに、刑法上に花柳病に罹つたことを知つて性交により相手方に傳染させた者は、禁錮に處せられる規定がなければならぬ。勿論民法上には損害賠償の規定の設けらるべきことは論ずるまでもない。それから夫婦の一方が花柳病に罹つたことを知つてその一方へ傳染させた時は勿論刑法の規定によつて支配されるが、その外に民法上で離婚の理由となる規定がなければならぬ。次に全國に亘つて花柳病相談所及び手當所を無數に設けて、國費を以て無償で治療しなければならぬ。この場合に官權は虎列刺や痘瘡のやうに傳染系統を調べて、その源泉に遡り、患者を驅り出して、治療を嚴命することが必要である。若し治療を拒む者がある時は、健康證明書を提出させれば可い。さうするとその人は勝手に花柳病相談所に行つて自發的に檢徴を受けて、その證明書を官廳に差出すことになる。又た賣買淫の現行犯に對しては、男女兩人共に禁錮に處すると同時に健康證明書を提出させなければならぬ。

次に最も重大なことは花柳病の治療は一切官設の相談所で全國を統一的に管理するのであるから、花柳病豫防法中には醫師の診斷を受けぬ限り、自ら治療することを嚴禁しなければならない。随つて花柳病の賣藥や素人療治を廣告することや、文書に印行することを嚴禁しなければならない。斯様に花柳病取締規則によつて社會衛生を勵行すれば、花柳病は次第に衰頹して根絶せられること自然の結果である。

## 六 教育破壊の罪惡

教育とは云ふまでもなく、教育者によつて被教育者の人格的實現を啓發することである。精神的方面に於ては知情意の圓滿なる發達を圖り、身體的方面に於ては健全なる體格を養成し、社會的方面に於ては善良なる紳士の市民を養成するのが目的である。生れて家庭教育を受け、長じて學校教育を受け、社會に出てから足を棺に入れるまで社會教育を受けて、生涯是れ修養の生活を以て送り、人生は是れ一大教場であることが人間の萬物に靈長たる所以である。それで教育なるものは専ら徳育を以て本體とするものである。人生の目的とする至善を理想として、個人の人格の可能性を

發揮させることである。精神、身體、社會の三方面に跨つて各人の稟賦を開發する所以のものは、各自の本務を實行して至善に合致せる人格の眞諦に達せんが爲めである。読み書き算術を首として手工遊戯に至るまで皆この目的の下に於て意義を有するものである。この意味に於て教育はこれを平易に言ひ換へれば、人間の人間たる所以の人道を教授して、これを實踐躬行させることであると言ふことが出来る。これは獨り立志の青年に對してばかりでなく、實に古稀の老人に對してもさうである。この社會の文化は一朝にして出來たものではない。幾多の聖人君子の力によつたもので、その教は竹帛に垂れて居る。少年も老人もこれを學んで躬行に勉焉たるべきことに於ては同一である。

今、公娼制度を見るに、人身を賣買して萬物の靈長をして奴隸たらしめて居る。貞操は賣買され、性慾は享樂され、虚偽瞞着は行はれ、婦人の羞恥を蹂躪する強制檢査は施され、花柳病は天に蔓延して亡國の端を開いて居る。而も此等の行爲は官廳の許可によつて營まれ、國家の保護によつて盛大を極めて居るものである。その理由は、孝道のため、營業のため、風紀取締のため、社會衛生のため、犯罪檢舉のため、土地繁昌のためであると云ふ。けれどもその結果が教育上に如何なる影響を及ぼすかを反省しなければならない。公娼制度と教育制度との關係に就いて、如何なる妙案があつて、その調和點を見出し得るかを熟慮しなければならない。單に物質的方面から考へて、遊廓から徴收した租税で學校の設備を完全にすると云ふやうな實利的方面の政策ではなくて、精神的方面から考へて遊廓で行はれる行爲が學校で教へる人道と一致するかを反省しなければならぬ。假に遊廓から徴收した金で學校の設備を完全にして貰つても、學校で教へる人道が遊廓で行ふ行爲を罪惡として攻撃して居るやうでは甚だ變なものではないか。此處を調停する爲めに遊廓側から市會議員や學務委員が選舉されて、金の力を權威に着て妥協を申し込まれたら何うするか。奴隸とか貞操の賣買とか虚偽とか花柳病とか云ふことを云々して、國家が公許して居る營業の邪魔をしないで、當らず觸らずの教育をして貰いたいとなつたら何うするか。教育家は辭職するか、文部大臣は内務大臣と意見の衝突をするか。總理大臣は仲裁に出るか、總辭職を斷行するか。徹底的にやつたならば容易ならぬ問題にまで持ち上つて了ふ。そこで公娼制度と教育制度との調和は迎も解決の出來ない難問題である。公娼を許可しながら教育も遣つて行かうとする日本の國家は、矛盾撞着に陥つて惱みの果ては、公娼制度によつて教育制度を壓迫し、遊廓が學校を醜弄し、女郎が教員を

罵倒し、嫖客が子弟を悪化する状態を呈したのである。

先づ日本の五百六十四箇所に於ける遊廓地を見るに最初は郊外の僻村であつても、謂ゆる土地の繁昌によつて人家が調密するので小學校も次第に多くなる譯である。随つて遊廓關係者又は遊廓を當て込んで自由商賣を爲す者の子弟が就學するので、危介至極の學校になる。人道を説いても効果がない。子供達は飯事にも女郎買の場面をやつて遊ぶ。感化院と思へば呆めも出来るが、一步校門を出ればその感化も水の泡となる。淫風滔々たる中に育てられ、不逞無頼の群がる中に人と爲るのであるから、小學校兒童にして登樓する者も出て来る。婦人を見ると誰でも女郎のやうな者だと考へる。この地方の教育は全く有名無實になる。それから少しく遊廓地を遠かれば中學校あり、大學校あり、其他各種の學校が林立されて居る有様である。随つて學生々徒の年齢も大抵は青春期に達して居るので、最も重大な時期である。その蟲々として伸びる身體及び精神は向け所に由つて、天にも達し奈落にも陥る。この時代は總て炎々と燃えるか如き理想を懷いて生きねばならぬ場合である。人生の目的を考へ、至善を追求し、人格を養成して大人物の言行に倣ふべき時代である。常に自由平等を口にし、正義博愛を魂となし、克己と忍耐と勤勉とを以て誘惑に打ち勝つて邁進しな

ければならぬ時代である。それで若し生理上より性慾に惱まされて勉強を妨害される時には、三つの方法を講じなければならぬ。一は古聖賢の言行録を讀んでその人と爲りをしのぶことである。

二は運動を勵行して血液の循環を好くし、三は自己の最も趣味ある學課又は技藝に没頭して妄念を去ることである。この三種の事項を實行すれば性慾に打ち勝つことは易々たることである。

然るに斯の方針で折角勉強して邪念に遠かつて善美なる志操を懷いて居るところへ、遊廓の所在や公娼の存置や嫖客の往來が耳に入り眼に觸れたら何うなるか。必ず正情を害すること明かである。明鏡止水に石を投げ込んだやうである。この上に若し猥褻な小説を耽讀し、放蕩者の女郎買話などを聞かせられたら、狂瀾怒濤が一時に起きて蛇が出るか龍が出るか解らない。意志の弱い者は終に酒を飲むことを覚え、悪友に誘はれて登樓もするやうになる。一度が二度となり、二度が三度となり、觀樂の巷の夢ばかり追想して居る。學校へ行つても講義を聞く氣になれない。頭には試験の日に遊廓から出掛けて來て而も優等生になつた秀才があるなどと云ふ話で一ぱいである。糞勉強等は馬鹿々々しくなる。酒は飲むべし百樂の長、女は愛すべし無上の樂ではないかと言ふ。社會は要するに金と女だ。この二つを失へば人生は零だ。學問をするのも要するにこの二つを求めぬ爲め

ではないか。修養も何もあつたものか、早く成功すればいいのだ。大人物は須らく權道から進むべしだ。悪も時には善の方便でないか。餘り眞面目な者は成功せず。却つて不眞面目な者が世間から歓迎されて居るではないか。水清ければ魚住まずではないか。女郎買は大いにやるべしだ。政府が許して居る娼妓を買ふのに遠慮も會釋も要るものか。淋病梅毒恐るゝに足らず、天下到る所に藥店ありではないかと言ふ。嘘を付いては金を引き出し、自分の物は賣り飛ばし、人の物は借り倒し、金ばかり欲しがり、女郎買ばかりしたが、學問などはてんで趣味に合はない邪魔物になつて來る。學校へなど行つたことなし、本などは殆どなし、酒ばかり飲んで女の事ばかり考へて居る。落第坊主は附き物である。何處へ試験を受けても入學出來ず。何をしたいだつて眞面目な態度になれず、やつて見ても飽き易い。それからそれへと職業廻りをして歩く。己に克つと云ふことがない。困難に遭へば必ずへこたれる。勤勉の心などは藥にしたくもない。身體と精神とが弛緩して、疲勞が甚だしい。花柳病から來る悩みは膏盲に達して、今や發狂せんばかりである。斯うして立派な放蕩兒兼花柳病患者と成り濟まして、下らぬ職業に隠れて氣ばかりいらゝかせて居る。斯ういふ學業の出來損ねが當世の社會には幾ら多いか解らない。眞面目になつて人道を修養して居れば過もな

かつたのが、公娼制度の誘惑から遂に一生を過つて取り返しの附かぬ片輪者にされる。人道を教へる學校の看板が餘りにけはくしく立派だつたので潜つて見たところが、裏門からは遊廓に行ける抜け道があるので、これは不思議だと思つて見ると同じく官許の而かも龍宮である。浦島太郎となつて享樂の夢を見て居たのも暫し、醒めて悔しい老人になつて居たと云ふものである。

これは獨り學生に限つた譯ではなく、小學校を終へて小僧となつても、徒第となつても、工場の職工となつても同じことである。初は眞面目に働いて居る。ところが誰かに女郎屋といふものがある。つて、お出でなさいと言つて待つて居ると云ふ話を聞いて、つひ行つて見る氣になる。行つて見ると全く噂の通りで、張見世を出したり寫眞を掲げたりして、頻りに登樓を勧めるので、これは大した光景だと感ずる。何うしやうかと皆で相談する。經驗ある者がたゞき上らうぢやないかと云ふので、ぞろ／＼續いて上る。それが非常に面白かつたので、勞銀を貰つた度毎に登樓するやうになる。何時の間にか横根が出たり、淋病になつたり、梅毒になつたりして仕末に終へぬ厄介な病氣を引き受ける。仕事の手が附かない。藥瓶を下げて醫者にばかり通つて居る。工場の能率も商店の能率も殆ど上らない。勿論店の主人と工場の社長が藝妓を請け出して圍つて居るのだから、若い者共

が女郎買に行くのも當り前の普通だと感ずるかも知れない。併し前途有望なる青年労働者が酒色に溺れ、花柳病に罹つて、技術の上達を望むことが出来ないとするれば、生産上甚しい不利益である。これは怠業や罷業などの比ではない。酒色と花柳病を以つて資本家と闘ふと云ふことは、初から負け戦である。資本家が酒に溺れ花柳病に罷ることは勝手次第としても、労働者自身が而も青年が同じ態では誠に困る。資本家が労働者の鋭鋒を挫くために、公娼を當てがつて買収したものと假定したならば尙のこと、そんなものに近寄つてはならない。國家も亦た一國の産業の興廢が一に青年労働者の肩に掛つて居ることを知るならば、斯かる誘惑物を眼の前に突き付けて見せることは、教育の何たるかを辨へぬものである。労働者に酒色を遠けてこれを人道に導き、人格の修養を奨勵して、生産の能率を圖することは一國政綱の要諦ではないか。資本家の爲に藝妓を許して居る關係上、無産階級にも公娼を許さなければならぬと考へることは、餘りに世話が焼き過ぎる。その結果、青年労働者は邪道に踏み迷つて賃銀を酒色に投じ、花柳病に悩まされてます／＼金が欲しくなり、資本家が莫大の富を擁して藝妓に浮き身を賣して居るのを見て、癢に觸つて耐らなくなる。過激な行動に出づるのも自然の勢である。

公娼の存置が女子教育の上に最も弊害のあることは餘りに明瞭過ぎて居る。男尊女卑の思想によつて、女子の人身を賣買して奴隸と爲す行爲は既に女子教育の上に甚大な恥である上に、男子の犠牲となつて貞操を蹂躪され、享樂の機關となつて翻弄されることは、婦徳に對しては不俱戴天の仇である。女子教育の本體は男尊女卑の思想を去つて男女の機會均等を圖り、男女協同の社會的精神を高め、一夫一婦の人格的和合によつて至誠のある貞操のある家庭生活を營み、健全なる子孫を養成するのが目的である。これは家庭教育に於てその端緒を開き、小學校の義務教育に於て修身として初等の講話を授けるのである。この教壇に立つ教員の中で、女教員の數は大正八年には約五萬人あつた。この五萬人の小學校女教員は自ら女子として男尊女卑の舊慣を打破して、男女平等の教育をその兒童に授ける方針に於て従事して居るのである。貞操の賣買は人道に反し、健全なる國民の人格を破壊するものと信じて、その方針に於て小國民の將來を無事なれと祈るのである。それが女學校になるとその教育振りは一層猛烈になり嚴格になる。女子教育の根本方針が確立されて、謂ゆる女子高等教育は男子の教育と較べて何等異なる點がなくなり、進んでは男女混合の大學教育も實行されて來る。男尊女卑も、奴隸の賣買も、貞操の賣買も、想像だに出来ない世界となる。男女同

權、男女平等は男女學生の互に認容する權利として、侵すものがなくなる。こゝに於て女子教育の精神は貫徹されて、女學校教育の効果が擧げられる。大正十年度に於ける女學生の數は十五萬人あつたが、年々増加して男學生と殆ど同一になる傾向があり、女子の社會的地位は日に月に高められて行く。然るに公娼の存置はこの女子教育の精神に反すること甚大である。女子の體面を傷け、人格を蔑視し、折角その地位の向上するのを却つて引き下げて奴隸化しようとする思想を與へる。遊廓の所在地では五六歳の男兒ですら女學生を見たり女教員を見たりする時に、女郎と同視する風習がある。況して二千六百十二萬一千〇九十八人といふ嫖客の眼には、女郎も女學生も女教員も一緒に單なる一塊の肉片に過ぎぬやうに見える。これは日本の女子教育上には我慢の出來ぬ事柄であつて、許して置けぬ人權問題である。

次に公娼を許すの結果は自ら遊惰無頼の徒を製造する。奴隸を買ひ取つて喰物にする樓主、奴隸を周旋する悪桂庵、引手茶屋、妓夫太郎、やり手婆、幫間、ごろづき、壯士などの善からぬ輩が出て来る。これ等の人間は生れ乍ら良心がなかつた譯ではない。遊廓を經營して各自の業務に當つて居る内に自ら良心が鈍くなつたのである。悪を人に勧めることを業とし、嘘八百を列べて金を捲き上げることを仕事とする結果は、至誠を失つたのである。明けても暮れても人を馬鹿にして、甘い汁を吸はうとたくらむ寄生蟲となるに及んで、遊惰無頼の徒となつたのである。これは全く不健全な職業の結果に外ならない。斯うした惰け者に適當した仕事を國家が拵へて與へるが爲めに、さうした境遇に陥つて居るのである。國民の人格を向上するには不良の分子が無いやうにしなければならぬ。良心の總動員の下に善良なる市民の同盟的教養を督勵しなければならぬ。然るに國家自ら不良分子を醗釀する不正の職業を與へて置いては、善良なる市民の教養を望むことは絶対に不可能である。公娼を存置することは社會に埃溜を設けることであるといふ。併し埃溜から蛆が湧いて四方に這ひ出すのを知らぬ顔して居るは、不潔極まる衛生家である。これは間斷なく焼き棄て、蛆などの湧かないやうにして置くべきものである。埃を山のやうに積み重ねて惡臭芬々たる埃溜を設けることに相當する公娼制度は、内に自ら惡人を製造する結果を招ぐものである。

それから公娼の存置は犯人の檢學に都合が好いと云ふが、それは全くその通りであらう。併しこれを深く考へて見れば、遊廓などに粉れ込むやうな犯人は一般に殺人、竊盜又は詐欺、横領などの行爲をなした者に多い。即ち金が欲しい爲めに悪いことをした連中である。これは金があれば美甘

い酒が飲めて、その上に女色を享樂し得ると考へる結果である。彼等の爲めには遊廓は實に歡樂の都であり、天國である。青蟲に蟻が集まるやうである。彼等が罪惡を行ふ當面の動機は酒と女であること争ふべからざる事實である。偶然にも國家はこの満足を與へる爲めに至極調へ向きな公娼制度と云ふものを獻立して置いて呉れる爲めに、竊盜を爲し詐欺横領を爲し人を殺してまでも、この樂園に遊ぼうとする者が絶えない。これは實に國家が罪を國中に設けて民を陥れて、然る後にこれを咎する行爲である。犯人があるから遊廓の存置を必要とするのではなく、遊廓を存置するから犯人が出る。遊廓は犯人を製造して居る。つまり犯人は遊廓出身であると云ふことになる。犯人に取つては遊廓は己が搖籃の地であり、育くまれた故郷である。罪を犯して身を天地に容れる餘地がなくなれば、孤影飄然として家に歸るは亦た人情である。鮭は死期が近づけば必ず己が生れた河川を訪ねて死ぬと云ふことだ。犯人が鹽漬にされても厭はぬ決心を以て、今はの際に大膽不敵に警戒網を潜つて生れ故郷の樂園に来て捕はれるのは、彼等の本望とする所かも知れない。教育は事の本末を明にし、物の先後を詳にしなければならぬ。公娼が本だか犯罪が末だか、犯罪が先だか公娼が後だか、その本末の先後する所を確知しなければならぬ。唯だ犯人が遊廓に入り込むと云ふ結果

のみを見て、公娼の存置がその檢舉に必要だと思ふなどは、一介の俗吏の想像する所であつて、眼を高所に向ける爲政者の大に恥ぢる所である。

それから教育上見遁してならぬことは娼妓の妊娠である。教育は胎内に始まるのであるから、娼妓の妊娠に於てはこれが全々破壊されて居ることである。大正二年より六年まで約四百五十人の娼妓に就いて調べた人の統計に依ると、十人の娼妓が妊娠して居る。その中で胎兒の健全に育つたものは漸く一割で、他は殆ど流産して居る。その流産が申し合せたやうに丁度七箇月目になつて居る。妊娠七箇月目と云へば胎兒が胎盤を離れ易い時であるから、この際に墮胎が行はれる。それで七箇月目までは暴虐なる樓主の強制によつて嫖客の枕席に侍つて居たことも容易に想像される。或る人々の統計に依れば娼妓となつて以來、五千六百四十七人の中で十六人の妊婦があつたとも、又は千人の中で十五人の妊婦があつたとも言つて居る。兵庫縣の福島遊廓には娼妓が千六十九名ゐた時があるが、毎年平均十人の分娩あり、その二分の一が育つて來て居ると云ふことである。若しこれを公式として日本全國の娼妓に就いて演繹すれば、毎年四百三十四人の妊婦があると云ふことになり、その胎兒の二分の一なる二百十七人が満足で育つと云ふことになる。これは勿論、概數に過ぎない



が、兎に角も日本全國の娼妓の腹から毎年二百人内外の誰の胤とも解らぬ父無子が呱呱の聲を擧げることだけが明かである。これを十年間生み溜めれば、實に二千人の人口を増加することになる。此等の子供は全く罪の因果に懷まれ、惡縁につながれて生れた者である。奴隸賣買の生んだ、貞操賣買の生んだ、性慾享樂の生んだ、虚偽瞞着の生んだ副産物として、社會の罪惡を一身に負ふて犠牲となつた可憐の子である。惡質の遺傳は自己の罪ではない。長じて不良少年となるも、不良少女となるも、畸形兒となるも、低能兒となるも、瘋癲白痴となるも、秋毫も自己の罪ではない。これ皆な社會が特別な型に容れて御丁寧に鑄造して貰れた現象である。長じて詐欺をなし、横領をなし、竊盜をなし、人殺をなすは、自然の勢である。萬物の靈長たる人間となつて生れた爲めに良心の萌芽はあつても、牛羊を牧した裸山のやうに、青々した草木のやうな人格の發達がない。社會に出でて忽ちに罪を犯し、犯人となつて逮捕されるのは、自然の理數である。又た彼等は遊廓を見れば故郷の如く、娼妓を見れば母の如く姉妹の如く感ずる道理であるから、罪を隠す爲めにも、最後の決心を試みるためにもこの巷に現はれることも自然である。これは全く公娼制度が犯人を製造して社會に送り出して置いて、それが罪を犯して歸つて來た所を御用だと云つて捕へて喜ぶ制度である。

これは珍無類な警察學と云ふべきである。巡查を殖して事務を與へ、賞與を作る爲めには妙を得て得るが、倫理學から見れば、不仁極まる遣り方である。いゝ迷惑をするのは犯人ばかりである。社會教育上最も憂ふべき事である。

### 七 家庭破壊の罪惡

家庭とは一夫一婦の原則に基き、一男一女の人格的和合の生活を營むことを指すのである。そしてその生活に於て子供を養育して、自己の生命を第二の我に於て人類の中に繼承する事も家庭である。それに家庭とは具體的な建物を意味するのでは無く、又た先祖代々の家といふ抽象的偶像を意味するものでも無く、夫婦の愛とその延長に於ける親子の愛とを同一目的とする生活の本據に於て達成することである。それで家庭といふものは全く精神的なものであり生物的なものであるが、更に社會的のものであるのが特徴である。現代の社會はその單元に於ては個人を根底として居るが、個人と個人とが複合して更に新なる個體を生産してその社會を永遠に繼續する作用の基礎は、實に家庭といふものゝ上に置かれて居る。家庭と社會とは有機的な關係を有し、家庭なくして社會なく、

社會なくして家庭なき關係を作爲して居る。それでその家庭を健全ならしめんとするには、その社會を健全ならしめねばならぬし、社會を健全ならしめんとするにはその家庭を健全ならしめねばならぬ關係を爲して居る。それは取りも直さず、相對的實在であつて、その一方のみを健全ならしめることは出来ないもので、同時にその兩面を顧みて相方の向上に於てその目的を達成しなければならぬ。

公娼制度の存置はこの現代人の家庭生活に對して、如何なる影響を與へて居るか云ふに全くこれを破壊し去つて居る。遊廓に出入する嫖客を見るに、それは雷に未婚者とか、妻を失つた者とか云ふ種類の男子に限つたものではない。その過半数は有妻の男子である。それ等の中には名ばかりの結婚をして居る有名無實な夫婦關係に不満なことから、遊廓に走つてその満足を得ようとする者もあるが、圓滿なる家庭の主人にしてこの巷に足を入れる者が最も多いのである。平生は善良な夫であり、如何にも慈愛に富める父でありながら、秘密に或は公然と女郎買に出掛ける者が多い。普通の戀愛で結婚した鴛鴦の相柄であつたが、一月立ち二月立ち半年立ちに從つて妻に對する性的欲求が飽滿して免疫的となり物足りなく感ずる折柄、この沈滞を打開してもつと強烈な新性慾の生活

を營んで見たいと空想する。妻が病氣の折とか妊娠の折とか、又は交友とか宴會とか出張とか旅行とかの折に、この劣情が飛び出して妻には誠に濟まぬことゝは思ひながら、子供に對しては實に呆れた爺であるとは知りながらも、遂に靈が肉に負け善が悪に亡ぼされて遊廓に足を入れる。これがまだ隠れて行くのならばしをらしい所もあるが、公然と而も妻子の前でのろけを聞かせながら、世間の突合として女郎買するの止むを得ない所以を辯じ立て、これも皆な人から變窟な奴だと言はれたくない爲めだとか、お前達を思へばこそ無理な勸にも應ずるのだとか、變な議論を捏ね上げて良心に恥ぢぬ手合に至つては仕末に終へない。斯様な人物は小商人や小月給取や勞働者の間には數限りもなく多く居るので、この人達の力で公娼は維持され、遊廓は繁昌して居るのだと嘸んでも過言ではなう。

これは何う云ふ譯から來たかと云ふに、存娼論者が爲めにする目的から試みた男子性慾の變態的特權の發揮であるとするやうな得手勝手なものではなく、單に公娼が許可されて居る結果である。若し公娼が無かつたならばこの人達はその家庭に往生して謹直な良人となり、善良な父となつて圓滿な生活に安んじて居れる。縱令妻に飽きて變つた女を空想する妄念が起きるとしても、公娼がな

ければその實現が簡單に行かない爲めに諦めて、却つて家庭に忠實な心に反省させる餘地を與へられる。然るに公娼が存置されて享樂の機關が眼の前にぶら下つて居れば、この妄念をして現實化せしめる誘惑性を多量に持つ。剩へ朋輩と落ち合へばそれが悪友でなくても、狂水の取り持つ力で彼我ともに悪友に相化して、足は自から悪所に向つて車のやうに駆け出すのである。これは飯粒を置けば蠅が自から集り、埃溜を不潔にして置けば蛆が湧くと同様である。公娼論者が社會の埃溜を作つて家庭の婦女に對して私通姦通を防護したのは頼みもしない親切振りであつたが、そのお蔭で家の主人が妻子を置き去りにして女郎屋にばかり飛んで行くのは不親切甚だしい現象となつて現れた。先の親切は今になつては大なる仇になつて來た。親切ぶりを發揮して家庭の婦女を體裁よく縛り付けて置いて良人だけを我儘三昧に増長させて、而も謹直善良な我が家の人を蛆蟲同然にさせて金だけをすぼり取る算段であつたかと思へば、癢に觸ること甚だしく、いま／＼しいこと限りなしと云ふ有様である。これ家庭に於ける婦女の心情である。

一家の主人が悪所通をして家にも寄つて附かず、偶に歸れば新内もどきの聲色など覺えて來て、仕事も手に附かず、勤めも惰り、見世の金は掴み出し、月給や賃銀は持つて歸らず、田畑は何時の

間にか人手に渡り、着物も掛物も行方が知れず、唐櫃も土藏も今は自家の物ではなくなつて了ふ。來る者は債鬼ばかりで、その言譯に細君は當惑する。何うも怪しかつたと思へば、女郎を請け出して圍つたことがばれる。夫婦喧嘩は絶えない。本妻は本妻、妾は妾として公平に愛するといふ。これには馬鹿馬鹿しくて挨拶する氣にもなれない。さう女郎だと云つて嫌はないで、妹だと思つて面倒を見て遣れといふ。これには呆れて物が言へない。この風では女郎上りの妾が敷居を跨いで本妻の部屋へ乗り込むのも程遠いことではない。嫌な形勢になつて來て、去年まで楽しかつた家庭が急に暗黒な世界になつて了ふ。何時の間にか良人の下疳と淋毒と梅毒とが病院のやうに、自分の體中に列んで居ることが解る。その痛みと苦しさとは激烈である。而も良人は自分の療治にばかり熱心で、妻の療治は一向知らぬ顔である。鏡を見れば自分の衰れた姿には、今更愛想が絶える。寧ろ死んだ方が優しだと思ふ。醫者の話に依ればもう子供は出來ないと云ふ。悲觀の絶頂に達する。良人から死ねば好い鹽梅だと思はれるのが、口惜しくて憎くて堪らない。親にも兄弟にも合はず顔がない。涙がなくなつて了ふ。今は氣も狂はんばかりである。これは公娼の存置が家庭を破壊する順路であり、光景である。社會の風紀を取締り、その衛生を防護する目的とも役目とも自任した遊廓

が、遂に脱線して社會の基礎を爲せる家庭を木つ端微塵に叩き壊し、風紀を紊り衛生に戻つて傍若無人の振舞を爲すものである。而も官廳がこれを許可して、上前まで撥ねて居るに至つては、惡政といふよりも寧ろ暴政といふのが當つて居る。

家庭の破壊は獨りこの有妻の男子によつてのみ行はれるものではない。未婚の男子が唯だの一回惡所に行つただけでも、その祟として引き受けた花柳病は、直ちにその若い新婚の妻に傳染する。況して盛に遊蕩を極め込んだ男子からは猛烈に傳染する。結婚後數日或は一箇月ほど經つてから、その病氣が痛み出して晝夜寝られず、苦しんだ揚句の果は斯んなに悩むならば命も金もいらな、とんでも無いことをして結婚したと思ふ。それが局部ばかりの病だと思つて居る中に、何時の間に於てか筋肉及び内臓に及び、心臓にも故障を生じて、全身に亘つて關節炎を起して來る。これは病が膏盲に入つて。毒が全身に廻つた證據である。卵巢は犯されて不妊症となる。それから微毒の場合ならば、その感染した病が徐々に發展するのであるから知らずに居るので、遂に第一期第二期第三期と進む。最初は局部の腫物に過ぎぬものが、大きな傷となつて顔に吹き出し、髪の毛が抜け、骨が腐れて廢人となる。この微毒が末期になつて來ると腦脊髄を犯すので、關節の自由がきかなくなる。

上に、氣が狂つて來る。斯様に花柳病が家庭に入れば實に恐ろしいものである。精神病學者の調べた統計に依ると、精神病者の三分の一は微毒に基因してゐる。腦病又は心臟病に罹つて六十歳未滿で死ぬ者の大部分も亦た、この微毒又は淋毒に原因して居る。流産死産が花柳病に原因することは最も甚しい。又満足に生れても生産兒の五割八分は二才未滿に親からの遺傳微毒によつて死亡して居る。死なずに育つたとしても、その兒童には精神薄弱者、習慣性犯罪者、遺傳的精神病者、癲癇、白痴、酒癖者、遺傳病素質者、遺傳的畸形兒、遺傳的身體薄弱者等の謂ゆる不良種劣惡者を出すのである。性慾を抑制するのは身體に害があるとか、女郎を買ふのは健康の爲めであるとか言つて、一夜惡友に誘はれて登樓したのが原因で、却つて病毒を買ひ込んで保菌者となり、危險至極の青年と化したのを、落し藥や六百〇六號で隠して知らん顔して妻を探し、美人でなければならぬとか、品行が善くなければならぬとか、持參金がなければならぬとか、親の社會的地位が低くては駄目だとか、勝手な注文を列べながら恬然と構へて居る。ところが女の方では、快活で好人だとか、男らしい顔をして居る人だとか、働きがあつて將來有望だとか、親切な方だとか、人格が第一に立派だとか言つて自分の都合の好い解釋をして、華燭の典とまで漕ぎ付け、蜜月旅行も濟まして、これから落

ち付いて家庭の主婦として磨いた腕を世間に見せようとした時に、俄然激烈な花柳病に悩まされて九仞の功を一篋に缺くの怨を招ぐのである。泣いても悔んでも追ひ附かず、恥かしい病を撫で、空聞に悶える人となる。これは誰の罪かと云ふに、うつかり人を信用した自分の粗忽な罪には相違がない。けれども憎い方面から見れば、女郎買して病氣を背負ひ込んで居ながら品行方正な振りをして猫をかぶつて結婚した男子だと見られる花婿側に罪のあることが明かである。併し乍ら花婿だからと云つて自ら好んで病氣を妻にうつした譯ではない。氣の毒な事だと思ひ、恐縮千萬なものと感じるに違ひがない。そして女郎を買つたのは、性慾を抑へれば抑へることが出来たのを、禁慾は身體に害があるとか、自然に反するとか、公娼は官許だとか、遊興税は社會奉仕だとか、謂ゆる存娼論者に吹き捲くられた結果で、一夜酒興の餘に夢中で登樓したままである。何も主張も根拠もあつた譯ではない。眞に一時の出来心で散歩ぐらゐに思つて居たのが、遂にこの新家庭を破壊する一大事件となつたのである。それで罪の本家は全く遊廓にあるので、公娼を設置して、官許の座敷内で行ふ稼業に胚胎する。國家がこの稼業を公序良俗に反せぬ正善の行爲と認めて保護するばかりでなく、集娼制度の上からますます擴張して行く結果である。併しながらこの無智亂暴な政治は良心なく人格の統覺なく道念錯誤の甚だしいものであつて、遂に得るところのものは國民の新家庭を悉く破壊する大車輪的一幕を演ずるのみである。この點から考へたゞだけでも公娼の存置せられる理由は既に無くなつて居ると言はなければならぬ。公娼の存置は全く理由なしの存置であつて、愚な政治家の設けた遺物に外ならない。國民は自己の家庭を擁護する上に於て、即時廢止を執行しなければならぬ。一日遅れれば一日の損である。一夜早ければそれによつて幾百の家庭が救はれる。自分達夫婦の家庭にはさうした間違が無かつたとしても、娘や息子の家庭が將來何うなるかは豫期すべからざる不安である。天下の親は子孫の安全の爲めに憤然として起ち、無智頑迷なる政府と戦つて必ず公娼制度の撤廢を期すべきである。

## 第二款 藝妓存置の罪惡

### 一 公娼の場合と藝妓の場合との比較

く人格の統覺なく道念錯誤の甚だしいものであつて、遂に得るところのものは國民の新家庭を悉く破壊する大車輪的一幕を演ずるのみである。この點から考へたゞだけでも公娼の存置せられる理由は既に無くなつて居ると言はなければならぬ。公娼の存置は全く理由なしの存置であつて、愚な政治家の設けた遺物に外ならない。國民は自己の家庭を擁護する上に於て、即時廢止を執行しなければならぬ。一日遅れれば一日の損である。一夜早ければそれによつて幾百の家庭が救はれる。自分達夫婦の家庭にはさうした間違が無かつたとしても、娘や息子の家庭が將來何うなるかは豫期すべからざる不安である。天下の親は子孫の安全の爲めに憤然として起ち、無智頑迷なる政府と戦つて必ず公娼制度の撤廢を期すべきである。

藝妓營業を許可して藝妓を存置することの罪惡なることは、娼妓の稼業を許可して公娼を存置す

る罪惡と同様である。第一に、藝妓が身代金といふ前借によつて或る年期を附して、年齢、美醜、健康により二三百圓から三千圓ぐらゐの相場で、藝妓屋に於て賣買されて居るのは奴隸制度であつて、娼妓の場合と同様に罪惡である。第二に、藝妓が客の枕席に侍つて淫を鬻ぐことは貞操の賣買であつて、娼妓の場合と同様に罪惡である。第三に藝者買と稱して藝妓を招いで性慾の享樂に耽ることは、娼妓の場合と同様に罪惡である。殊に娼妓の場合には官廳の許可した座敷内で享樂するのであるから自ら享樂の場所が限定されて居るが、藝妓の場合にはそれが解放的である。侍合、料理屋は申すに及ばず、更に外出して市中到る所の旅館に於ても、又は遠隔の地方に旅行することに於ても、その性慾の享樂が盡されるのである。この點から見れば、藝妓の存置は娼妓の存置よりもその性慾享樂の罪惡が一層甚だしく、更に亡國的であると云ふことが出来る。第四に、男子が藝者買ひの遊を爲すのは性慾の享樂を目的とするのであるが、藝妓の方では藝を賣り淫を鬻いで金を得るのが目的である。そこで藝妓には手練手管があるので、遊客との間に虚偽欺瞞の罪惡の行はれること娼妓の場合と同様である。

第五に、藝妓は娼妓と異なつて府縣の方針により強制檢徴を行ふ地方と行はぬ地方とがある。そ

の行ふものに於ては、娼妓の場合と同様に罪惡である。況して官廳の方針により一流どころの藝妓にはこれを強制せず、單に二流三流どころに強制するに至つては、不公平甚だしい取締りであつて、不都合千萬なものである。一流の藝妓は淫賣をせず、二流の藝妓のみこれを爲すものと認めるのは、何の謂れも根據もない解釋である。謂ゆる一流の藝妓とは美醜、年齢、健康及び遊藝に於て他の藝妓に優越するところあり、且つ藝妓屋の社會的評判が高く、そこに出入する嫖客の社會的地位が高いと云ふ事實に原因したものである。つまり一流藝妓とは當代一流の人物がこれを寵愛すると云ふ折紙付きの別名に外ならない。決して賣淫をせぬ藝妓だと云ふ品行の證明でもなく、花柳病がないと云ふ内務省の保険付でもない。殊に當代一流の人物は藝妓を買つても性事を行はぬと云ふ意味でもなく、花柳病のない人種であると云ふ意味でもない。彼等は動物のやうに盛に性事を行ひ、猛烈に花柳病に罹るけれども、或る官廳ではその貴顯の枕席に侍る藝妓に敬意を表して、婦人の羞恥とすることに對して、強制檢徴の暴行を加へぬのである。この暴行を加へぬことは大に善いことであるが、これを二流三流の藝妓にだけ加へるのは甚だ不道德である。それも醫學上効力を認められない檢徴を形式的に行つて居るのは甚だしい愚學である。これは取りも直さず、藝妓なる

ものが總じて淫賣婦であつて花柳病の保菌者であるから、藝妓營業を許可する以上は娼妓の稼業に準じて、檢査して花柳病を驅除しようとする試みである。けれどもそれは娼妓の場合と同様に殆ど無効である。藝妓の花柳病率は百分の二十乃至四十三である。平均十人に三人の患者がある。これも二三分式の檢査法で眺めたゞけで決定したのであるから、徹底的に見たならば殆ど全部花柳病患者であるとも言はれて居る。

第六に、藝妓の存置は娼妓の存置と同様に、教育を破壊することに於ては同一の罪惡を犯すものである。殊に藝妓營業は娼妓稼業と異り、官廳の許可した座敷内で行ふべき制限がなく、その貞操の賣買が天下到る所に於て行ひ得るのであるから、それが教育上に及ぼす影響は甚大なるものである。殊に藝妓屋を町内に勸請して、鎮守の森と合祠して生殖器崇拜によつて土地繁昌の御託宣を得ようとする運動が起れば、そこにあつた小學校も女學校も絃歌淫聲の中に取り廻かれるので、遂には市會議員や學務委員の手によつて邪魔物扱にされて何處かへ放逐されて了ふのである。これは明に奴隸賣買又は貞操賣買の罪惡が、人格教育を破壊したものである。殊に女子教育は藝妓の存置によつて甚だしく體面を毀損されて居る。藝妓は娼妓と異り、境遇が自由な上に立派な營業として官廳に許可されて居るし、その外に着物や身の飾りや顔の作りには最善の努力を加へてその美を發揮し、その上に上流中流の教育ある男子の酒席枕席に招かれて生活して居るのだから、上品な商賣であると思はせる傾向になる。殊に下層の貧民に對しては藝妓になることを恥と思はず、却つて名譽に感ずる誤解を與へる。貧民窟の裏長屋の汚ない娘が半玉になつて以來、綺麗な容姿をして盆正月に家に歸ると、近所隣のお上さんや子娘共が集まつて來て、その身の上を褒め羨む様になる。男の兒では勞働者にするより外に出世の道がないが、女の兒は藝妓になれば金になつた上に出世することが出来るから、女の兒を持ちたがるやうになる。娘を女郎に賣ると云ふことは親としても氣持が悪く一種の恥と感ずるが、藝妓に仕立てると云ふことであれば、鼻高々と自慢するのである。隨つて斯様な空氣に育てられた娘達は工場に通つて勞働することや良家に雇はれて女中奉公することなどは下等な事に思ひ、藝妓になつて綺麗ななりをして立派な男子に可愛がられて生活するのが無上の幸福に考へるのである。奴隸賣買でも、貞操賣買でも、男子の性慾享樂の玩具になつても好いから、幸福な生活を營みたいと云ふことになる。斯様な女子の思想は澎湃として襲ふ所となり、藝妓志願者は年々増加して大正九年の末には七萬〇九百四十六人となつた。

第七には藝妓の存置は娼妓の存置と同様に家庭を破壊することに於て同様の罪惡を犯して居る。娼妓の場合は小額の學費で修學してゐる學生、月給取、小商人、勞働者のやうな謂ゆる無産階級の家庭を破壊するのであつたが、藝妓の場合は専ら有産階級に屬する男子の家庭を破壊するものである。殊に獨身の男子よりも有妻の男子の家庭を破壊することが甚だしい。これは件の男子が遊蕩費に自由なこと、藝妓の境遇が自由に性慾の享樂を與へる可能性に於て娼妓よりも優つて居る爲めである。それから女郎買と言へば如何にも下等な人間のやうに自ら感ずるから、そんな巷には行かうともしないが、藝者買と言へば趣味の高尙な男子のやうに自ら思ひ、金錢を惜しげもなく撒き散して美人を我が物にすることを男らしい遊と解し、それが一般の男子を羨ませ、家の汚い細君や近所隣のおかみさん達に見せ付けるのも面白いと感ずるのである。金の千圓も持つて綺麗な藝者を伴つて温泉にでも行つて一週間も遊んで來たいと思ふ一家の主人は如何ほど多いか知れない。斯う云ふことを理想として日夜金儲に没頭するのであるから、その惡影響の及ぶところは際限なしである。勉強も仕事も勤務も出世も成功も、その理想の實現の爲めであると解するやうになれば、藝者と金といふことが人生一切の動機となつて、總のものが手段となつて來る。先づ自省、自制、誠實、恭

謙、知慮、獨創、勇氣、雅量、廉恥、公正、自由、正義、博愛などと云ふことは考へて居る暇がなくなつて來る。不誠實、不正直、破廉恥、邪智、貪慾、猜疑、中傷、排擠、貶黜、輕薄、虛榮、賣名、速成、欺瞞、横着、暴虐、酒癖、賣淫の行爲が滿天下に行はれるやうになる。これは全く藝妓を官廳で許可して國民の教育を破壊して居る結果であつて、自業自得と云ふの外はない。

## 二 藝妓の存置に伴ふ特有の罪惡

藝妓の存置に伴ひ、それが娼妓の場合と異り、別種の新なる罪惡を構成して居る點が澤山ある。先づ藝妓取締規則を見るに、虚偽と無責任によつて謬られて居る。藝妓の營業が娼妓の稼業と異り、醜業でないといふ稱して居ながら、白日公然と大臣宰相を擒にして淫を嚙いで居るではないか。その證據には御前様方の落胤が澤山あるではないか。殿様の戀慕で藝者上りの令夫人が其處にも此處にも居るではないか。況してその他の貴顯紳商と藝妓の間は淫風滔々たるものではないか。藝妓營業が稼業でなく隨つて醜業でないなどと云ふ手前勝手な文句や都合のよい理窟を付けて、性慾享樂の法規的口實を拵へて置いて、一般人民には娼妓の稼業といふ淫賣買を許可するなどは、餘りに國



民を侮辱した権力の濫用振りである。そこで自ら二枚鑑札論が生じて来る。藝妓が事實上に於て娼妓と同様に賣淫を業として居る以上は、娼妓を兼ねなければならぬと云ふのである。即ち藝妓兼娼妓の二枚鑑札を下附することが合理的であると見做されるのである。この二枚鑑札の所持者は以前から遊廓地にだけ居たので、大正九年の末には三百九十一人ゐた。それでこの方針を擴張して全部の藝妓に二枚鑑札を與へるが善いと云ふのである。ところがこれは實行上不可能な怨がある。二枚鑑札になれば藝妓の營業と娼妓の稼業とを一人で兼ねることになるから、若し娼妓の稼業に重きを置けば集娼制度となつて全部の藝妓を遊廓地に收容しなければならぬ。若し藝妓の營業に重きを置けば藝妓に自由を與へて自ら散娼制度になつて了ふ。淫賣の時には遊廓地に於ける官廳の許可した座敷内で行ひ、藝を賣る時は遊廓から出て来てその邊を自由に駆け廻ることになる。それも藝のある者は内外を兼ねることも出来ようが、藝のない藝者も營業の上から自由に飛び出して、その邊を荒し廻はることになる。随つて取締は絶対に不可能になり、事實上行ふことの出来ぬ事柄となる。そこで或る論者があつて、二枚鑑札は事實不可能であるから藝妓をして純然たる藝人たらしめ、決して公私の酒席や男子の獨房枕席に侍ること無からしめねばならぬと云ふのである。この考

は頗る立派な考であつて、眞面目な人の意見であるから傾聴するに足るものである。ところが寄世や演藝場に出て、娘義太夫や女優や舞踏家や音楽家のやうな一家を爲せる藝術的職業に匹敵する職業を有する藝妓ならば出来るが、一般の藝妓には出来る相談ではない。現在の藝妓が職業として居る藝妓なるものは何であるかと問ふたならば、恥かしくて答に窮せざるを得ないであらう。三味線を弾いても歌を謳つても踊をやつても、それが純然たる藝術として演藝場で商賣になるまでに、ものに仕様とすることは甚だ骨の折れる事業である。それも僅少の藝妓には出来るとしても大多數の藝妓には不可能である。現在のところ、不見轉藝妓と呼ばれる者は十分の八を占めて居ると言はれる。そこで藝人になり兼ねた藝妓は娼妓になるのも嫌だから、悉く密賣淫婦になること明かである。ところで或る論者は藝妓學校を設立して藝妓を純然たる藝人たらしめる爲めに、人格教育を施せばよいと唱へる者がある。嘗て大正七八年の頃であるが、關西の或る都市で物好にも件の趣意から、縣知事認可の下に藝妓學校を設立してその開校式に市長や警察署長や教育家達が列席して、嚴肅な祝辭を奉つた。ところがその肝腎な藝妓達が恐れを爲して言ふことには、『こんな浮氣な商賣をして居る私達が堅氣な人様の眞似などをしては、世間に對して申譯がない。』とて大反對したので、

極く形ばかりの小數の生徒を勧誘して授業をして見たが、當局者も遂に遣り付れなくなつて閉鎖して了つたと云ふことである。斯様に現在貞操を賣つて居ながら女子教育を行つて成功し得ると考へることは、餘ほど頭の悪い人間でなければ計劃しない試である。

次に藝妓營業取締規則執行心得を讀んで見ると、第一條には藝妓營業の願書を受理する時には本人の品行の良否を調査すると云ふ文句が書かれて居る。又たその本人が未成年者であるか又は人の妻である場合には、法定代理人又は夫の品行良否を調査すると書いてある。それから第五條には、(1)目立つべき扮装を爲し道路を通行、徘徊せざることを表示し又は表示すべき手段を取り若くは取らしめ演藝の公會場に出演せざること、(2)藝妓たることを表示し又は表示すべき手段たる氏名等を以て廣告其他之に類する行爲を爲し若くは爲さしめざること、(3)藝妓たることを表示したる標燈其の他のものを掲出し若くは掲出せしめざること云々の文句が列べられてゐる。ところが此等の文句は規則に書かれて居ても、實際に於ては殆ど顧られない。規則によると藝妓を首めその父兄や夫は凡て品行方正の淑女又は紳士諸君のやうに聞えるが、實際のところは劣等なる動物に比較して差支のない人達である。こんな亂倫悖徳の連中を而も品行優良なりとしてその營業を許可す

る官廳の矛盾と無責任とは呆れざるを得ないが、それを規則に掲げて備へ付けて置く虚偽の行政法規には一層呆れざるを得ない。藝妓の扮装を爲して道路を通行徘徊するは勿論、汽車にも乗り、山にも登れば海にも泳ぎに行く。國民は憲法によつて逮捕監禁されたり居住移轉の自由を束縛されたりせぬのが權利の本體であるから、藝妓だからと云つて娼妓のやうに奴隸扱されて黙つて居るのは臣民の義務でなからう。全く何處の世界へ飛んで歩くとも勝手であるが、藝妓は醜業婦の扮装を爲して歩くのであるから、この取締心得は些も行はれて居ない。これは藝妓營業と云ふ賣淫業と憲法上の自由權とが衝突して矛盾を呈して居る光景で、風紀は自ら亂れざるを得ない仕掛になつて居る。藝妓營業を擁護すれば憲法の自由權を束縛しなければならぬし、憲法の自由權を擁護すれば藝妓營業を束縛するか又は廢止しなければならぬ結果となる。この兩方を立てようとするれば手拭で頬冠をしたやうになつて、左右の辻褄は合つても前後の處分は附かなくなる。それから藝妓が神社の祭禮や公私の祝賀會や國賓の招待會の時に演藝の公開場に出演して、手古舞を踊つたり太鼓を叩いたりすることは誰でも見聞する所である。これも人間の自由であるから束縛すべき道理はないのであるが、醜業婦の扮装をすることや、それを彼等の廣告術に應用するに至るのは藝妓營業を許可す

ることの法律的矛盾に原因するので、取締規則の大虚偽を曝露して居るものである。昨今は新聞なども餘程上品になつて藝妓の廣告などを餘り載せないやうになつたが、他の方面で色々な方法で廣告されて居る。第一に下等な雑誌や繪端書や寫眞帖で廣告されて居る。それから劇場や寄世の幔幕などで廣告したり、藝者町の入口で待合の屋號入りの標燈を假りて藝妓の存在を廣告して居る。これ等は取締規則の有名無實を證明して餘りある事柄である。

### 三 養子縁組及び少女醜業強制の罪惡

藝妓の存置を公許すれば随つて藝妓の志願者も多くなるから、藝妓營業が娼妓稼業と法規上に於て異なる結果として藝妓屋の抱主に取つては藝妓を選択しなければ營業の上に危険を伴ふことを免れない。先づ娼妓賣買の身代金は貞操の賣買を稼業とする法規上の意義から生じたものであるから、貞操の賣買を拒むことが出来ないで、それを拒めばその身代金を償却する方法が絶たれることになる。即ち娼妓は身代金によつて貞操の賣買を必然的に確保されて居る。ところが藝妓營業は貞操の賣買を營業として許可されて居るのではないから、貞操の賣買を拒んでも規定の年期を奉公

すればその身代金は償却されることになる。随つて藝妓の貞操賣買は當人の自由意志に基くことが多いので、抱主の思ふ壺に填まらぬことがある。抱主から見ても一の大なる金庫に均しい客であつても、藝妓から見ても嫌で堪まらぬ客であつた場合には、貞操の解放を忌避することになる。これを強制して若し逃げ隠れでもされた日には甚だ面倒になる。公の沙汰になれば必ず敗訴であり、自由廢業でもされた日には注ぎ込んだ金の利子も元も無くして了ふ虞がある。ところで藝妓業者は藝妓の選擇に留意するので、その最も安全なる方法として彼等の社會で行はれるのは、養子縁組である。これは藝妓屋の抱主が親権者となつて、その藝妓を養女として己が戸籍に登録する方法である。成るべく小女を買ひ取つて養ふのであるが、これは彼等の爲めには最も安全な米櫃の發見である。併しこれは道德上から見て、奴隸賣買の最も隱險な惡辣な手段である。民法親族篇に依れば、子はその家に在る父又は母の親權に服さなければならぬ。殊に未成年者の場合には監護され教育され、指定された場所にその居所を定めなければならぬ。従つて必要な範圍内に於ては親から懲戒される規定になつて居る。尤も父又は母が親權を濫用したり、著しく不行跡な時に裁判所は子の親族又は檢事の請求によつてその親權の喪失を宣告する事が出来ると規定されて居る。又大審院

の判決例を見れば、親となり子となる意志が毫もなく、唯だ營業上の手段として縁組した場合には民法上の養子縁組でないと云ふ規定も設けられて居る。けれども此等の法律的思想は總て我が國の家族制度の道德觀に根底したものであつて、法律の規定如何に拘はらずに因習として存在して居る。そこで藝妓の養子縁組は親子となる意志がなく、單に營業を目的とした縁組であつても、それが民法上の養子縁組でなくとも、さうした法律上の知識もない彼等の間に於ては、普通の道德思想に従つて親と呼び子と呼び、朝に夕に親權的關係を無意識的に作つて行くのである。知らず／＼の間に親子の關係を擬視して、抱主は支配の意志から親權を利用し、藝妓は保護の上からそれに服することになる。況して少女などはその抱主から監護され教育され懲戒されて居るのであるから、僞にもせよその親權に服さぬ譯には行かなくなる。又た實の父母と抱主との間には養子縁組の契約書なるものを取り替はされて居て、同人が藝妓を職業とするとも異議なきことを約條して居る。尤もこれは善良なる風俗に反した行爲であるから、法律上何等の價值なきもので問題にならぬが、併し教育なき彼等の社會に於ては單に契約といふ普通の道德觀念に支配されて、敢て犯すことの出來ない證文であると信ずる。隨つて法律上から見ても滑稽なやうでも、道德上の親子關係を利用して盛に

養子縁組して、一軒の藝妓屋で數十人の養女を蓄へるの奇觀を呈するに至つた。

その結果として藝妓の醜業は娼妓に較べて自由であるとは云ふもの、親權によつて強制されることになつた。その抱主の親權に服さなければ懲戒されても仕方ない形になつて居る。警察に飛び込んで保護を要求しても、逆に説諭を受けて親權者に引き渡される。汽車で逃げても好きな客と心中しても、後仕末は搜索願を出した親權者の手によつて處分される。況して少女の場合には絶對的にその親權に服して、唯だ抱主の意のままに振舞はなければならぬ。隨つて抱主が少女に醜業を強制することは必然の成行である。娼妓取締規則に依れば、滿十八歳にならなければ娼妓稼業を爲すことが出來ないが、藝妓取締規則に依れば滿十二歳になれば藝妓營業が出來ると規定されて居る。これは娼妓の方が醜業を營む理由から年齢を考査して、身體の完全なる成熟を條件としたのである。然るに藝妓の方は醜業を營まぬ掟になつて居るから、小供でも可いといふ譯で、義務教育を終へた年頃の滿十二歳としたのである。ところが實際に於ては養子縁組の結果として、十二歳未満の少女で藝妓營業を爲す者があるので、それは全藝妓の約一割を占めて居る。十八歳以下の少女は約三割五分を占め、二十歳以下が約五割五分を占めて居る。西洋諸國で女子の結婚年齢は大抵二十歳